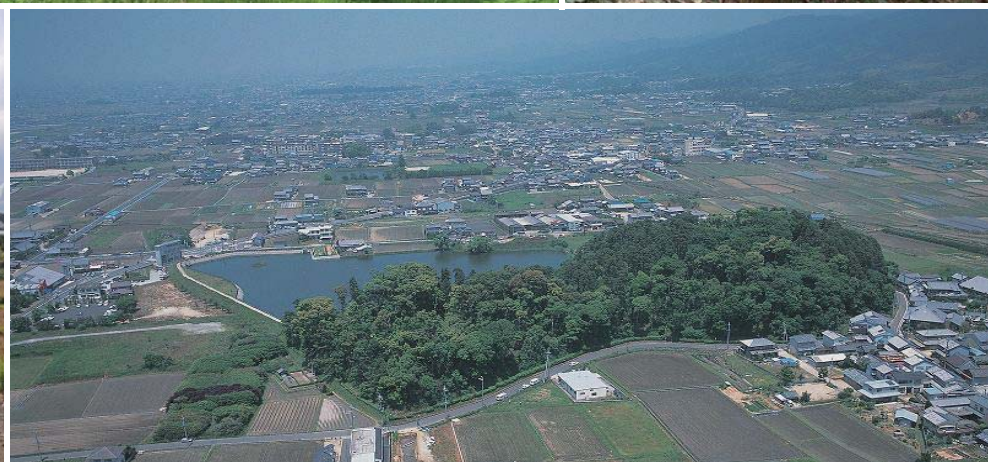


# 第二次桜井市環境基本計画

自然と歴史と人が共生する悠久のふるさと さくらい  
～豊かな自然と歴史と安全な暮らしを未来につなぐ～



桜井市



## はじめに

桜井市は、大阪湾に注ぐ大和川の源流、奈良盆地の中央東南部に位置し、古代国家の成立の舞台として数多くの歴史・文化遺産に恵まれ、大和青垣国定公園に代表される緑豊かな自然環境の中で、生活文化都市として発展してきました。

しかし、近年の社会経済の発展や都市化の進展に伴い、環境への負荷が増大し、自然環境・生活環境のみならず地球環境にも悪影響を与えていることが懸念されています。

私たちがライフスタイルを見直し、循環型社会の構築により限られた資源の有効利用を推進し、環境への負荷を低減することで良好な自然環境・生活環境・地球環境を将来へと受け継ぐことができます。

本市は、桜井市環境基本条例に基づき平成19年3月に「第一次桜井市環境基本計画」を策定し、市、市民、事業者、滞在者が一体となって、“環境にやさしいまほろばの里『桜井』”を目指し、環境保全に関する施策や活動を総合的かつ計画的に推進してきました。計画の策定から10年を迎え、その間の社会情勢や市を取り巻く環境は大きく変化しています。

これらの変化や国・県などの関係機関の動向を踏まえ環境施策をさらに推進するため、この度、「第二次桜井市環境基本計画」を策定しました。この計画は、目標年度を平成38年度（2026年度）とした本市の環境行政のマスタープランとして、また、「第5次桜井市総合計画」がめざす都市づくりを環境面から実現していくものであります。

市、市民、事業者、滞在者が一体となって豊かな自然と歴史と安全な暮らしを未来につなぐことで、緑豊かな自然環境、歴史環境に恵まれた“自然と歴史と人が共生する悠久のふるさと さくらい”を実現していきたいと考えております。

本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました桜井市環境審議会の委員の皆様をはじめ、市民・事業者アンケートにご協力いただきました皆様、並びに資料提供をいただきました皆様に心より感謝いたしますとともに、今後とも皆様の一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

平成29年3月

桜井市長 松井 正剛



# 目 次

## I. 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景と目的 .....	1
2. 計画の位置づけと役割 .....	3
3. 目標年次 .....	4
4. 対象地域 .....	4
5. 対象とする環境の範囲 .....	4
6. 計画の構成 .....	4

## II. 桜井市の環境特性と課題

1. 市の概況 .....	5
2. 自然環境 .....	16
3. 歴史環境 .....	30
4. 生活環境 .....	34
5. 景観 .....	49
6. 地球環境 .....	51
7. 環境保全活動への取組み .....	52
8. 市民・事業所へのアンケート調査 .....	53
9. 桜井市の環境上の課題 .....	62

## III. 目指す環境像と基本目標

1. 桜井市が目指す環境像 .....	69
2. 基本目標 .....	70

## IV. 目指す環境像を実現するための施策

1. 施策の体系 .....	73
2. 施策の展開 .....	74

## V. 地域別の環境配慮指針

1. 地域区分 .....	91
2. 地域別の環境配慮指針 .....	92
3. 主体別の環境配慮指針 .....	98

## VI. 計画の進行管理

1. 計画の推進体制 .....	101
2. 計画の進行管理 .....	102



## I. 計画の基本的事項

---





# I. 計画の基本的事項

## 1. 計画策定の背景と目的

### (1) 計画策定の背景

本市は、大阪湾に注ぐ大和川の源流、奈良盆地の中央東南部に位置し、古代国家の成立の舞台として数多くの歴史・文化遺産に恵まれ、大和青垣国定公園\*に代表される緑豊かな自然環境の中で、これまで着実に発展を遂げてきました。近代に入ってから木材の集散加工など、豊かな山林や田園の恵みを受けて自然環境と共生しながら栄えてきたまちでもあります。

しかし、近年、都市化の進展や生活様式の変化に伴い、地球温暖化問題\*をはじめとする様々な問題が地球規模で発生している状況にあり、世界的にも温室効果ガス\*の削減への取組みが、1997年の京都議定書\*、2015年からは先進国、途上国の多くの国と地域が参加するパリ協定\*に基づいて行われており、我が国もこの枠組みに参加して低炭素社会\*の構築に向けて努力しています。

本市においては、山林の荒廃や身近な自然環境の減少、生活排水による水質汚濁、廃棄物の質的变化と大量排出など、都市・生活型環境問題が顕在化しています。そのような中で、市民の間でも環境に関する意識は高まっており、クールビズ\*や、エコライフ\*など、さまざまな取組みが進んでいます。

深刻化する地球温暖化問題への対策として、本市においても、市民・事業者・滞在者・行政など本市に関わる全ての人々が環境保全の視点に立って、日常の活動を行うことが求められています。

### (2) 計画策定の目的

本市においては、平成19年3月に「桜井市環境基本計画」を策定し、良好な環境の保全と快適な環境の形成に向けて、環境面のマスタープランとして、環境施策の実行を進めてきました。

平成28年度が前計画の計画期間の最終年度であることから、今日の社会経済情勢の変化や、本市の環境問題の解決に向けて対応するため、第二次桜井市環境基本計画を策定しました。

前計画に引き続き、環境行政の推進にあたっては、市・市民・事業者・滞在者のそれぞれの活動が環境に影響を与えているということを知り、本市の環境をより良くするための取組みを進めていきます。

### (3) 計画策定の基本的な視点

本計画は、次の事項を基本的な視点として策定します。

#### 1) 恵み豊かな環境の保全と継承

「大和の地 桜井」として世界に誇るべき有数の歴史的文化遺産や、大和青垣の豊かな自然環境など、恵まれた環境を適正に保全するとともに、その恵みを後世にわたって継承します。

#### 2) 環境への負荷の低減

大気環境・水環境など、良好な環境を確保するため、あらゆる場において、環境への負荷を極力抑制します。

#### 3) 快適な生活環境の創造

豊かな自然や歴史的文化遺産など、本市の優れた環境特性を活かし、うるおいとやすらぎの感じられる、桜井市にふさわしい生活環境を創造します。

#### 4) 地球環境保全に向けた取組みの推進

地球環境問題は、市民一人ひとりの生活活動や地域の産業活動と深い関わりを有することから、地域の環境問題と地球環境問題を一つのものと考え、地域の環境に対する取組みを通じて、地球環境問題の解決に貢献します。

#### 5) 環境の保全と創造に向けた自主的・積極的行動の実践

市・市民・事業者・滞在者の各主体が、環境への関わりを認識し、お互いが協働\*・連携して、自主的・積極的な行動を実践します。

## 2. 計画の位置づけと役割

### (1) 計画の位置づけ

本計画は、桜井市環境基本条例第9条に示されているように、「環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱」であり、「環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」を定めた本市の環境面のマスタープランに位置づけられるものです。

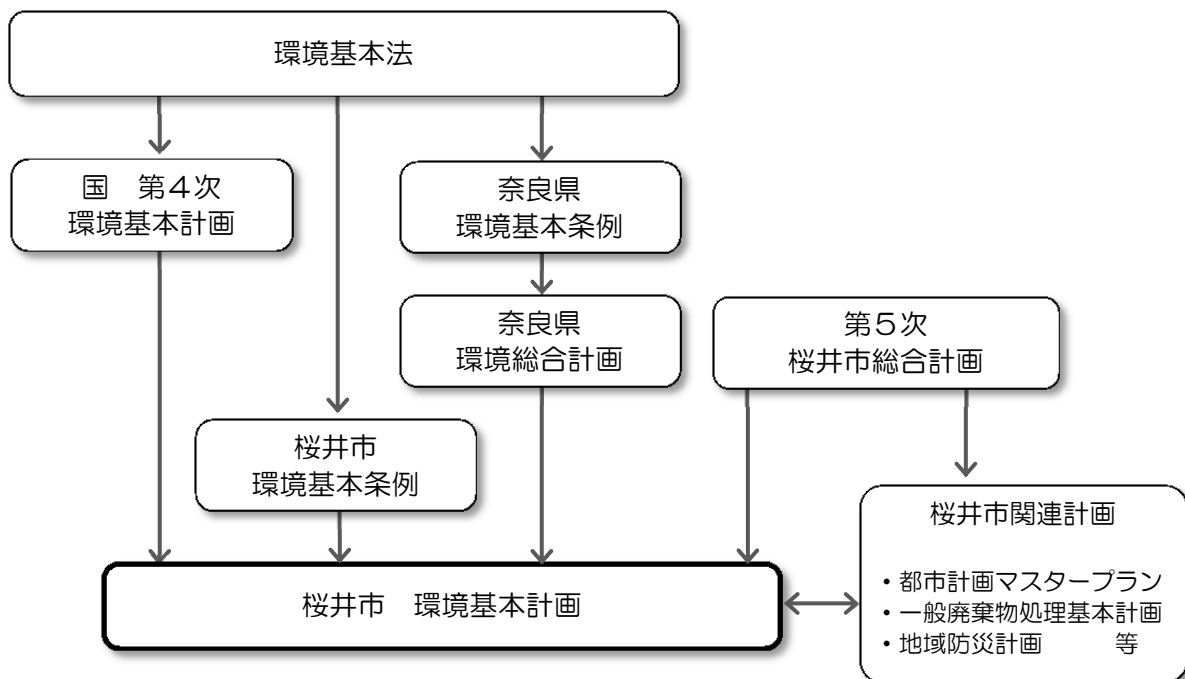


図 計画の位置づけ

### (2) 計画の役割

本計画は、次の事項の役割を担います。

- 1) 「第5次桜井市総合計画」で掲げている将来都市像の実現に向けて、環境面から具体化を図る環境総合計画
- 2) 市の環境行政の基本となる計画であり、各種環境施策の基本的方向を示す
- 3) 関連行政計画や開発計画の立案、実施にあたっての環境配慮の指針
- 4) 市民・事業者・滞在者などが環境に優しい行動を実践していくための指針

## I. 計画の基本的事項

### 3. 目標年次

本計画の計画期間は、平成 29 年度（2017 年）から平成 38 年度（2026 年）までとします。

なお、本市の最上位計画である第 5 次桜井市総合計画の最終年度が平成 32 年度（2020 年）であることから、本計画においても、概ね中間時期である平成 33 年度（2021 年）に総合計画の内容や施策の進捗状況、目標の達成状況を踏まえて見直しを含め、点検を行うこととします。

### 4. 対象地域

本計画の対象地域は、桜井市全域としますが、桜井市の環境は市域のみで独立して形成されているわけではなく、周辺地域との一体性を考慮する必要があります。特に、本市の特色である林業が周辺地域の山林も含めて成り立っていることや、本市が大和川の源流域に位置しており、下流域に与える影響が大きいことを念頭に置きながら、広域的観点で計画を策定します。

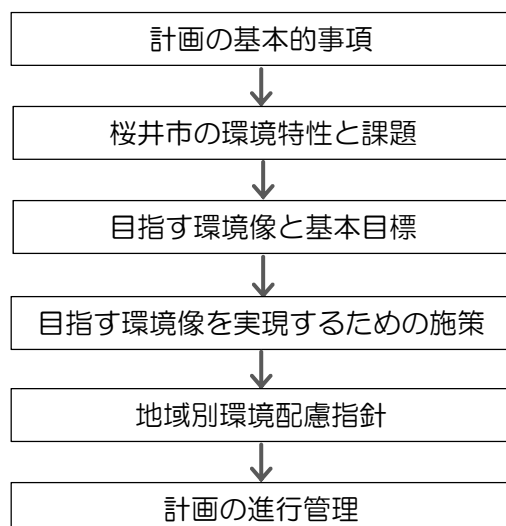
### 5. 対象とする環境の範囲

本計画における環境の範囲は、次のとおりとします。

- ・自然環境・・・地形・地質、水系、土壌、気象、植物、動物、自然景観 等
- ・歴史環境・・・文化財、歴史的風土、歴史的景観 等
- ・生活環境・・・大気汚染、水質汚染、騒音、振動、臭気、土壌汚染\*、地盤沈下、廃棄物、身近な緑、身近な水辺、身近な景観 等
- ・地球環境・・・地球温暖化、オゾン層\*の破壊、酸性雨\* 等

### 6. 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりとします。



## Ⅱ. 桜井市の環境特性と課題

---



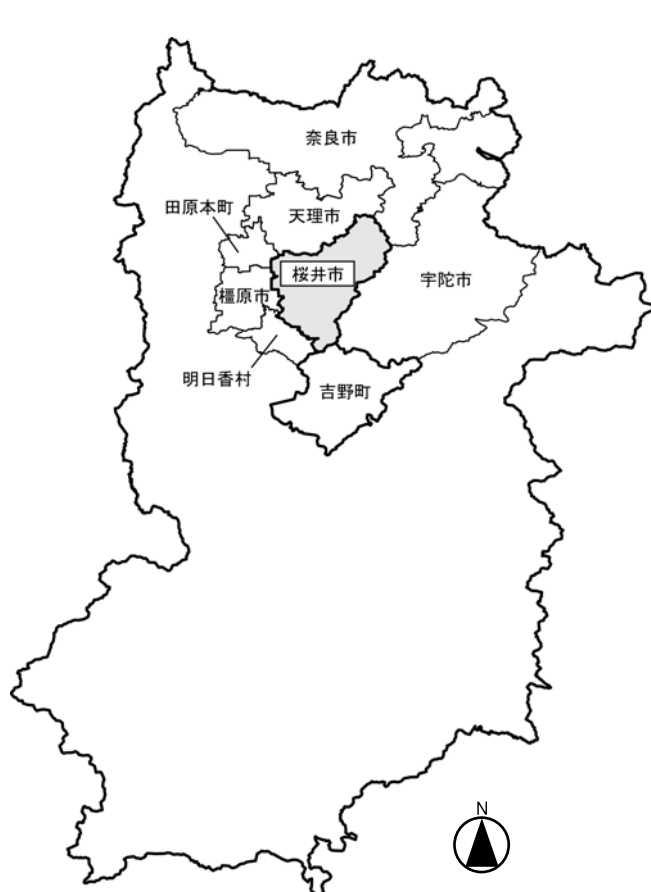
## Ⅱ. 桜井市の環境特性と課題

### 1. 市の概況

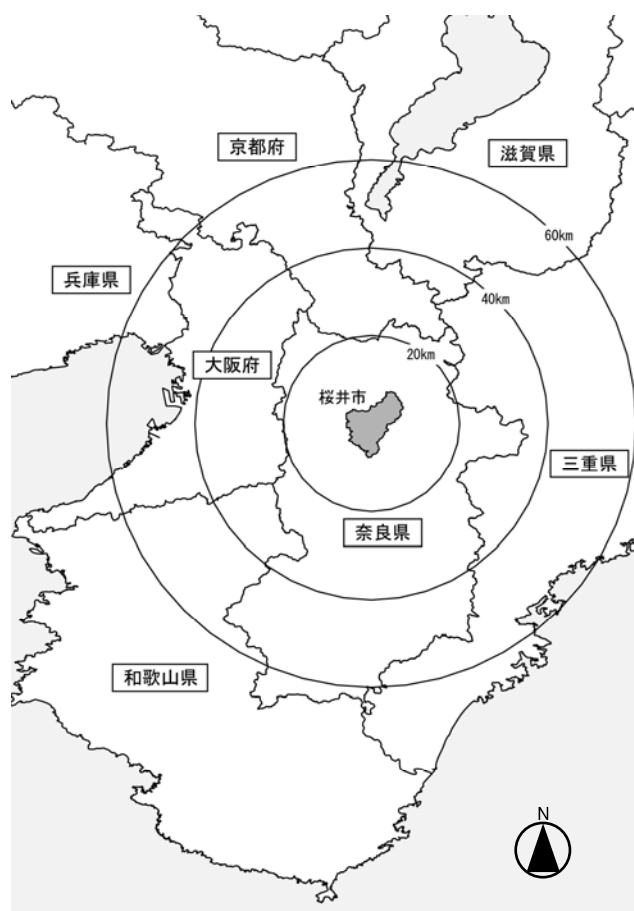
#### (1) 位置

桜井市は、奈良盆地の中央東南部に位置し、北は天理市と奈良市、東は宇陀市、南は明日香村と吉野町、西は橿原市と田原本町に接しています。市の中心部は、東経 135 度 51 分・北緯 34 度 31 分にあります。市域は、東西 11.9km、南北 16.4km、面積 98.92km<sup>2</sup>となっています。

県庁所在地である奈良市までは 20km 圏（30 分圏）、大阪市へは 40km 圏（1 時間圏）にあります。



位置図



広域位置図

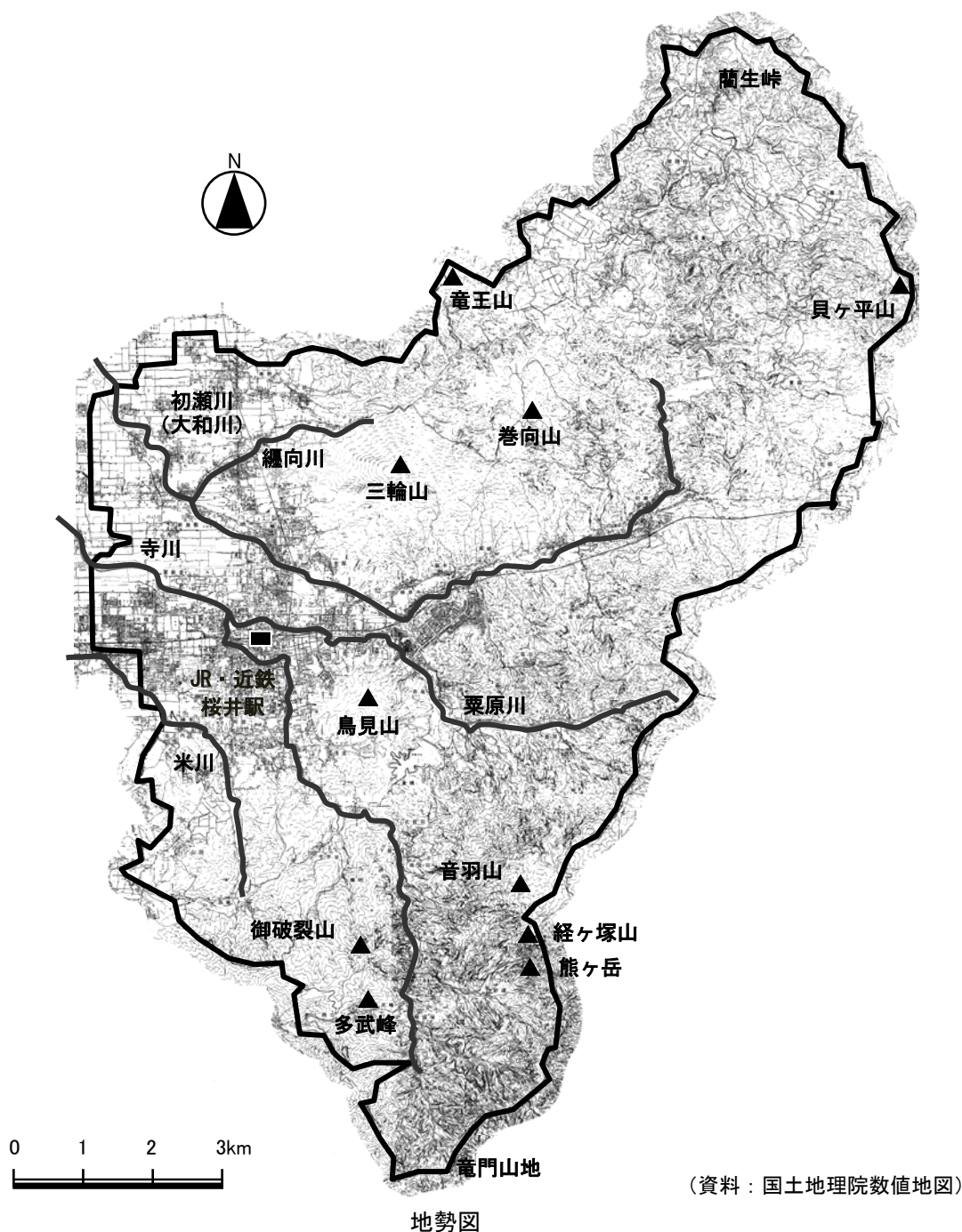
## Ⅱ. 桜井市の環境特性と課題

### (2) 地勢

北部は、貝ヶ平山、蘭生峠、竜王山を経て山辺郡、天理市に続き、南部は、竜門山地を境として吉野郡に、さらに、熊ヶ岳、経ヶ塚の山峰を擁し、宇陀郡におよびます。中央部から東へは、三輪、巻向、初瀬の山々が連峰し、大和高原の一部となっています。これらの山々に囲まれ、平坦部は、西北部にしだいに傾斜しながら大和平野にひろがり、田原本町、橿原市と隣接しています。

河川は、大和川水系であり、初瀬川、粟原川、寺川、米川、纏向川が、かんがい用水として、平坦部一帯を潤し、農作物に大きな恵みを与えています。

市街地は、JR・近鉄桜井駅を中心として形成されています。





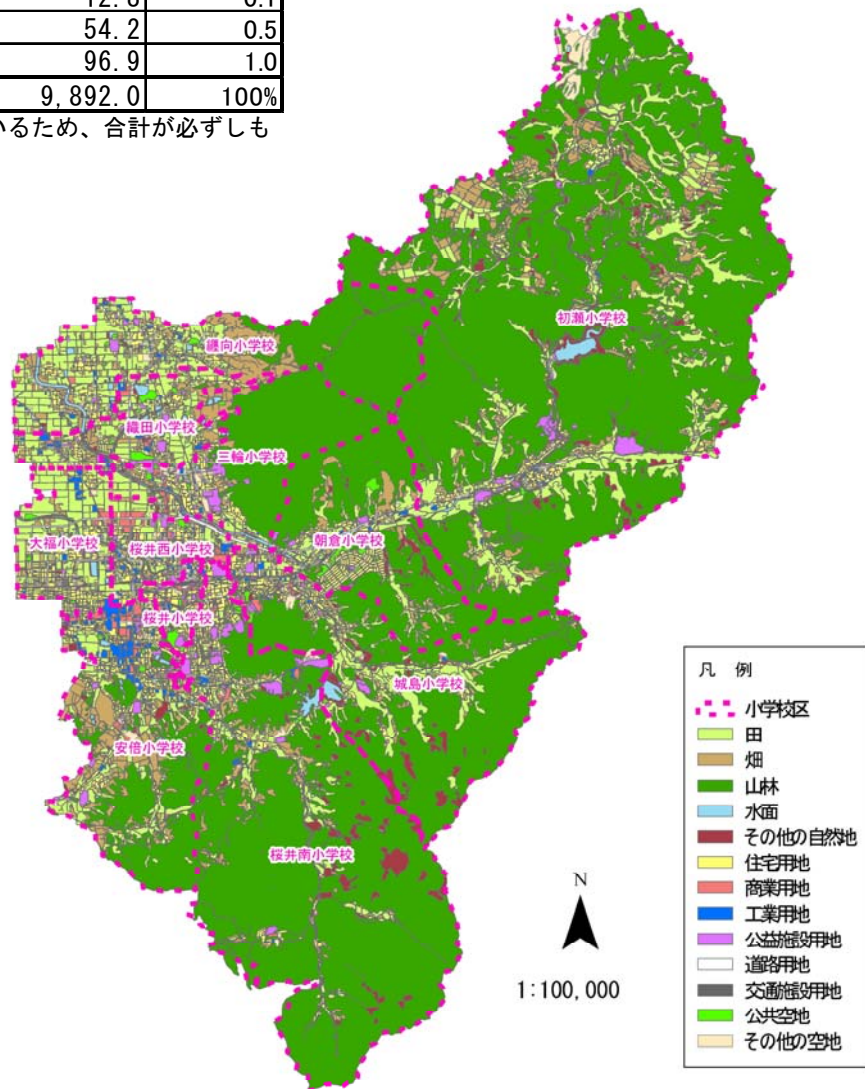
(3) 土地利用

本市の土地利用区別面積は、山林（60.6%）が最も大きく、次いで田（13.0%）、住宅用地（7.1%）となっています。

土地利用区別面積

土地利用区分	面積 (ha)	割合 (%)
田	1,284.9	13.0
畑	666.8	6.7
山林	5,998.2	60.6
水面	108.0	1.1
その他の自然地	270.6	2.7
住宅用地	704.7	7.1
商業用地	96.9	1.0
工業用地	96.5	1.0
公益施設用地	152.8	1.5
道路用地	348.7	3.5
交通施設用地	12.8	0.1
公共空地	54.2	0.5
その他の空地	96.9	1.0
合計	9,892.0	100%

割合は、四捨五入しているため、合計が必ずしも100%にならない。



(資料：平成 26 年度 都市計画基礎調査、桜井市)

## Ⅱ. 桜井市の環境特性と課題

### (4) 沿革

本市は、奈良盆地の清流を集め大阪湾に注ぐ大和川の上流、奈良盆地の東南部に位置します。このあたりは、古くは「大和は国のまほろば」とうたわれた「大和」の地域でした。米作りが始まった弥生時代には、銅鐸の出土で知られる大福遺跡や芝遺跡などの大規模な集落遺跡が出現しました。

そして、弥生時代後期から古墳時代前期にかけての3~4世紀には、纏向の地に大集落が築かれます。

5世紀に入ると雄略天皇の泊瀬朝倉宮、6世紀末には欽明天皇の磯城嶋金刺宮が築かれ、6世紀末の推古天皇が飛鳥に宮を移すまでの間、約400年にわたって古代国家の成立の舞台となったのがこの桜井でした。

中世になって、三輪郷、桜井郷、初瀬郷は次第に門前町の姿をととのえ、近世に入ると、札の辻を中心に桜井は、宿場町の性格を示し始めます。

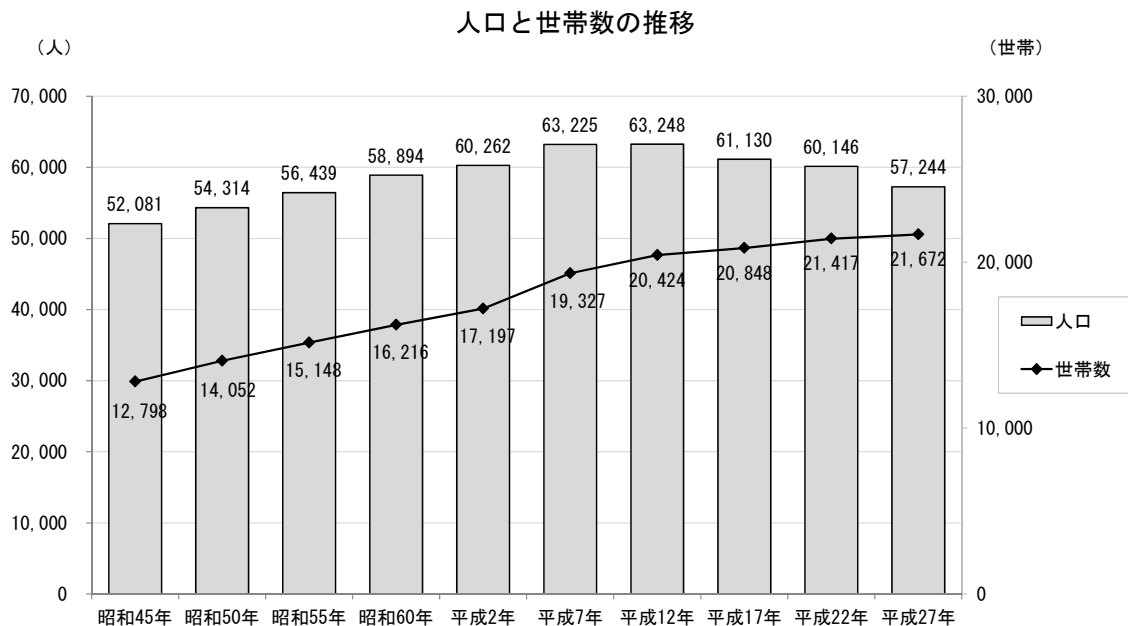
近代に入って鉄道が敷設され、自動車交通が発達するに及んで桜井は、木材の集散と加工のまちに変貌し、都市への道を歩むこととなります。

その後、昭和31年に市制がひかれ、同年上之郷村、同34年初瀬町、同38年大三輪町と合併し、一部境界変更を経て現在の桜井市を形成しています。

### (5) 人口・世帯数

本市の人口は、平成27年で57,244人となっており、平成12年の63,248人をピークに減少傾向にあります。

また、世帯数は、核家族化の進行などにより、微増傾向で推移しています。

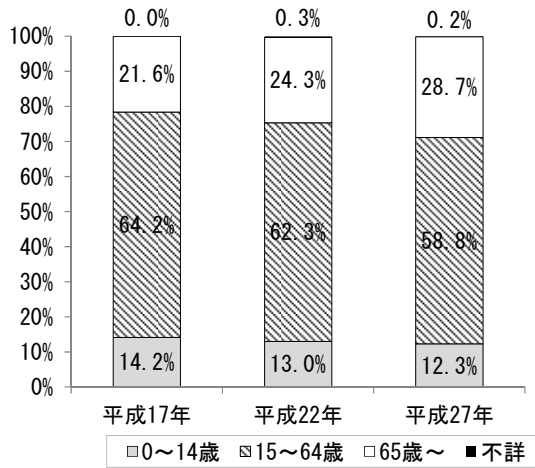


(資料：国勢調査)

平成27年の年齢別人口は、15歳未満が7,037人(12.3%)、15～64歳が33,687人(58.8%)、65歳以上が16,419人(28.7%)となっています。

年齢別人口の推移を見ると、15歳未満の減少、65歳以上の増加が進んでおり、少子高齢化が進んでいます。

年齢別人口比率の推移



年齢別人口

年齢階層 年度	0～14歳	15～64歳	65歳～	不詳
平成17年 (人口割合)	8,680 14.2%	39,254 64.2%	13,196 21.6%	0 0.0%
平成22年 (人口割合)	7,846 13.0%	37,462 62.3%	14,642 24.3%	196 0.3%
平成27年 (人口割合)	7,037 12.3%	33,687 58.8%	16,419 28.7%	101 0.2%

(資料：国勢調査)  
(外国人は含まない)

## Ⅱ. 桜井市の環境特性と課題

### (6) 産業

#### 1) 産業の構成

本市の産業従事者数は平成 22 年で、25,162 人です。そのうち、第三次産業従事者数が最も多く 17,522 人(69.6%)であり、第二次産業従事者が 6,581 人(26.2%)、第一次産業従事者が 710 人(2.8%)となっています。

平成 22 年における産業別の構成比は、平成 12 年と比較すると、第一次産業 0.7 ポイント減、第二次産業 5.4 ポイント減、第三次産業 5.5 ポイント増となっています。

#### 産業の構成

産業区分	平成12年		平成17年		平成22年	
	従業員数 (人)	構成比 (%)	従業員数 (人)	構成比 (%)	従業員数 (人)	構成比 (%)
第一次産業	1,006	3.5	966	3.5	710	2.8
農業	952	3.3	942	3.5	678	2.7
林業	52	0.2	23	0.1	32	0.1
漁業	2	0.0	1	0.0	0	0.0
第二次産業	9,070	31.6	7,649	28.0	6,581	26.2
鉱業	5	86.4	3	86.4	0	0.0
建設業	2,657	9.3	2,246	8.2	1,877	7.5
製造業	6,408	22.3	5,400	19.8	4,704	18.7
第三次産業	18,387	64.1	18,155	66.6	17,522	69.6
電気・ガス業	179	0.6	145	0.5	159	0.6
情報通信業	1,655	5.8	400	1.5	360	1.4
運輸業・郵便業		0.0	1,181	4.3	1,291	5.1
卸売業・小売業	6,714	23.4	5,483	20.1	5,020	20.0
金融業・保険業	841	2.9	731	2.7	717	2.8
不動産業等	279	1.0	283	1.0	389	1.5
学術研究業		0.0		0.0	601	2.4
飲食店、宿泊業		0.0	1,134	4.2	1,261	5.0
娯楽、生活関連		0.0		0.0	908	3.6
教育、学習支援		0.0	1,292	4.7	1,161	4.6
医療・福祉		0.0	2,587	9.5	2,881	11.4
複合サービス		0.0	350	1.3	192	0.8
サービス業	7,640	26.6	3,603	13.2	1,594	6.3
公務	1,079	3.8	966	3.5	988	3.9
分類不能の産業	231	0.8	508	1.9	349	1.4
合計	28,694	100	27,278	100	25,162	100

(資料：国勢調査)

※構成比は、四捨五入しているため、合計が必ずしも 100%にならない。

2) 事業所数

本市の平成 24 年における事業所総数は 2,550 事業所です。そのうち、最も多い産業は、卸売・小売業 709 事業所 (27.8%)、次いで、製造業 387 事業所 (15.2%)、建設業 210 事業所 (8.2%) となっています。

平成 24 年の事業所数は、平成 18 年と比較すると、総数で 213 事業所が減少しています。

事業所数の推移

産業分類	年度別 事業所実数 ・構成比	平成18年度		平成21年度		平成24年度	
		実数	構成比 (%)	実数	構成比 (%)	実数	構成比 (%)
総数		2,763	100.0	2,779	100.0	2,550	100.0
農林漁業		1	0.0	3	0.1	4	0.2
建設業		207	7.5	223	8.0	210	8.2
製造業		442	16.0	389	14.0	387	15.2
電気・ガス・熱供給・水道業		3	0.1	4	0.1	2	0.1
情報通信業		4	0.1	11	0.4	9	0.4
運輸業		42	1.5	38	1.4	34	1.3
卸売・小売業		844	30.5	826	29.7	709	27.8
金融・保険業		31	1.1	37	1.3	34	1.3
不動産業等		136	4.9	163	5.9	154	6.0
学術研究、専門・技術サービス業		-	-	77	2.8	72	2.8
飲食店・宿泊業		265	9.6	267	9.6	263	10.3
生活関連サービス業、娯楽業		-	-	208	7.5	196	7.7
医療・福祉		167	6.0	176	6.3	174	6.8
教育・学習支援業		95	3.4	100	3.6	82	3.2
複合サービス業		34	1.2	28	1.0	18	0.7
サービス業		469	17.0	208	7.5	202	7.9
公務		23	0.8	21	0.8	-	-

(資料：総務省統計局)

(平成18年度「事業所・企業統計調査」10月1日現在)

(平成21年度「経済センサス・活動調査」7月1日現在)

(平成24年度「経済センサス・活動調査」2月1日現在)

※構成比は、四捨五入しているため、合計が必ずしも 100%にならない。

## Ⅱ. 桜井市の環境特性と課題

### 3) 製造業

本市において、従業者数および製造品出荷額が最も多い製造業は食料品製造業で、次いで木材・木製品製造業となっています。

食料品製造業には、三輪そうめん、笠そば、製粉および酒造等、地域の風土を活かした食料品の製造が含まれています。木材・木製品製造業は、後背地の多武峰材や吉野材を背景に建築用材、桶、木箱、パレット、神具、曲輪（まげわ）、集成材および襖等の製造が含まれています。

#### 中分類別製造業の状況

産業分類	事務所数 (所)	従業員数 (人)	製造品 出荷額等 (万円)
食料品製造業	44	1,125	2,586,929
繊維工業	4	105	156,376
木材・木製品製造業（家具を除く）	27	229	374,803
家具・装備品製造業	5	131	181,422
パルプ・紙・紙加工品製造業	3	17	13,114
印刷・同関連業	5	60	47,960
化学工業	1	4	X
プラスチック製品製造業（別掲を除く）	8	77	210,556
ゴム製品製造業	1	6	X
なめし革・同製品・毛皮製造業	2	32	X
窯業・土石製品製造業	4	38	19,675
鉄鋼業	1	26	X
金属製品製造業	9	145	297,320
はん用機械器具製造業	1	5	X
生産用機械器具製造業	4	133	249,735
業務用機械器具製造業	2	70	X
電子部品・デバイス・電子回路製造業	2	54	X
電気機械器具製造業	1	13	X
情報通信機械器具製造業	1	73	X
輸送用機械器具製造業	2	27	X
その他の製造業	6	47	61,013
合 計	133	2,417	4,198,903

（資料：平成26年工業統計調査）

※Xは該当数字の公表をさし控えたもの

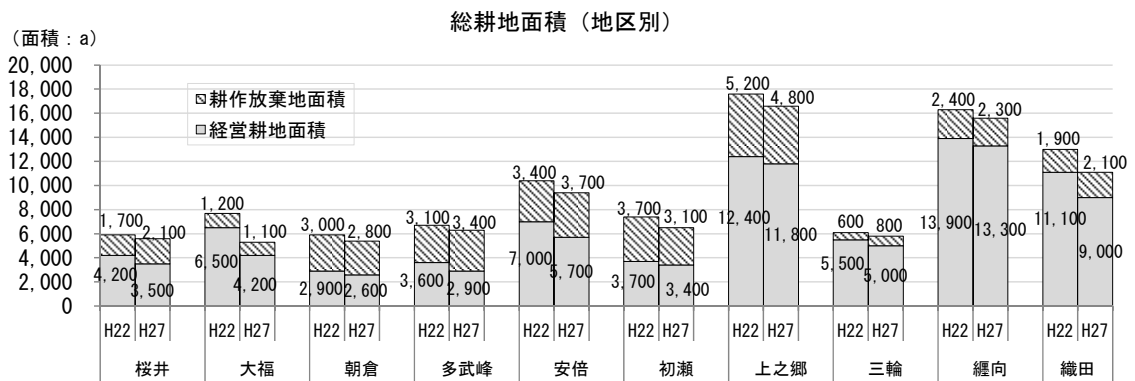
4) 農林業

—農業—

本市の平成 27 年における農地は、経営耕地面積 61,400a で、耕作放棄地面積 26,200a となっています。平成 22 年と比較すると、経営耕地面積は 9,400a 減であり、耕作放棄地面積はほぼ横ばいとなっています。

全市的には米を中心とした複合経営となっています。水田は、市域北西部の奈良盆地内に多く、山地にも谷底や斜面に棚田が発達しています。

平成 27 年におけるほ場整備率は、水田 20%、畑 9%であり、生産基盤の整備として、農道の整備拡充やかんがい排水施設の整備が進められています。



地区	経営耕地面積 (a)		耕作放棄地面積 (a)	
	平成22年	平成27年	平成22年	平成27年
桜井	4,200	3,500	1,700	2,100
大福	6,500	4,200	1,200	1,100
朝倉	2,900	2,600	3,000	2,800
多武峰	3,600	2,900	3,100	3,400
安倍	7,000	5,700	3,400	3,700
初瀬	3,700	3,400	3,700	3,100
上之郷	12,400	11,800	5,200	4,800
三輪	5,500	5,000	600	800
纏向	13,900	13,300	2,400	2,300
織田	11,100	9,000	1,900	2,100
総数	70,800	61,400	26,200	26,200

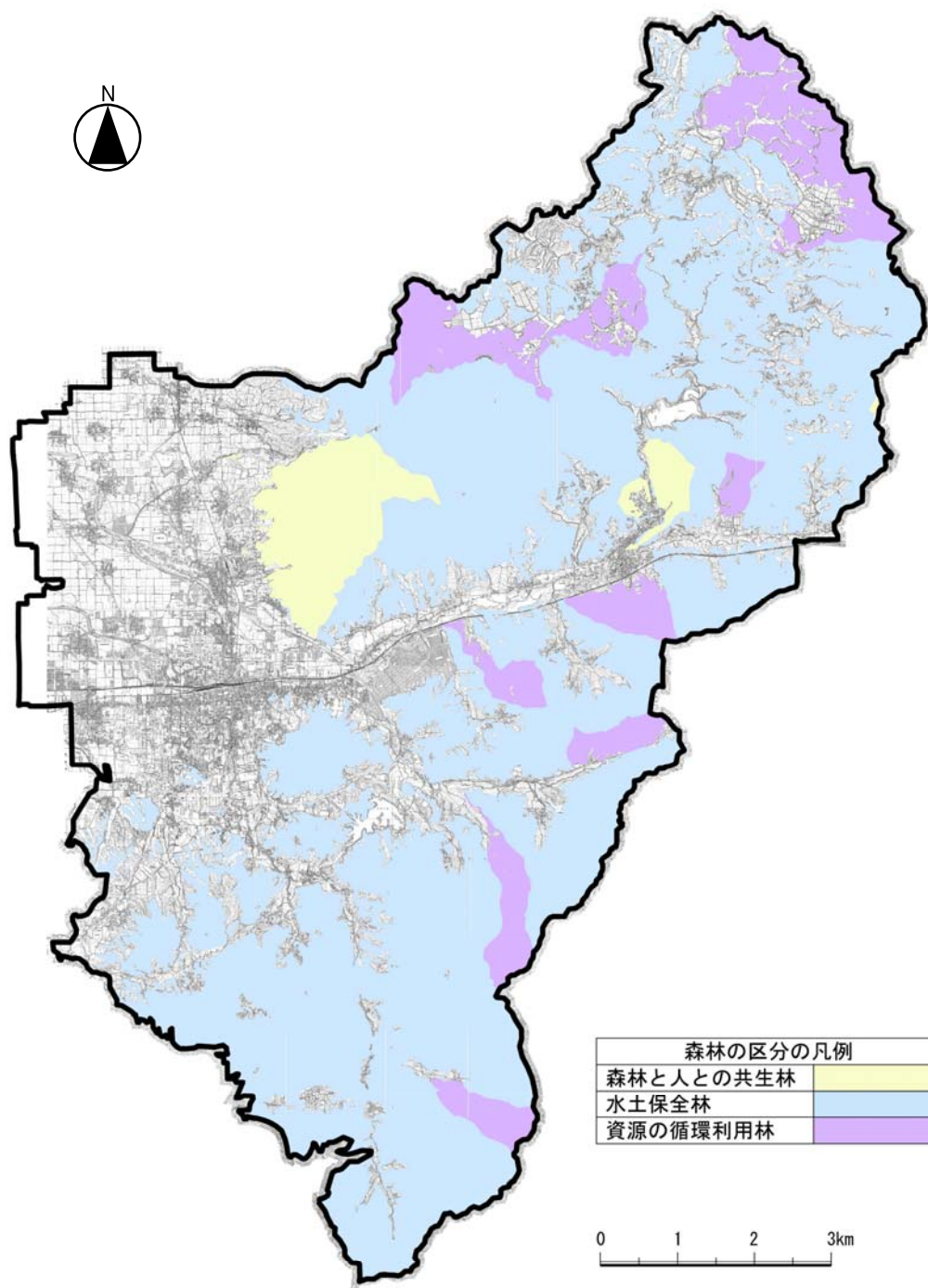
※安倍地区には旧香具山村の一部（吉備）を含む

（資料：世界農林業センサス報告書）

—林業—

本市の森林面積は 6,576ha で、全て地域森林計画対象民有林であり、かつ、ほとんどが私有林となっています。人工林率は 83%に達し、県下でも有数の人工林地帯が形成されています。

桜井市森林整備計画では、本市の森林整備の基本的な推進方向を、水土保持林（水源かん養機能、山地災害防止機能を重視）、資源の循環利用林（木材等生産機能を重視）、森林と人との共生林（生活環境保全機能、保健文化機能を重視）という 3 つに区分しています。（次ページ参照）



森林整備計画概要図

(資料：市農林課)



5) 観光

本市は、観光資源として、豊かな自然環境資源、優れた歴史文化資源を有しています。

自然環境資源としては、大和青垣国定公園があり、その裾野を縫うように我が国で最も古い道といわれる山の辺の道を歩くことができます。

歴史文化資源としては、社寺（大神神社、長谷寺等）、遺跡（脇本遺跡、上之宮遺跡等）があり、「大和」の時代から続く歴史を感じることができます。

市全体における観光入込客数は、ほぼ横ばいで推移しています。

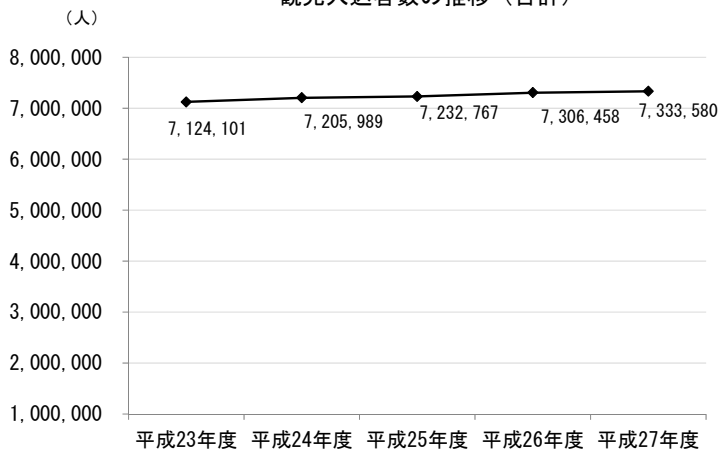
本市への観光形態は、日帰り型、立ち寄り型であり、観光入込客数の9割以上（うち、8割が大神神社）が社寺などの歴史資源に関連しています。

観光入込客数

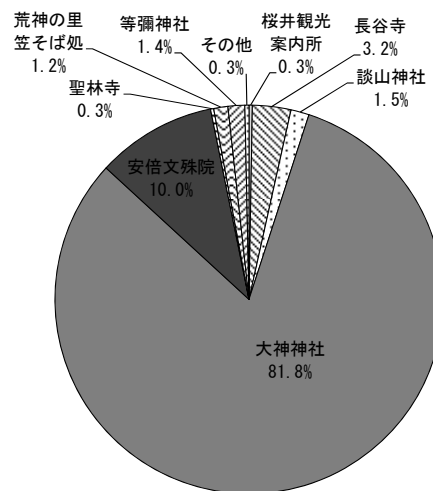
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
桜井市立埋蔵文化財センター	8,097	6,328	7,287	5,780	5,721
桜井観光案内所	13,444	14,036	11,088	9,529	20,301
長谷寺	338,500	308,500	277,555	266,150	235,200
談山神社	121,500	127,250	119,400	124,700	111,800
大神神社	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000
安倍文殊院	456,604	570,813	640,098	697,470	732,928
聖林寺	15,200	21,900	17,700	17,400	19,000
石位寺	1,762	3,684	2,134	1,684	1,665
荒神の里 笠そば処	74,376	75,317	74,227	83,956	87,389
喜多美術館	1,016	1,436	1,373	1,244	1,192
桜井市初瀬観光センター	14,552	13,225	16,655	14,695	9,884
等彌神社	77,800	59,050	58,800	78,800	102,000
與喜天満神社	1,250	4,450	6,450	5,050	6,500
合計	7,124,101	7,205,989	7,232,767	7,306,458	7,333,580

（資料：市観光まちづくり課）

観光入込客数の推移（合計）



観光入込客数の内訳（平成27年度）



※観光入込客数の内訳（平成27年度）の表現年間入込客数が1万人未満の項目については、「その他」として、1つの項目にまとめて表現している。

### 2. 自然環境

#### (1) 地形・地質

本市の地形は、大きく「市域東側の山地・丘陵地・台地」と「市域西側の低地」に区分されます。急峻な三輪山などの山地や初瀬川の渓谷など、変化に富んだ地形は、特徴的な景観を形成する基本的な要素となっています。

##### 1) 市域東側の山地・丘陵地・台地

地形は、山地・丘陵地・台地（北：大和高原、南：大峰山地）であり、地質は、ほとんど花崗岩類が風化・砂質土化したマサ土です。このため、河川などの表流水は地下に伏流しやすく、また扇状地、谷底平野、崖地などでは、土砂災害を受けやすい地域も多くあります。

##### 2) 市域西側の低地

地形は、奈良盆地に含まれる低地であり、地質は、主に礫・砂・泥などの未固結堆積物で形成されています。

##### 3) 自然景観資源

自然景観資源調査<sup>(注)</sup>において、本市では、御破裂山（最高標高 607m）および音羽山（最高標高 852m）が、山地（非火山性）景観の非火山性孤峰（小地形）として、自然景観資源に選定されています。

(注) 自然環境保全上重要な要素である自然景観について、その現況（「何が」、「どこに」、「どのような状態」で存在しているか）を全国的視野で把握するため、地形、地質および自然景観として認識される自然現象に着目して、それらの位置および特性等を調査する目的で実施されました。（平成元年 環境庁（現環境省）調査）

#### (2) 土壌

本市の土壌は、大きく「市域東側」と「市域西側」に区分されます。

##### 1) 市域東側

市域東側の山地・丘陵地・台地の土壌は、乾性褐色森林土壌\*を中心として、一部に褐色森林土壌や黄色土壌\*、粗粒灰色低地土壌\*などがみられます。

##### 2) 市域西側

市域西側の低地の土壌は、灰色低地土壌を中心として、細粒灰色低地土壌などがみられます。

(3) 水系

1) 一河川一

本市の水系は大和川水系に含まれます。本市は大和川源流域に位置しており、本市の水環境は、流域全体にとっても重要な役割を担っています。

農業用水としては、大和川、粟原川、寺川、米川、纏向川が、かんがい用水として平坦部一帯を潤し、農作物に大きな恵みを与えています。

初瀬ダムは、昭和63年に完成し、洪水調節、河川維持用水の補強、水道用水の確保を目的として建設された多目的ダムです。



一級河川分布図

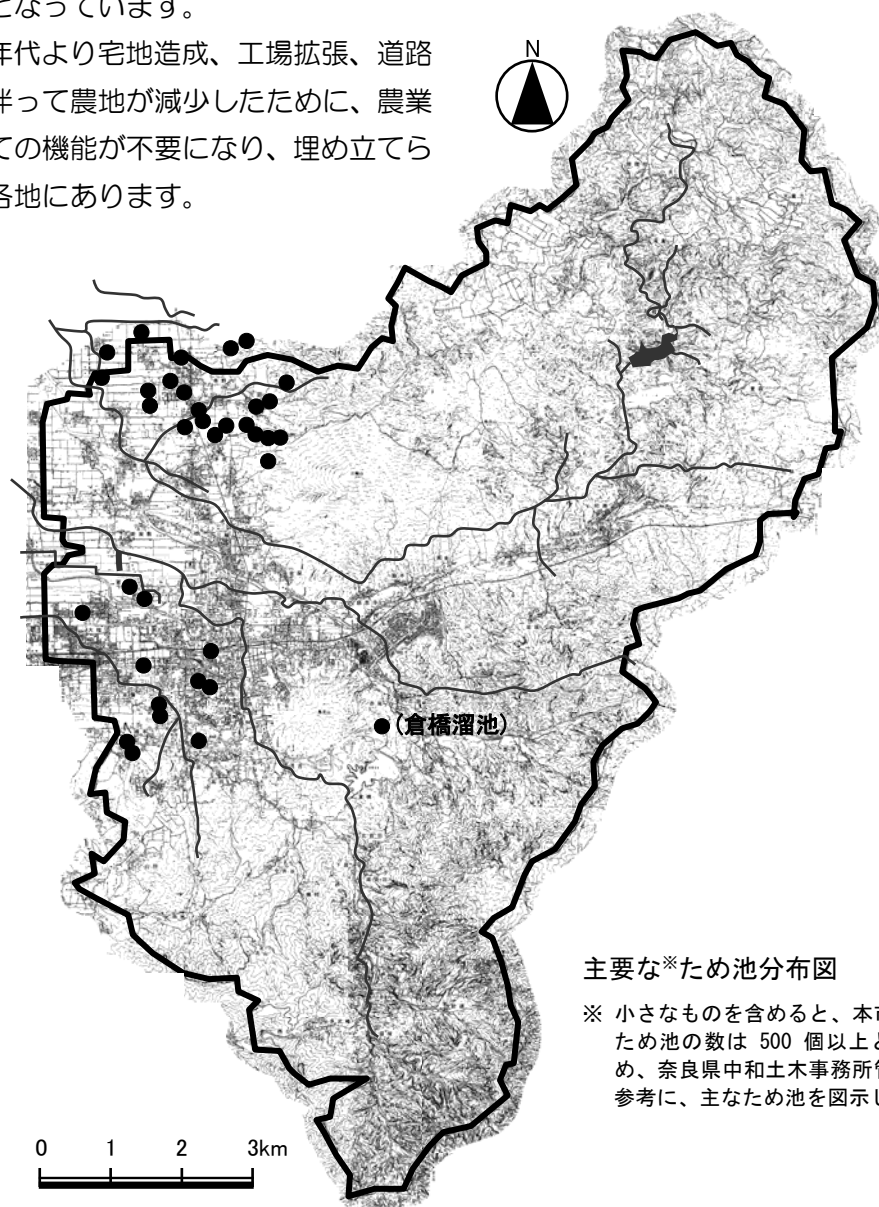
## Ⅱ. 桜井市の環境特性と課題

### 2) 一ため池一

本市は、干ばつ対策として造成された農業用ため池が多く見られます。ため池の分布は、織田、纏向、安倍などの山麓地に多くなっています。山地のため池は、小規模な不規則型で貯水はほとんど降雨に依存しており、平地のため池は正方形か矩形で四方を築堤し、貯水は井堰より引水するようになっています。ため池の総数は、533 個（桜井市史）という記録もあります。

倉橋溜池は、昭和 32 年に農業用水の供給を目的として築造された県下最大の「ため池」です。平成 12 年に、豪雨による被害を防ぐために、洪水調節機能を併せ持った防災ダムとして改修（堤高 36.5m 堤長 250m 水深 24.5m 貯水量 153 万 $m^3$  かんがい面積 852ha）され、さらに平成 17 年には、訪れた人に安らぎと潤いの水辺空間を提供することを目的とした、親水に配慮した公園や遊歩道の整備が行われ、新たな憩いの場となっています。

昭和 30 年代より宅地造成、工場拡張、道路建設などに伴って農地が減少したために、農業用水源としての機能が不要になり、埋め立てられたものが各地にあります。



(4) 気象

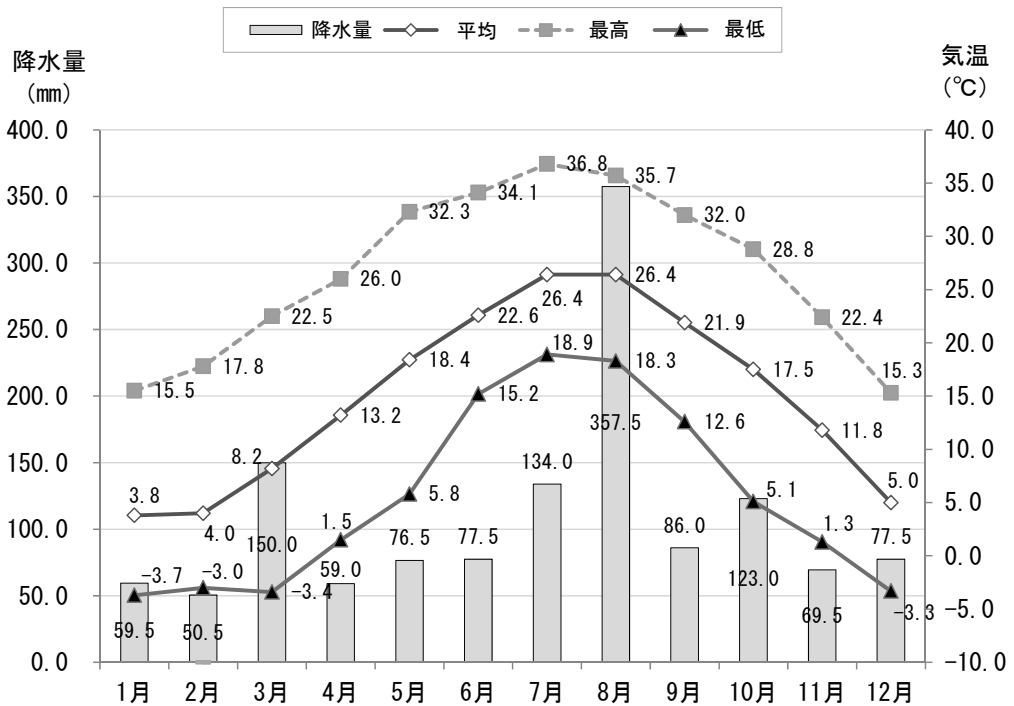
本市は、夏の暑さ冬の寒さは厳しく、盆地から山麓、さらに丘陵気候と幅広いため、地域によって市民の感じる気候は多岐にわたります。

気温・降水量・平均風速・平均湿度・日照時間 (観測地：奈良市)

年	項目	気温 (°C)			降水量 (mm)	平均風速 (m/sec)	平均湿度 (%)	日照時間 (hr)
		平均	最高	最低				
平成19年		15.3	37.9	-4.4	1109.5	1.4	70	1899.5
平成20年		14.9	36.3	-3.8	1300.5	1.4	74	1778.0
平成21年		15.1	35.4	-3.5	1287.0	1.4	75	1803.3
平成22年		15.4	36.9	-4.1	1587.5	1.4	73	1781.5
平成23年		15.0	36.1	-4.2	1473.0	1.4	71	1847.8
平成24年		14.7	36.3	-5.3	1597.5	1.4	73	1755.9
平成25年		15.3	37.1	-4.1	1505.5	1.4	72	2004.2
平成26年		14.9	36.8	-3.7	1320.5	1.4	74	1854.0
	1月	3.8	15.5	-3.7	59.5	1.4	74	130.1
	2月	4.0	17.8	-3.0	50.5	1.5	74	110.4
	3月	8.2	22.5	-3.4	150.0	1.6	71	159.5
	4月	13.2	26.0	1.5	59.0	1.5	63	199.2
	5月	18.4	32.3	5.8	76.5	1.3	66	240.8
	6月	22.6	34.1	15.2	77.5	1.3	75	138.7
	7月	26.4	36.8	18.9	134.0	1.3	76	182.2
	8月	26.4	35.7	18.3	357.5	1.3	81	118.4
	9月	21.9	32.0	12.6	86.0	1.1	75	180.0
	10月	17.5	28.8	5.1	123.0	1.3	77	150.9
	11月	11.8	22.4	1.3	69.5	1.1	79	141.1
	12月	5.0	15.3	-3.3	77.5	1.7	71	102.7

(資料：桜井市統計書)

月別降水量・気温の推移 (平成26年)



### (5) 植物

#### 1) 植生

本市の植生は、奈良盆地系の植物と大和高原系の植物、竜門多武峯系の植物が混成し、希少な植物も多くみられます。種子植物・シダ植物については、小面積の地におよそ900種が自生しています。

本市の潜在自然植生\*は、全体的には「ヤブツバキクラス域（常緑広葉樹林帯）ーカシ林域」に含まれます。（環境省 生物多様性情報センター ホームページ）

地質年代の区分である第四紀（約200万年前から現代まで）は氷河時代とも呼ばれ、氷河が拡大した氷期と、氷河が縮小した間氷期を繰り返してきました。その間、間氷期には海水面が上昇したため、古瀬戸内海より海水が浸入し、当時海岸であったと推定される地域にヒトモトススキなどの海岸植物が残存しているほか、氷期には気温が低下したため、南下してきた北方系のスズランなどが現代まで残存して生育しているなど、特徴的な植生が形成されています。

しかし、都市化の進行、帰化植物\*の侵入のほか、農地や里山\*の管理が行き届かなくなったことから、いわゆる二次的な自然\*環境も大きく変化してきています。

また、万葉集の歌（「秋の野に咲きたる花を指折りてかき数ふれば 七種（ななくさ）の花」、山上憶良）で詠まれた秋に美しい花（「萩（ハギ）の花、尾花（オバナ〔ススキ〕）、葛（クズ）花、撫子（カワラナデシコ）の花、女郎花（オミナエシ）、藤袴（フジバカマ）、朝がほ（キキョウと云われている）の花」のうち、フジバカマは絶滅種、キキョウは絶滅危惧Ⅱ類に奈良県レッドデータブック\*において分類されています。古来に歌に詠まれ、身近に見かけられたと考えられる花が、近年では、見かけられなくなっています。

本市の植生について、奥山、里山、平地の3つに分けると、それぞれの概況は次のように整理されます。

#### ー奥山ー

山地の東部の奥山の植生は、大半がスギ・ヒノキ植林となります。

本市の植林地の大半は育成途上にあり、間伐・保育等の施業を早急に必要とするスギ・ヒノキ林分を中心とした若齢の林分が、人工林面積の60%を占めています。特に戦後の拡大造林によって造成された森林について、施業の実施を保持していくことが求められています。

山地の中央部に位置する与喜山暖帯林では、サカキーコジイ群集が見られます。サカキーコジイ群集は、春日山原生林\*をはじめ、県内には比較的広く分布し、高木層、亜高木層はコジイ（優占種）、ウラジロガシ、シラカシ、ソヨゴなど、低木層はコジイ、アラカシ、サカキなど、草本層はヤブラン、ヤブコウジなどとなっており、本市の潜在自然植生と比較的近い形の植生と思われます。

### —里山—

山地の北西部には、モチツツジーアカマツ群集が分布しています。

モチツツジーアカマツ群集は、かつてコナラ林などと同様に、薪炭林として重要な二次林として、利用・管理がなされてきました。高木層はアカマツ、コナラ、マルバトネリコ、ヤマウルシ、アラカシなど、亜高木層、低木層はコナラ、ネズミサシ、コバノミツバツツジ、モチツツジなど、草本層はツルアリドウシ、コウヤボウキ、シュンラン、ヤブコウジなどとなっています。なお、近年では松枯れ\*の影響により減少しています。

クヌギコナラ群落は、高木層はクヌギにコナラを交え、亜高木層、低木層はヤマウルシ、ソヨゴ、ヒイラギ、モチツツジなど、草本層はヤブコウジ、シュンラン、ネザサ、クロモジなどとなっています。なお、近年では県内の大経木のコナラ類を中心にカシノナガキクイムシによるナラ枯れ\*が拡大しています。かつては薪炭林として重要な二次植生でしたが、現在は薪炭林\*として利用・管理はされていない区域が大半となっています。

竹林は、モウソウチク、マダケ、ハチクのごく単純な群落で、竹材、タケノコを採ることを大きな目的として栽培されてきましたが、近年では竹林の管理も不十分な箇所が多くなってきています。

纏向、織田を中心として、常緑果樹園（みかん畑等）も広がっています。

### —平地—

市域西部の低地の植生は、水田雑草群落となっています。水田では、夏はヒエ、コナギ、キカシグサなどの水生植物が、冬から春にかけてはスズメノテッポウ、レンゲなどが優占します。

山間部の平地を中心に、休耕田が増加していますが、地表水が多い状態ではカズノコグサ、ガマなど、少ない状態ではハウキグサ、イヌビエなど、地表水がほとんどない状態ではセイタカアワダチソウ、オオアレチノギクなどが、それぞれ群落を形成しています。特にセイタカアワダチソウやオオアレチノギクなど外来種\*については、万葉の里にふさわしい郷土の植生・景観を保全していく上からも、対策が求められます。

## 2) 国指定天然記念物 与喜山暖帯林

長谷寺所有の天神山で、初瀬川をへだてて、寺の東北に連なる約 3,100 a の原生林です。

植物の水平分布からみると暖帯の北部あるいは温帯の南部に位置しますが、植物相は温帯南部に相当するような美林の様相を呈し、奈良市にある特別天然記念物春日山原生林ときわめて近い状態です。植物相をみると、暖地性の植物を種とし、亜熱帯性の植物や北地性の植物が混在しており、奈良県特有の植物相と思われます。

## Ⅱ. 桜井市の環境特性と課題

### 3) 海岸植物の群落

市内白山に、溪流の湿地に沿って、ヒトモトススキが群落をつくっています。また、黒崎の白山山麓の棚田の水田には、ハマヒエガエリが繁茂しています。

ヒトモトススキ、ハマヒエガエリは、通常、海岸に生育する植物で、海のない奈良県に自生することは、極めて珍しいことです。これは、昔、海が現在の大阪湾から河内平野、大和盆地、桜井、榛原を経て伊勢湾に通じていた時代、かつては黒崎の白山が海岸であり、そこに生育していた海岸植物が残存していると考えられています。

### 4) 皇陵・古墳・社寺の樹林

本市には、市街地周辺にあっても、古墳や社寺などの豊かな樹林が守られています。  
—巨樹や優れた樹林を有する皇陵・古墳・社寺—

等彌神社（桜井）、大神神社（粟殿）、春日神社（戒重）、舒明天皇陵（忍阪）、八坂神社（浅古）、春日神社（上之宮）、稚桜神社（池之内）、東大谷日女命神社（山田）、崇峻天皇陵（倉橋）、手力雄神社（北山）、天一神社（鹿路）、杉山神社（飯盛塚）、八幡神社（針道）、九十余社神社（南音羽、北音羽）、神明神社（下り尾）、天満神社（栗原）、玉列神社（慈恩寺）、春日神社（脇本）、三輪神社（竜谷）、十二神社（岩坂）、三十八柱神社（大福）、三輪神社（西之宮）、高麗神社（萱森）、高麗神社（中白木）、高麗神社（北白木）、瀧蔵神社（芹井）、瀧蔵神社（滝倉）、菅原神社（三谷）、天照皇大神社（小夫嵩方）、天神社（小夫）、八王子神社（修理枝）、笠山荒神社（笠）、天満神社（笠）、高麗神社（和田）、長谷山口神社（初瀬）、天満神社（吉隠）、神明神社（松の木）、磯城瑞籬宮趾（金屋）、殖栗神社（上之庄）、兵主神社（穴師）

### 5) 県指定天然記念物

ソテツの巨樹、浄鏡寺旧境内のアスナロの群落、初瀬のイチョウの巨樹、観音寺のお葉つきイチョウおよび瀧蔵神社社そう附シダレザクラが、県指定天然記念物となっています。



(6) 動物

本市に生息するほ乳類、鳥類、魚類、底生動物、陸生貝類、両生類、は虫類、昆虫類として、それぞれ下のような種が確認されています。

—ほ乳類—

ニホンイノシシ、モグラ類、ハツカネズミ、ドブネズミ、ムササビ、ニホンリス、ノウサギ、イタチ、テン、タヌキ、キツネ	桜井市史 昭和 54 年発行（桜井市）
ニホンジカ、ニホンザル、タヌキ、キツネ (1985 年以降の分布確認)	第 2 回自然環境保全基礎 調査 昭和 56 年発行 (環境省)
オオコウモリ類、ニホンリス、ノウサギ	環境指標種調査（身近な 生きもの調査） 第 3 回調査 昭和 59 年 度（環境省）
ノウサギ、ニホンイノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ニホンイタチ、ホンドキツネ、ホンドタヌキ、ハクビシン、ニホンリス、ムササビ	動植物分布調査 第 3 回調査 昭和 59 年 度 第 4 回調査 平成元～3 年度（環境省）

※ 奈良県レッドリスト\*（2005）掲載種：該当なし

—鳥類—

ハシブトガラス、ハシボソガラス、カケス、スズメ、イカル（郷土種）、コカワラヒワ、マヒワ、ウソ、ホオジロ、ホオアカ（絶滅危惧種）、アオジ（絶滅危惧種）、ノジコ、ムクドリ、ヒバリ、ビンズイ（希少種）、キセキレイ、ハクセキレイ、シジュウカラ、ヒガラ、ヤマガラ、エナガ、メジロ、モズ、ヒヨドリ、ウグイス、ヨシキリ、ツグミ、トラツグミ（希少種）、ツバメ、コシアカツバメ、ミソサザイ、カワガラス（希少種）、カワセミ、コゲラ、ササゴイ（情報不足種）、ミソゴイ（絶滅危惧種）、アオバト（希少種）、キジバト、ヨタカ（絶滅危惧種）、カッコウ（希少種）、ホトトギス、フクロウ（希少種）、オオコノハズク（絶滅危惧種）、トビ、ウズラ（絶滅寸前種）、コジュケイ、キジ、ヤマドリ、ゴイサギ（注目種）、チュウサギ（情報不足種）、マガモ、カイツブリ、カワセミ、タシギ（希少種）、チュウジシギ、ヤマシギ（希少種）、クイナ（絶滅危惧種）、ヒクイナ（絶滅危惧種）	桜井市史 昭和 54 年発行（桜井市）
オオヨシキリ、オナガ、カッコウ（希少種）、カワセミ、キジバト、スズメ、ツバメ、ドバト、ヒバリ、ムクドリ	環境指標種調査（身近な 生きもの調査） 第 3 回調査 昭和 59 年 度（環境省）
アオバズク（希少種）、オオヨシキリ、カッコウ（希少種）、カワセミ、コサギ、コシアカツバメ、ツバメ、ヒバリ	同 第 4 回調査 平成 2 年度（環境省）

※ 奈良県レッドリスト（2005）掲載種（下線部）

## Ⅱ. 桜井市の環境特性と課題

### 一魚類一

ギギ(希少種)、アブラハヤ(希少種)、カワムツ、オイカワ、ヨシノボリ類、ドジョウ、シマドジョウ類、フナ属、コイ、ウナギ、アユ(絶滅寸前種)、ドンコ、タウナギ	桜井市史 昭和54年発行(桜井市)
アユ(絶滅寸前種)、オイカワ、カダヤシ、コイ、ドジョウ、フナ属、メダカ(希少種)、ヤマメ	環境指標種調査(身近な生きもの調査) 第3回調査 昭和59年度 (環境庁：現環境省)
ウナギ、カジカ類、カワムツ、ゲンゴロウブナ、コイ、ニゴイドジョウ、アユ(絶滅寸前種)、アマゴ、カワヨシノボリ(希少種)	動植物分布調査 第3回調査 昭和59年度 第4回調査 平成元～3年度(環境庁：現環境省)
ウグイ、ニホンウナギ、ヨシノボリ類	環境指標種調査(身近な生きもの調査) 第4回調査 平成2年度 (環境庁：現環境省)
(初瀬ダム上流の和田) アマゴ、アユ(絶滅寸前種)、ドジョウ、ヨシノボリ類 (初瀬取入口より下流の慈恩寺式島橋) アユ(絶滅寸前種)、ギンブナ、オイカワ、ドジョウ、ヨシノボリ類	平成12年度河川水辺の 国勢調査 奈良県調査結果 (国土交通省)

※ 奈良県レッドリスト(2005)掲載種(下線部)

ただし確認されたアユは、放流された個体として、絶滅寸前種に相当しない個体である可能性が高い点に留意する必要がある

### 一底生動物一

ヨコエビ、サワガニ、アメリカザリガニ、スジエビ、カワニナ、モノアラガイ、シジミ	桜井市史 昭和54年発行(桜井市)
アメリカザリガニ、サワガニ	環境指標種調査(身近な生きもの調査) 第3回調査 昭和59年度 (環境庁：現環境省)
サワガニ	同 第4回調査 平成2年度(環境省)

※ 奈良県レッドリスト(2005)掲載種：該当なし

### 一陸生貝類一

ヤマタニシ、オオケマイマイ、オトメマイマイ、ギュリキマイマイ、クチベニマイマイ、コガネマイマイ、マメマイマイ、ウスベニギセル、オオギセル(マルテンスギセル)、コンボウギセル、ナミギセル、ナミコギセル	動植物分布調査 第3回調査 昭和59年度 第4回調査 平成元～3年度(環境省)
---	---

※ 奈良県レッドリスト(2005)掲載種：該当なし

一両生類一

ニホンアカガエル(絶滅危惧種)、トノサマガエル、カジカガエル、ツチガエル、ウシガエル、ニホンアマガエル、 <u>ニホンヒキガエル(絶滅危惧種)</u> 、イモリ	桜井市史 昭和54年発行 (桜井市)
<u>ヒダサンショウウオ(情報不足種)</u>	第2回自然環境保全基礎調査 昭和56年発行 (環境省)
(両生類) イモリ、ウシガエル、カジカガエル、ヒキガエル	環境指標種調査(身近な生きもの調査) 第3回調査 昭和59年度(環境省)

※ 奈良県レッドリスト(2005)掲載種(下線部)

一は虫類一

クサガメ、 <u>ニホンイシガメ(絶滅危惧種)</u> 、 <u>ニホンスッポン(情報不足種)</u> 、 <u>ニホンマムシ(希少種)</u> 、 <u>ジムグリ(情報不足種)</u> 、シマヘビ、アオダイショウ(希少種)、カナヘビ、ニホンヤモリ	桜井市史 昭和54年発行(桜井市)
(は虫類) <u>アオダイショウ(希少種)</u>	環境指標種調査(身近な生きもの調査) 第3回調査 昭和59年度(環境省)

※ 奈良県レッドリスト(2005)掲載種(下線部)

一昆虫類一

<u>ナニワトンボ(絶滅危惧種)</u> 、ハグロトンボ、 <u>アオハダトンボ(希少種)</u> 、 <u>ムカシトンボ(希少種)</u>	桜井市史 昭和54年発行(桜井市)
<u>ムカシトンボ(希少種)</u> 、ハルゼミ、ゲンジボタル(郷土種)、オオルリボシヤンマ、 <u>ナニワトンボ(絶滅危惧種)</u> 、オオゴキブリ、トゲナナフシ、ムラサキトビケラ、アキタクロナガオサムシ、ヤマトオサムシ、ルリセンチコガネ、セダカテントウムシダマシ、ミズバチ	第2回自然環境保全基礎調査 昭和56年発行 (環境省)
オオミノガ、オオムラサキ(希少種)、カブトムシ、キリギリス、ゲンジボタル、 <u>タガメ(危急種)</u> 、 <u>ハッチョウトンボ(絶滅危惧種)</u> 、ハンミョウ、ヒグラシ、ミンミンゼミ	環境指標種調査(身近な生きもの調査) 第3回調査 昭和59年度(環境省)
オオアオイトトンボ、ホソミオツネトンボ、ホソミイトトンボ、タカネトンボ、オニヤンマ、ニシカワトンボ、クロサナエ、ダビドサナエ、ヒメクロサナエ、アキアカネ、オオシオカラトンボ、ナツアカネ、マユタテアカネ、 <u>ムカシトンボ(希少種)</u> 、カトリヤンマ、ギンヤンマ、 <u>ギフチョウ(絶滅危惧種)</u> 、ツバメシジミ、ルリシジミ、キチョウ、スジグロシロチョウ、ツマキチョウ、モンシロチョウ、ミヤマセセリ、アカタテハ、ルリタテハ、テングチョウ、アブラゼミ、ニイニイゼミ	動植物分布調査 第3回調査 昭和59年度 第4回調査 平成元~3年度(環境省)
アオスジアゲハ、アオマツムシ、 <u>オオムラサキ(希少種)</u> 、オニヤンマ、カブトムシ、ギンヤンマ、クマゼミ、ヒグラシ、ハイケボタル、マツムシ、ミンミンゼミ、ニイニイゼミ、アブラゼミ	環境指標種調査(身近な生きもの調査) 第4回調査 平成2年度 第5回調査 平成7~9年度(環境省)

※ 奈良県レッドリスト(2005)掲載種(下線部)

## Ⅱ. 桜井市の環境特性と課題

### (7) 生態系

#### 1) 生態系の現状

##### —奥山の生態系—

###### □与喜山暖帯林

- ・古来より人手がほとんど入らず、この地域における潜在的植生を良く保持しています。このような環境においては、身近では見られない植物が生育しており、また大径木の樹洞をねぐらとするフクロウ類やムササビの生息場となります。

###### □スギ・ヒノキ植林

- ・生物相は里山や与喜山と比較して単調ですが、広大な面積を有しており、生物の生息・生育場、または移動経路となります。

##### —里山の生態系—

###### □モチツツジ—アカマツ群集、クヌギ—コナラ群集

- ・かつては薪炭利用として定期的に伐採され、更新が行われていましたが、現在、薪炭利用はほとんどされていません。
- ・コナラ、クヌギ等の夏緑広葉樹林には、ミゾゴイ（鳥類）、およびギフチョウ（昆虫類）等の希少な動物の生息場となります。
- ・近年、森林からイノシシ、シカ等の野生動物が農地に侵入し、農作物被害が増加しています。

###### □棚田

- ・中山間部は山林と草地が隣接する場所であり、オミナエシ等の希少な植物の生息場となります。

##### —平地の生態系—

###### □農地

- ・農業用水路はメダカやドジョウ等の生息場となります。
- ・水田は夏季においてチュウサギ等、冬季においてタシギ等の採餌場となります。

###### □ため池

- ・ため池はトンボ類、メダカ等の魚類および魚類を補食するカワセミ等の生息場・採餌場となります。

###### □市街地

- ・皇陵、古墳および社寺の樹林は、市街地において鳥類や動物等の生息場となります。

2) 自然環境保全地域および保全地区等（奈良県自然環境保全条例に基づく指定）

—景観保全地区—

森林、草生地、山岳、高原、丘陵、古墳、溪谷、池沼、河川等により形成される県の代表的な自然景観を維持するために必要な地区として、3地区が指定されています。

景観保全地区（平成28年）

名 称	面積
纏向景観保全地区	99 ha
出雲・金屋景観保全地区	198 ha
多武峰・高取景観保全地区	4,857 ha

—環境保全地区—

道路の沿道、市街地およびこれらの周辺で良好な環境を保全するために、積極的に緑化などの推進を図ることが必要な地区として、1地区が指定されています。

環境保全地区（平成28年）

名 称	面積
瑞垣環境保全地区	38 ha

—保護樹木—

由緒・由来ある樹木および地域住民に親しまれてきた樹木として、2箇所が指定されています。

保護樹木（平成28年）

樹種	数量	所在地
ラクウショウ	1	桜井高等学校前
ケヤキ	1	慈恩寺

3) 野生動物の保護対策

本市には野生鳥獣の保護対策として、休猟区（桜井）、銃猟禁止区域（桜井）、鳥獣捕獲禁止区域（大神神社）の指定区域があります。

## Ⅱ. 桜井市の環境特性と課題

### (8) 自然景観

#### 1) 自然公園

##### —大和青垣国定公園—

市域の中央北側の山地が、大和青垣国定公園に指定されています。本公園は、昔から青垣山と称せられている奈良盆地の四周を囲む山地のうち、盆地の東部の山並みの景観を保全・整備するために指定された公園です。

この公園内およびその周辺には、数多くの古社寺および古墳があり、森林・田園景観とも調和し、良好な自然環境を維持しています。

特に与喜山は、高緯度に位置する暖地性原生林で学術上特に重要です。

公園名	指定	面積
大和青垣国定公園	昭和 45 年 12 月 28 日	5,742 ha

##### 大和青垣国定公園（桜井市域）

保護計画	第 1 種特別地域 402ha 第 2 種特別地域 311ha 第 3 種特別地域 674ha 普通地域 3ha <hr/> 公園区域計 1,390ha
利用計画	園地 5 箇所 駐車場 2 箇所 歩道

##### —室生赤目青山国定公園—

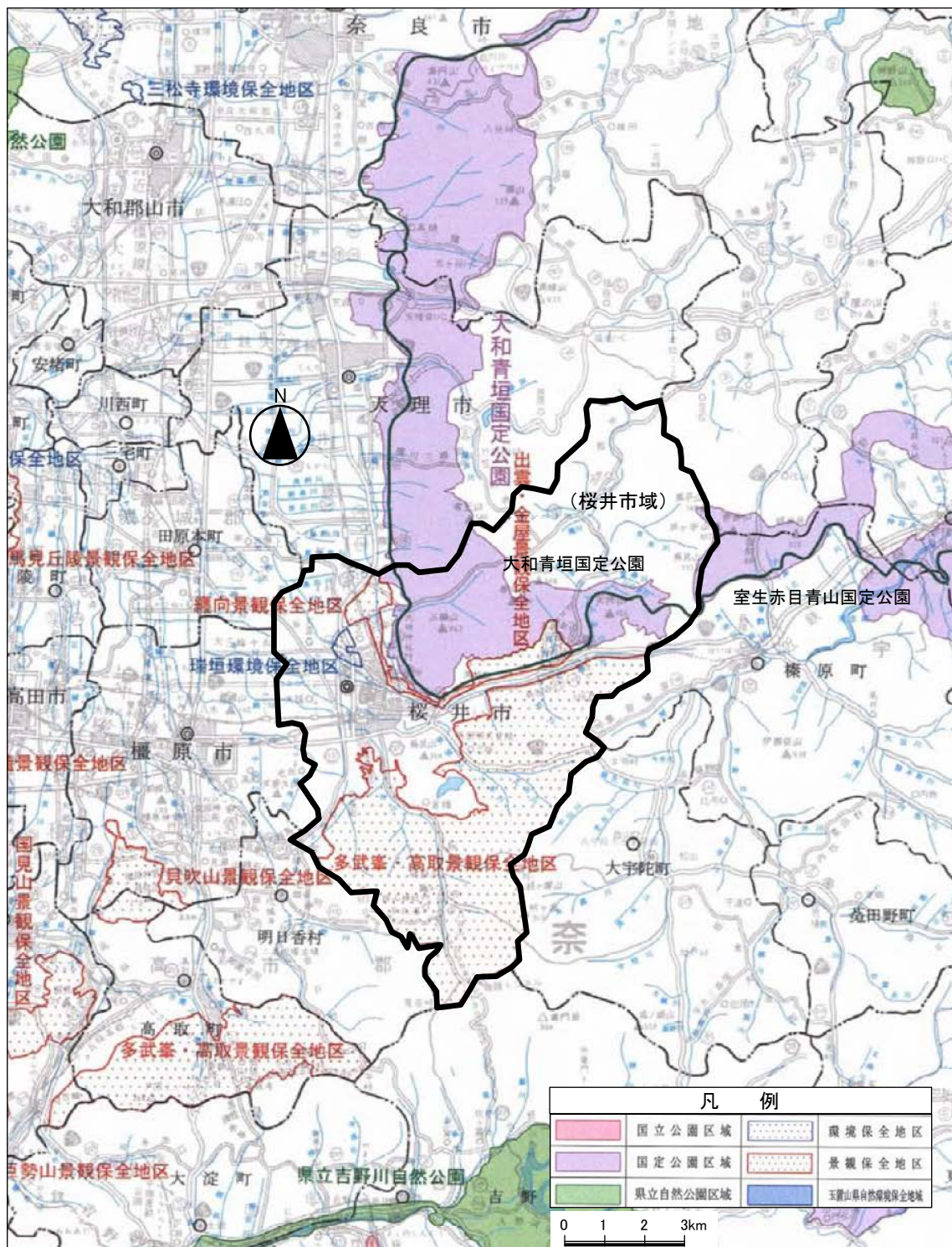
市域の山地東端、奈良市および宇陀市との境界稜線付近の一部が、室生赤目青山国定公園に指定されています。

鎧岳・屏風岩などの室生火山群、高見山地のブナおよびウラジロモミなどの自然林、倶留尊高原の草原など優れた自然と景勝地が多くみられる区域の一部として指定されています。

公園名	指定	面積
室生赤目青山国定公園	昭和 45 年 12 月 28 日	12,744 ha

##### 室生赤目青山国定公園（桜井市域）

保護計画	第 2 種特別地域 1ha 第 3 種特別地域 56a <hr/> 公園区域計 57ha
利用計画	東海自然歩道



国定公園区域

## Ⅱ. 桜井市の環境特性と課題

### 3. 歴史環境

#### (1) 文化財

本市の文化財の概況について、以下に示すとおり、多くの指定文化財および史跡・名勝・天然記念物を有しており、将来にわたって保存していく必要があります。

#### 指定文化財の概況

(平成28年12月末現在)

区 分	総 数	国指定文化財		県指定文化財	市指定文化財
		国 宝	重要文化財		
総 数	115	6	51	31	33
建 造 物	21	1	10	6	4
絵 画	22	—	9	10	3
彫 刻	26	2	12	6	7
工 芸	26	1	15	5	5
書 跡	6	1	4	1	—
考 古	11	1	—	1	12
古 文 書	1	—	—	1	2
歴 史 資 料	2	—	1	1	—

(資料：市文化財課)

#### 史跡・名勝・天然記念物の概況

(平成28年12月末現在)

区 分	総 数	国指定文化財		県指定文化財	市指定文化財
		特別史跡・名勝 天然記念物	史跡・名勝 天然記念物		
総 数	42	2	15	14	11
史 跡	23	2	13	5	3
名 勝	0	—	—	—	—
天 然 記 念 物	13	—	1	5	7
有形民俗文化財	1	—	—	1	—
無形民俗文化財	4	—	1	2	1
無 形 文 化 財	1	—	—	1	—

(資料：市文化財課)



(2) 歴史的風土

1) 風致地区

本市には、都市計画法に基づき、文化遺産とそれを取り巻く良好な自然環境を保全するため、3地区が風致地区として指定されています。

奈良県では昭和45年に「奈良県風致地区条例」を制定し、建築物・その他の工作物の新築・改築・増築または移転、宅地の造成等土地形質の変更、木竹の伐採、土石の採取、水面の埋め立て又は干拓、建築物などの色彩の変更の行為について規制してきましたが、平成12年度および平成15年度に条例を改正し、屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積を新たな規制行為に追加されています。

平成24年には「桜井市風致地区条例」を制定し、現在も引き続き規制を行っています。

風致地区を第1～第5種地区のいずれかに指定し、それぞれの種別ごとに建築物の高さ、建ぺい率や壁面後退距離、敷地内の緑地率等の数値基準を定めています。

また地区内での建築などの許可の運用については、地域の実情に応じたきめ細かな対応を図るため、風致地区ごとに風致保全方針が示されています。

風致地区

地区名	面積	県指定年次
三輪山之辺	835.6 ha	昭和41年
鳥見山	423.1 ha	昭和41年
磐余	148.2 ha	昭和41年

## Ⅱ. 桜井市の環境特性と課題

### 2) 歴史的風土保存区域および歴史的風土特別保存地区

本市には、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づき、歴史上重要な意義を有する建造物・遺跡等が、周辺の自然環境と一体となって古都における伝統と文化を具現・形成している区域として、3地区が歴史的風土保存区域として指定されています。

さらに歴史的風土保存区域の中でも特に重要な地区として、1地区が歴史的風土特別保存地区として指定されています。

保存区域内では、建築物その他の工作物の新築・改築又は増築、宅地の造成、土地の開墾その他の土地形質の変更、木竹の伐採、土石類の採取、水面の埋め立て又は干拓、屋外における土石・廃棄物又は再生資源の堆積の行為を行う際には、知事へ事前の届け出が必要です。

現状維持を目的としている特別保存地区内では、それらの行為に加えて建築物その他の工作物の色彩の変更、屋外広告物の標示又は掲出の行為を行う際には、事前に知事の許可を受ける必要があります。

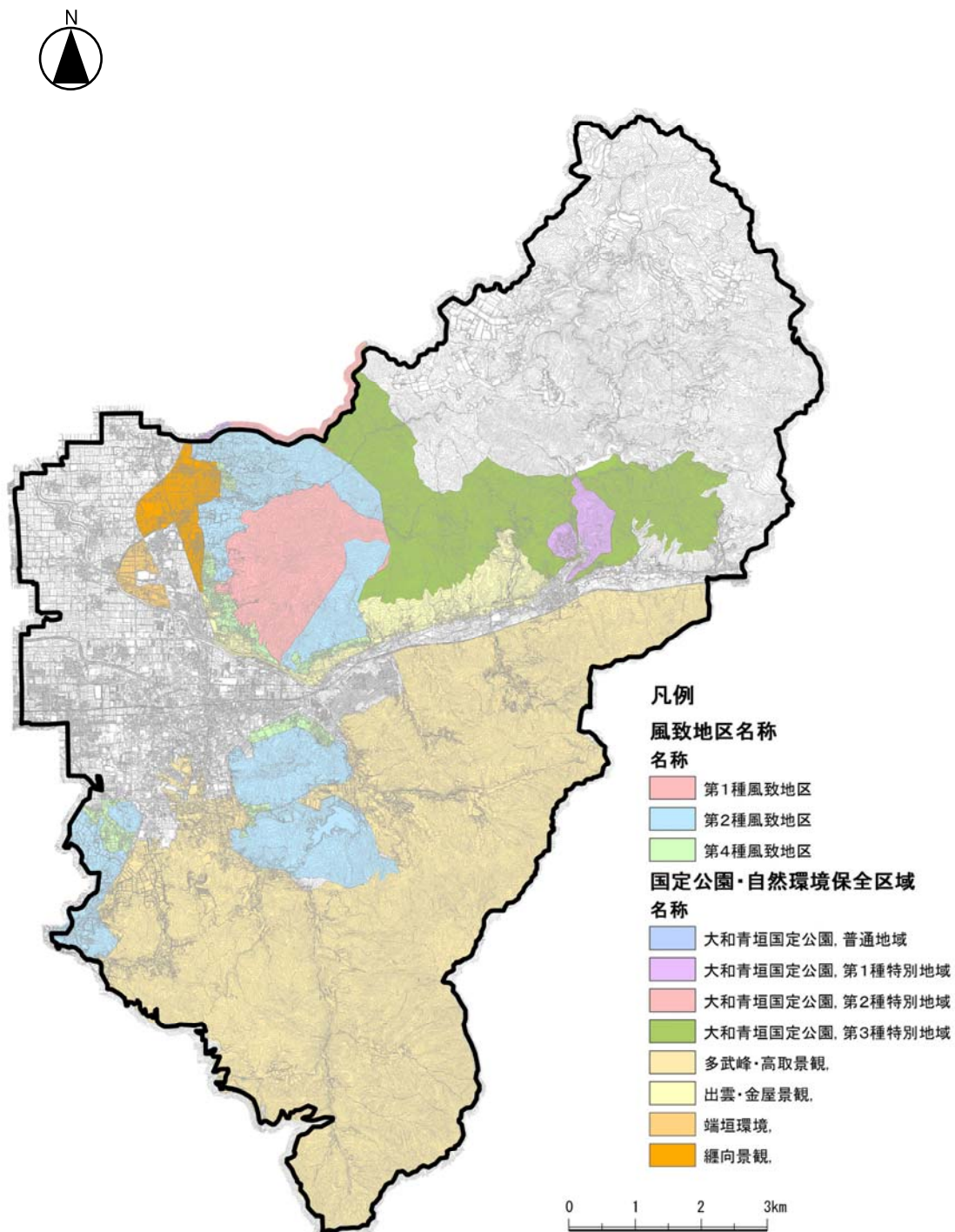
#### 歴史的風土保存区域

地区名	面積	県指定年次
石上三輪	836 ha	昭和42年
鳥見山	423 ha	昭和42年
磐余	148 ha	昭和42年

(資料：平成26年度版桜井市統計)

#### 歴史的風土特別保存地区

地区名	面積	県指定年次
三輪山	304.0 ha	昭和43年



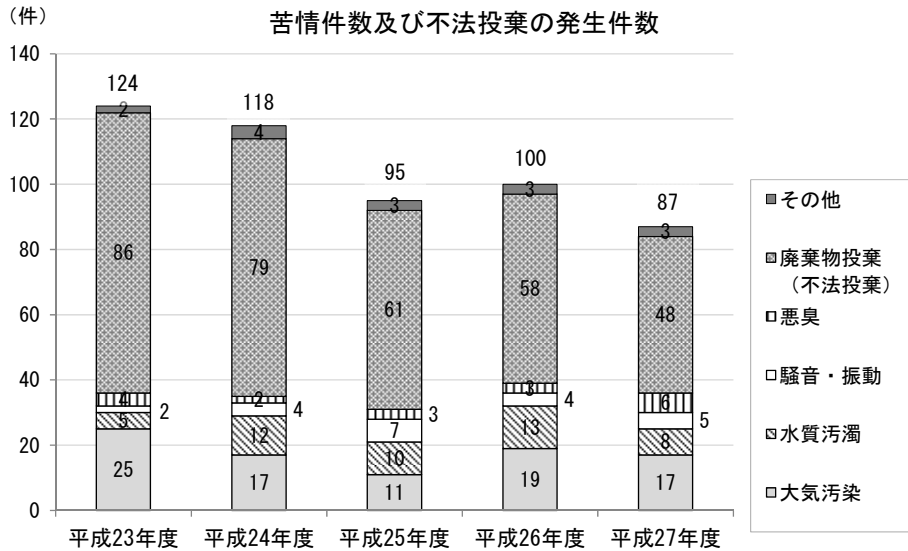
規制区域図

## Ⅱ. 桜井市の環境特性と課題

### 4. 生活環境

本市に寄せられた生活環境に関する苦情件数および不法投棄の発生件数は、下のグラフのように推移しています。平成27年度の内訳は、廃棄物投棄（不法投棄）、大気汚染、水質汚濁の順番となっています。

苦情件数は、年々減少傾向にあります。



（資料：平成27年度環境調査報告書）

#### （1）大気汚染

##### 1）大気汚染の状況

平成27年度の大気汚染に関する苦情件数は17件と、生活環境に関する苦情の内でも2番目に多く寄せられています。

本市では、桜井局（一般環境大気測定局：測定地点は奈良県桜井総合庁舎）の1局で大気汚染状況を測定しています。桜井測定局での環境基準達成状況は、下に示すとおりです。

#### 大気における環境基準の達成状況

	SO <sub>2</sub> 二酸化硫黄	SPM 浮遊粒子状物質*	Ox 光化学オキシダント*	NO <sub>2</sub> 二酸化窒素	CO 一酸化炭素
桜井局	環境基準達成	環境基準達成	環境基準非達成	環境基準達成	（測定なし）

（資料：平成26年度環境調査報告書(大気編)）

（注） 環境基準（1時間値 0.06ppm 以下）との対比では、基準値を超過した日があるため、環境基準非達成となっています。

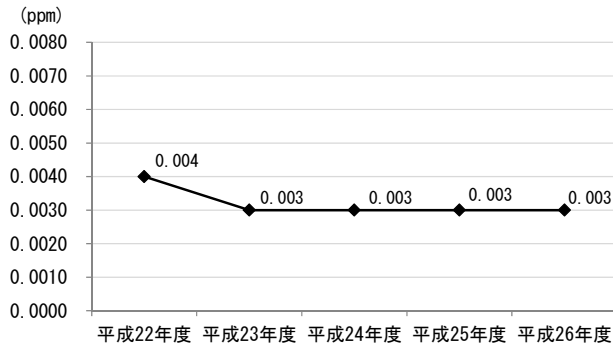
なお、オキシダントについては、奈良県内の全ての環境局で環境基準が非達成であり、全国的にも大都市やその周辺地域では環境基準の達成が困難な状況にあります。（平成26年度環境調査報告書(大気編)より）

参考) 環境基準による大気汚染の評価方法

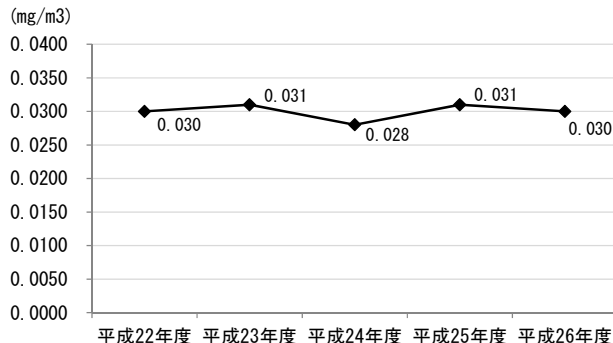
物質名	環境基準による評価方法	
SO <sub>2</sub> 二酸化硫黄	短期的評価	連続して又は随時に行った測定について、1時間値が0.1ppm以下で、かつ1時間値の日平均が0.04ppm以下であれば環境基準達成であるが、1時間値、日平均値のどちらか一方が、基準を超えれば環境基準非達成である。
	長期的評価	年間の日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であれば環境基準達成であるが、0.04ppmを超えれば非達成である。ただし、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
SPM 浮遊粒子状物質	短期的評価	連続して又は随時に行った測定について、1時間値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下で、かつ1時間値の日平均値が0.1mg/m <sup>3</sup> 以下であれば環境基準達成であるが、1時間値、日平均値のどちらか一方が基準を超えれば非達成である。
	長期的評価	年間の日平均値の2%除外値が0.1mg/m <sup>3</sup> 以下であれば環境基準達成であるが、0.1mg/m <sup>3</sup> を超えれば非達成である。ただし、日平均値が0.1mg/m <sup>3</sup> を超える日が2日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
Ox 光化学オキシダント	昼間(5時～20時)の時間帯において、1時間値が0.06ppm以下であれば環境基準達成であるが、0.06ppmを超えれば非達成である。	
NO <sub>2</sub> 二酸化窒素	日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であれば環境基準達成であるが、0.06ppmを超えれば非達成である。	
CO 一酸化炭素 (桜井局での測定なし)	短期的評価	連続して又は随時に行った測定について、1時間値の8時間平均値(1日を8時間ごとの3区分した時の各区分の平均値)が20ppm以下で、かつ1時間値の日平均値が10ppm以下であれば環境基準達成であるが、8時間値、日平均値のどちらか一方が基準を超えれば非達成である。
	長期的評価	年間の日平均値の2%除外値が10ppm以下であれば環境基準達成であるが、10ppmを超えれば非達成である。ただし、日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。

(資料：平成26年度奈良県環境調査報告書(大気編))

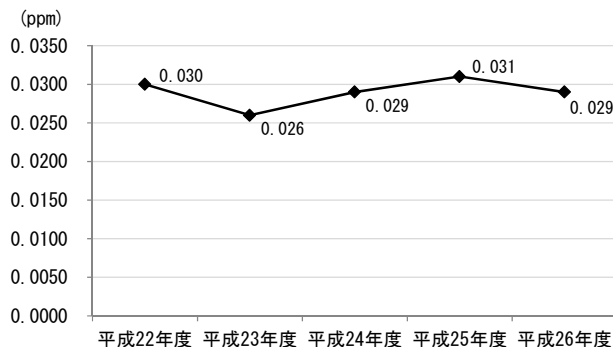
二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)



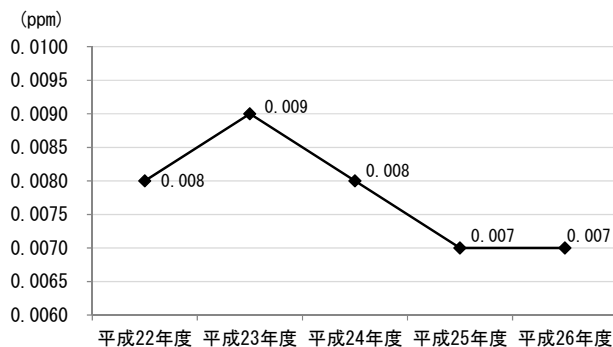
浮遊粒子状物質 (SPM)



光化学オキシダント (Ox)



二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)



(資料：平成26年度環境調査報告書(大気編)、奈良県)

大気測定値 (年平均値の推移)

## Ⅱ. 桜井市の環境特性と課題

### (2) 水質汚濁

#### 1) 水質汚濁の状況

平成27年度の水質汚濁に関する苦情件数は8件と、生活環境に関する苦情の内では3番目に多く寄せられています。

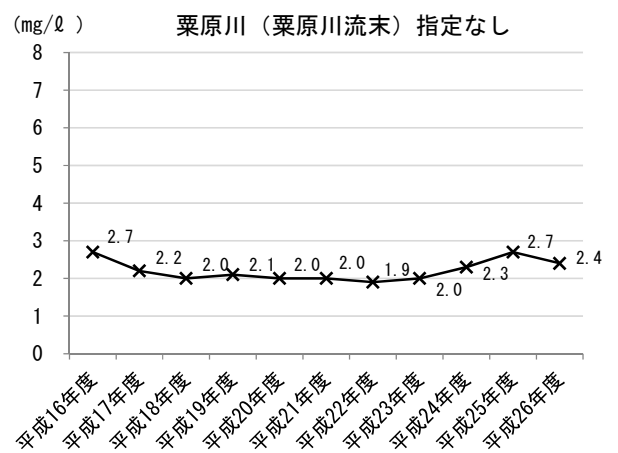
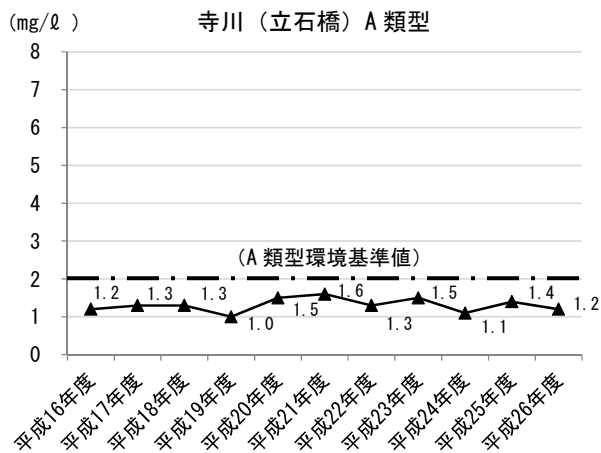
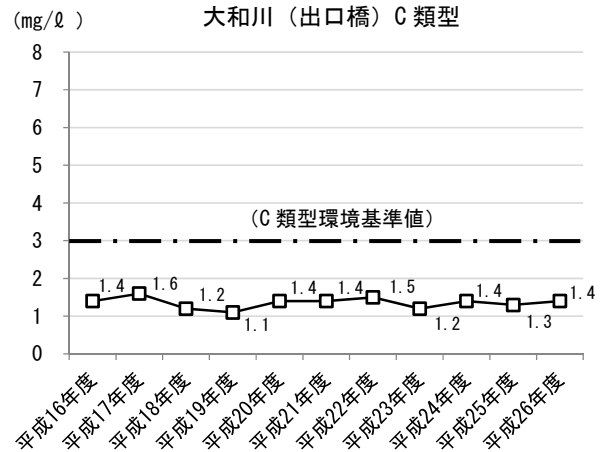
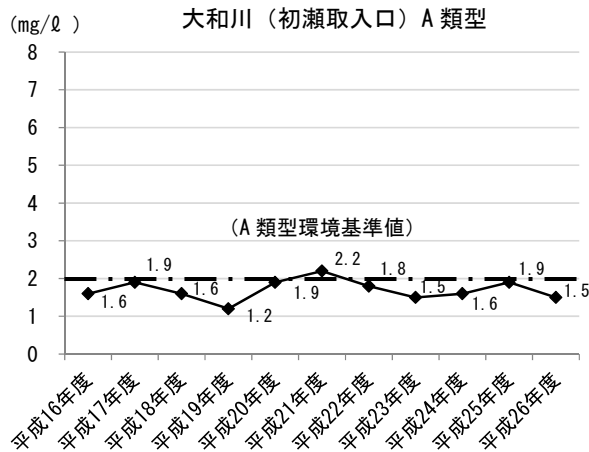
本市は大和川（初瀬川）の源流域を有していることから、水質は大和川流域全体に影響を及ぼします。大和川は表流水が少ないため、総排出量としては抑制されていても、水質汚濁の指標となる濃度としては高く測定されやすい傾向があります。

平成26年度版 奈良県環境白書によれば、人の健康の保護に関する27項目<sup>(注)</sup>については、全ての観測地点および項目について環境基準を達成しています。

(注) 人の健康の保護に関する27項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2\_ジクロロエタン、1,1\_ジクロロエチレン、シス\_1,2\_ジクロロエチレン、1,1,1\_トリクロロエタン、1,1,2\_トリクロロエタン、トリクロロエタン、テトラクロロエチレン、1,3\_ジクロロプロペン、チラウム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素および亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

県が調査している4地点についてのBOD（生物化学的酸素要求量）\*値は、ほぼ横ばいで推移しています。

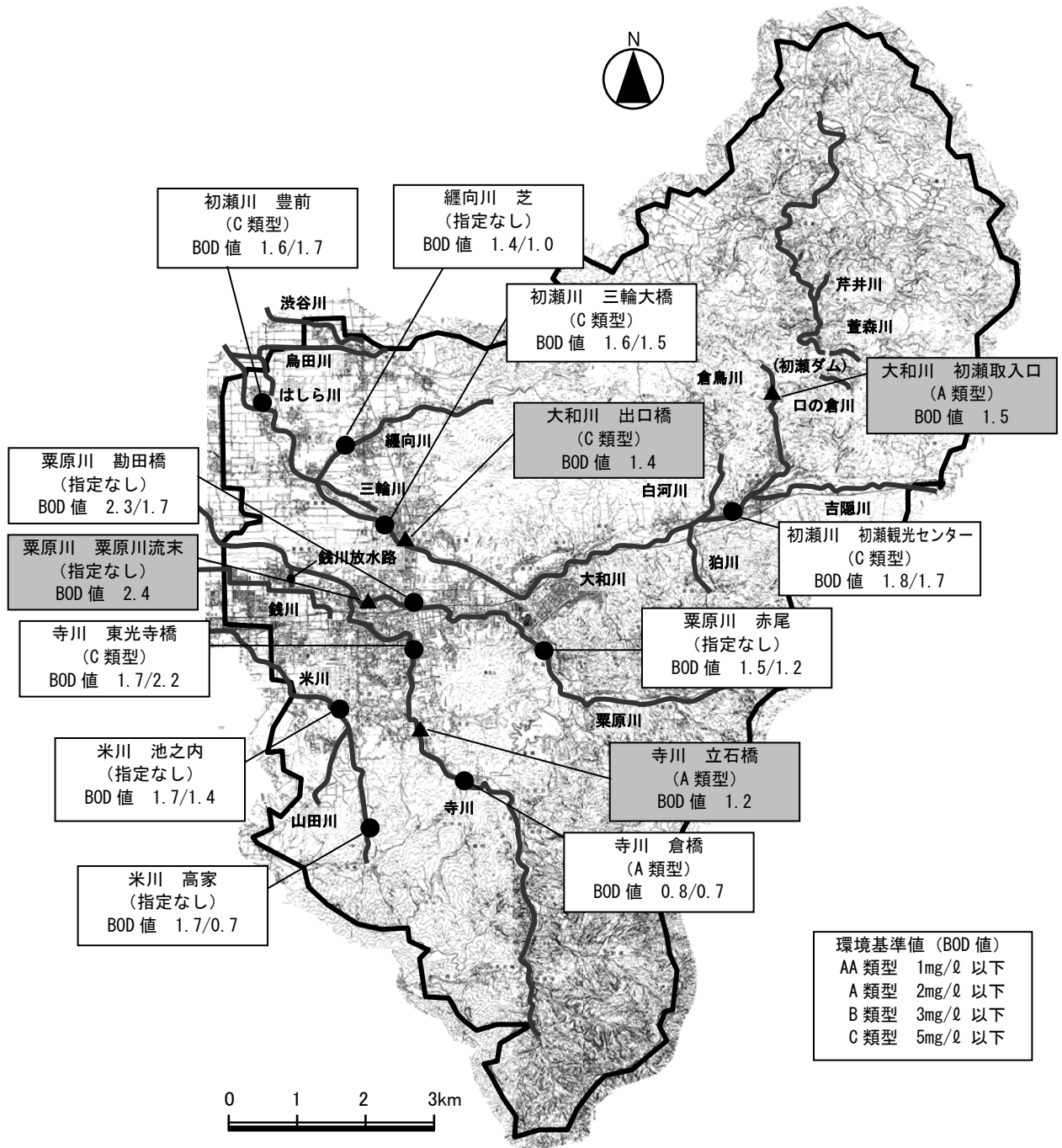


(資料：平成26年度環境調査報告書（水質編）、奈良県）

BOD 測定値（年平均値の推移）

一市内河川の水質概況一

河川の汚濁を示す代表的な指標である BOD(生物化学的酸素要求量) 値について、10 河川での測定値(市調査:平成 27 年 7 月/平成 28 年 2 月の測定値) および水質観測地点の 4 箇所(県調査:平成 26 年度の平均値) をあわせて見ると、環境基準が設定されている地点については、いずれも基準を満たしています。



市内河川での BOD 値 (H27:市調査●、H26:県調査▲)

## Ⅱ. 桜井市の環境特性と課題

### (3) 騒音、振動

平成27年度の騒音に関する苦情件数は5件と、生活環境に関する苦情の中で5番目に多く寄せられています。

### (4) 臭気

平成27年度の悪臭に関する苦情件数は6件と、生活環境に関する苦情の中で4番目に多く寄せられています。

### (5) 土壌汚染

平成27年度の土壌汚染に関する苦情は、寄せられていません。

### (6) 廃棄物

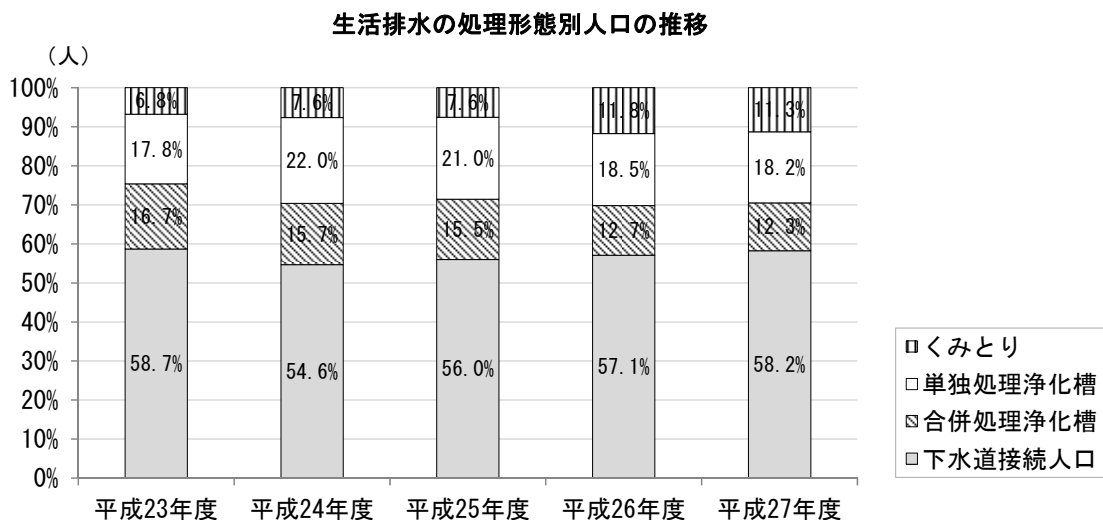
#### 1) 不法投棄

平成27年度の不法投棄に関する苦情件数は48件と、生活環境に関する苦情の中で最も多く寄せられています。

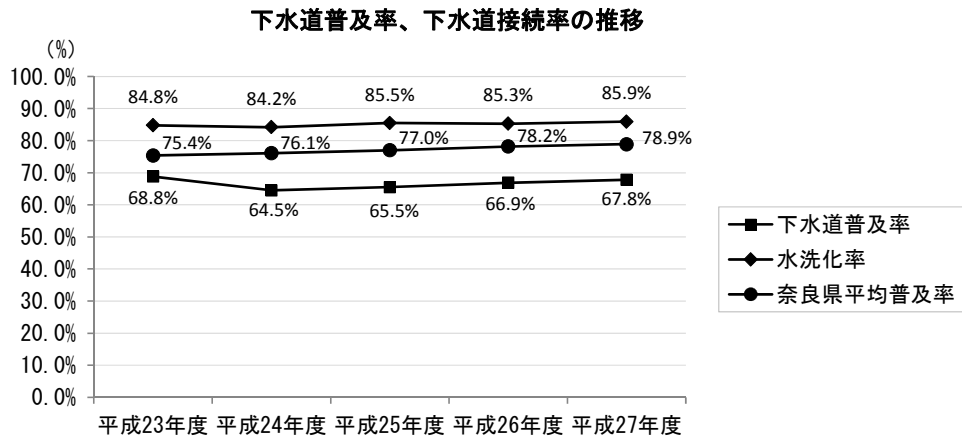
#### 2) 生活排水処理

生活排水処理形態は、し尿収集・単独処理浄化槽から公共下水道・合併処理浄化槽へ徐々に移行しており、単独処理浄化槽\*利用人口の割合は微減傾向にあります。

平成27年度時点の下水道普及率は67.8%で、奈良県平均(78.9%)と比較して低くなっていますが、地理的要因が大きく、下水道整備が遅れています。

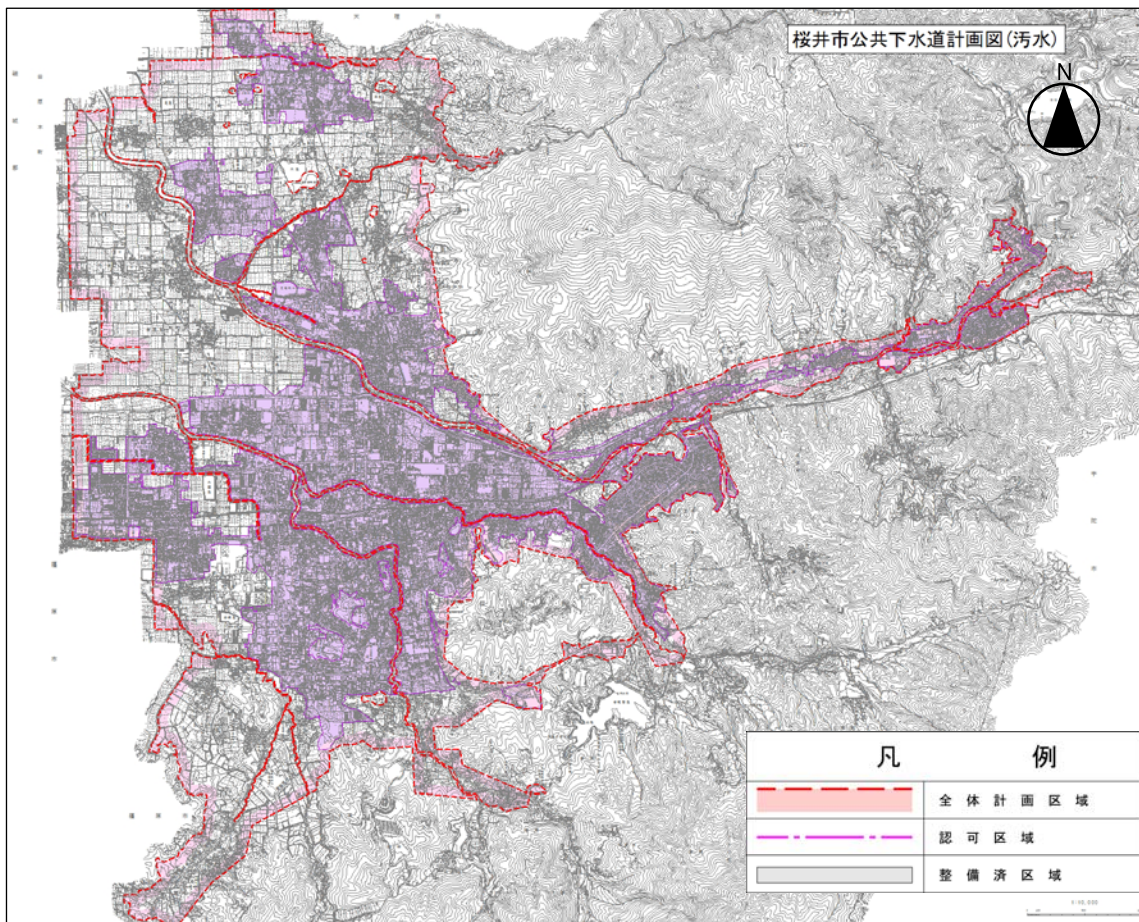






(注1) 下水道接続率：行政人口に対して下水道を利用できる区域の人口割合のこと

(注2) 下水道水洗化率：公共下水道が利用できる区域内の人口のうち、下水道に接続している人口の割合



桜井市下水道整備計画図(汚水)

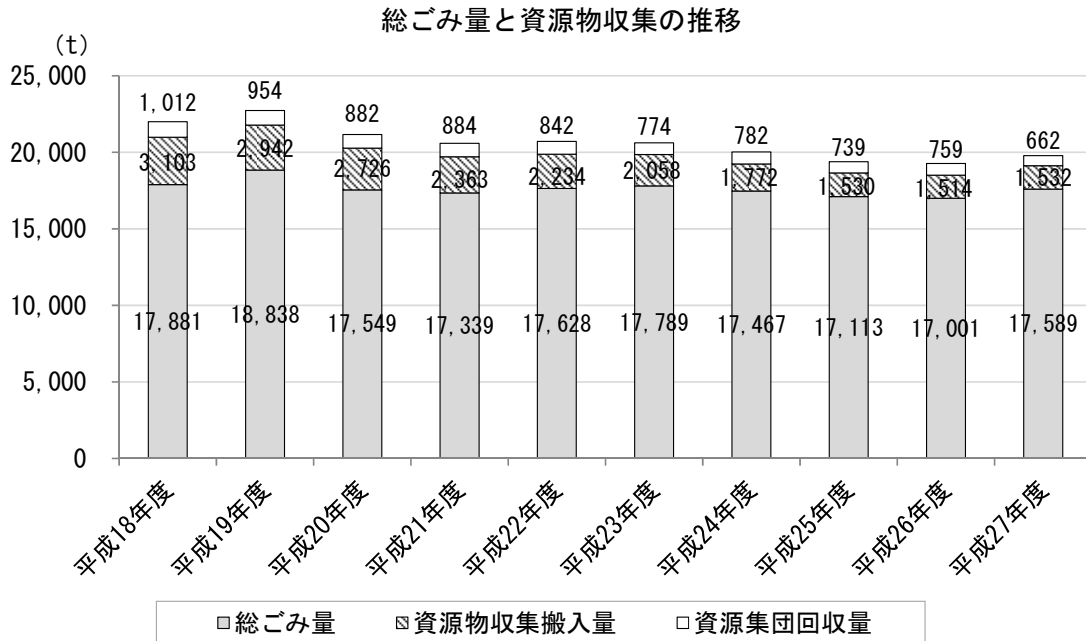
(資料：市下水道課)

## Ⅱ. 桜井市の環境特性と課題

### 2) 廃棄物処理

本市では、平成 10 年 6 月から分別収集の試行が開始され、平成 12 年 4 月から市内全域の分別収集開始、平成 12 年 10 月からごみの有料化を実施しています。

ごみの有料化が行われた平成 12 年を境に、総ごみ量は大きく減少し、その後も減少傾向にあります。



(資料：市業務課)

### 平成 27 年度（1 年間）に排出されたごみの内訳

ごみと資源物の区分	内 訳	備 考
ごみの量 17,589t (昨年度比 +588t)	もやせるごみ 16,301t (昨年度比 +619t)	焼却場で処理
	もやせないごみ 1,288t (昨年度比 -31t)	リサイクルセンター (破碎処理施設) で処理
資源物 2,194t (昨年度比 -79t)	新聞 910t ダンボール 484t 雑誌・牛乳パック 356t ビン 245t カン 92t ペットボトル 82t 搬入資源物 25t	リサイクル率 11.1% (総ごみ量(ごみの量+資源物) 中に占める資源物の割合)

1世帯あたり1年間に出すごみの量 717kg  
 市民1人あたり1日に出すごみの量 818g

1人あたり1日に出すごみの量  
 全国平均 947g (環境省 H26 年値)  
 奈良県平均 947g (奈良県廃棄物対策課 H26 年値)

(資料：市業務課)

(7) 水・エネルギー消費

1) 上水道

給水人口の減少に伴い、総使用水量も減少しています。

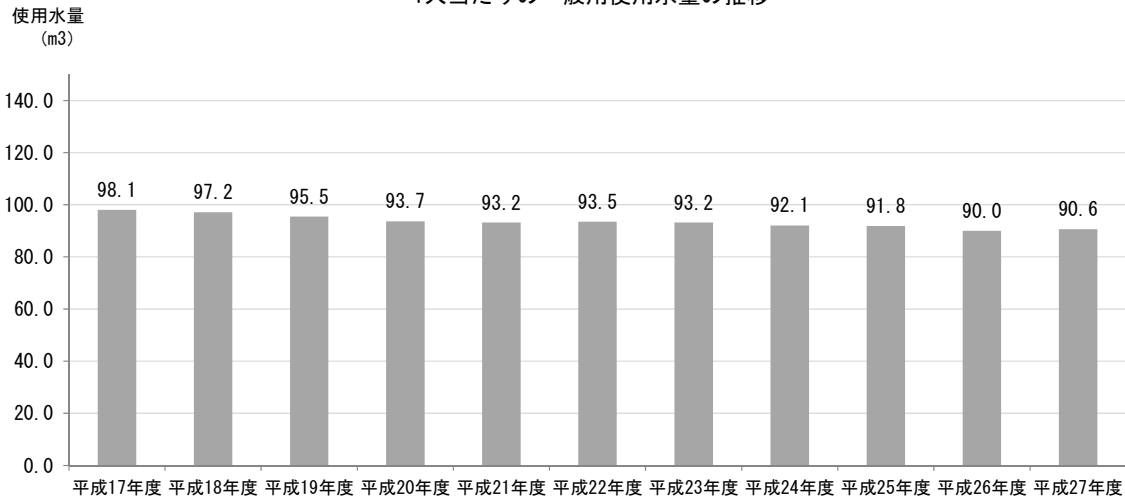
また、1戸当たりの使用水量をみると、微減傾向にあります。

上水道使用状況

年 度	給水人口	給水戸数	給水区域内の 総戸数	普及率 (%)	使用水量 (千m <sup>3</sup> )				1人当たりの一 般用使用水量 (m <sup>3</sup> )
					総 数	一般用	浴場営業用	共 用	
平成17年度	60,176	22,033	22,299	96	6,395	5,901	17	477	98.1
平成18年度	60,067	22,313	22,584	97	6,323	5,836	17	470	97.2
平成19年度	59,861	22,510	22,783	97	6,213	5,715	15	483	95.5
平成20年度	59,953	22,851	23,105	99	6,130	5,616	16	498	93.7
平成21年度	59,374	22,923	23,178	99	6,048	5,533	16	499	93.2
平成22年度	59,078	23,160	23,398	99	6,041	5,526	16	499	93.5
平成23年度	58,755	23,314	23,489	99	5,992	5,475	15	502	93.2
平成24年度	58,310	23,318	23,493	98	5,884	5,368	12	504	92.1
平成25年度	57,942	23,476	23,673	99	5,841	5,320	12	509	91.8
平成26年度	57,849	23,799	23,973	99	5,716	5,207	12	497	90.0
平成27年度	57,498	23,955	24,115	98	5,715	5,210	12	493	90.6

(資料: 市水道総務課)

1人当たりの一般用使用水量の推移



(資料: 市水道総務課)

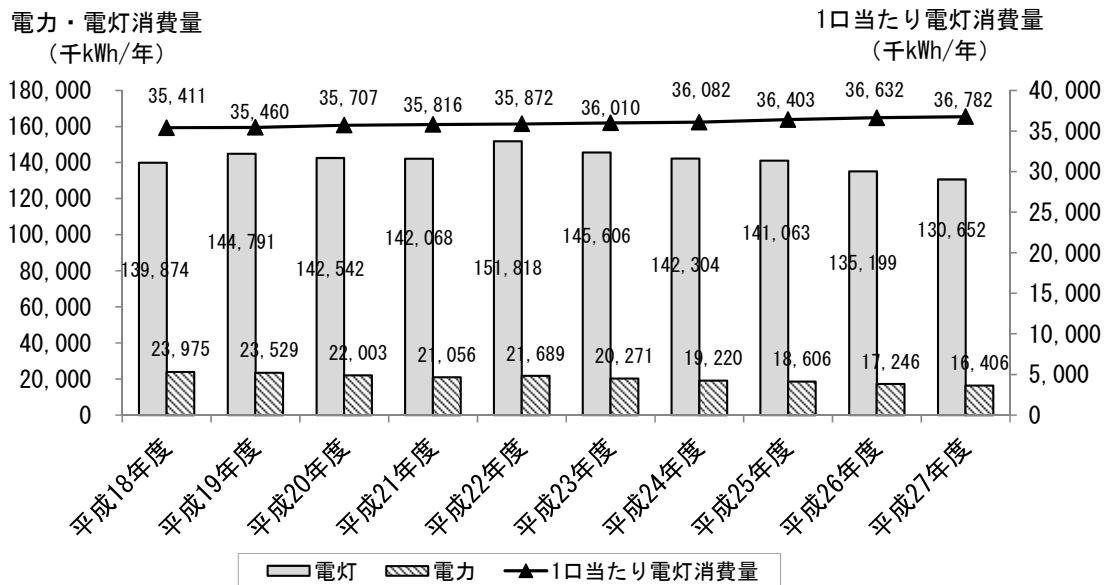
## Ⅱ. 桜井市の環境特性と課題

### 2) 電力

本市における電力消費量について、家庭用を中心とした電力供給である 1 口当たりの電灯消費量は、増加傾向を示しています。

主として産業用電力供給である電力消費量については、年度毎の変動がありますが、ほぼ横ばいで推移しています。

電力・電灯消費量と1口当たりの電灯消費量



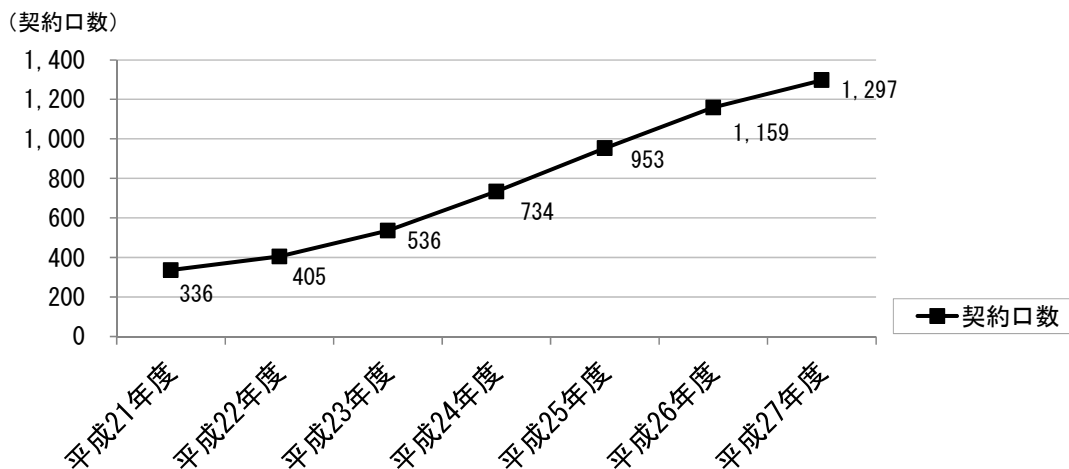
電灯：一般家庭用、街路灯、防犯灯など  
電力：工場動力用を主とする

(資料：関西電力株式会社高田営業所)

### —太陽光発電—

太陽光発電の契約口数は平成 21 年度以降、増加しており、平成 27 年度で 1,297 軒となっています。

太陽光発電の契約口数



(資料：関西電力株式会社高田営業所)

### 一公共施設などにおける新エネルギーの導入等一

平成14年12月から「桜井市グリーンパーク」が本格稼働し、ごみの焼却熱を利用した蒸気タービン発電を行っています。

「桜井市グリーンパーク」は、ごみ焼却炉棟・リサイクルプラザ（リサイクルセンター棟、管理工房棟およびストックヤード棟）、既設のし尿処理場を持ち、さらには最終処分場も含めて本市における一般廃棄物循環型社会基盤施設として構成されています。

ごみ焼却設備の流動床式ガス化溶融炉は、処理能力150t/日（75t×2炉）で、また、焼却により生じた熱エネルギーを回収し、蒸気タービン発電機（1990kw）にて発電をはじめ場内の相当部分で余熱の有効利用を図っています。

リサイクルセンター棟では、処理対象として粗大ごみ、不燃ごみ、空きカン、空きビン、ペットボトルを資源化することを目的としています。その主要な設備としては、低速・高速回転式破砕機、缶用磁力選別機、びん類自動色別機、立体自動倉庫、プラスチックボトル選別機等が設置されています。

また、高齢者総合福祉センター（竜吟荘）においては、太陽光パネルが設置され、太陽光発電を行っています。



最終処分場・浸出水処理



高齢者総合福祉センター（竜吟荘）



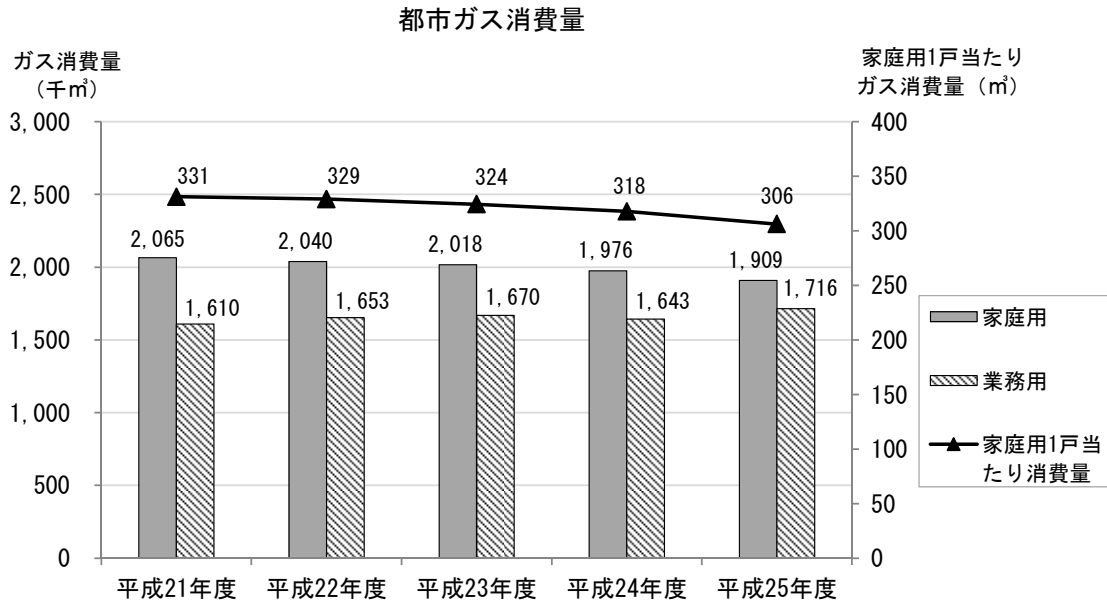
桜井市一般廃棄物循環型社会基盤施設

## Ⅱ. 桜井市の環境特性と課題

### 3) 都市ガス

都市ガス消費量（プロパンガスを除く。）については、家庭用は微減傾向、業務用は微増傾向にあります。

家庭用の1戸当たりのガス消費量は、微減傾向にあります。



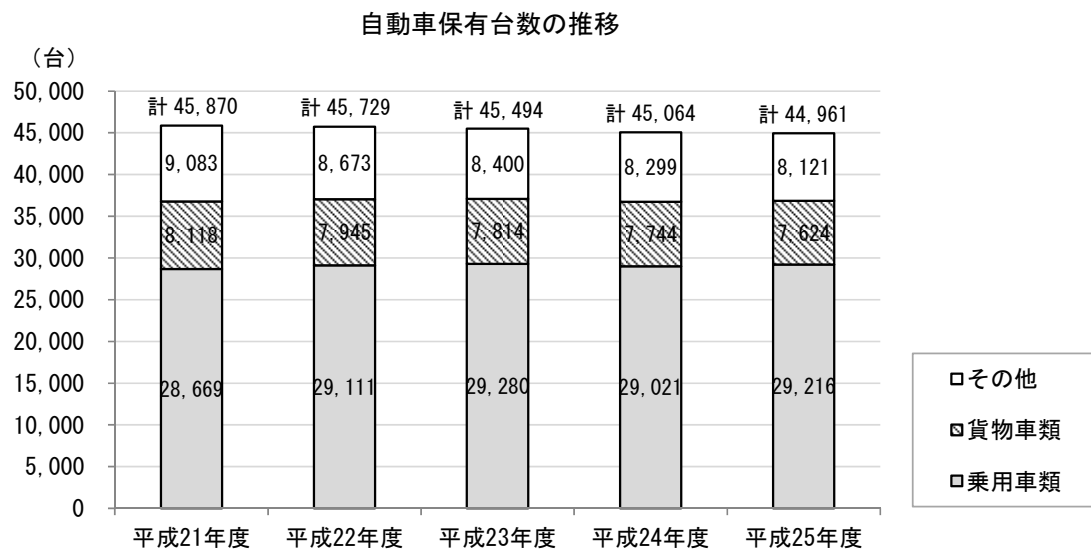
(資料：桜井ガス)

### 4) その他

#### —自動車保有台数—

自動車保有台数の推移をみると、貨物車類については微減傾向にあります。

一方、乗用車類については微増傾向にあります。



乗用車類：乗用、軽乗用

貨物車類：貨物、特殊、軽貨物

その他：乗合、二輪車、小型特殊

(資料：桜井市統計書)

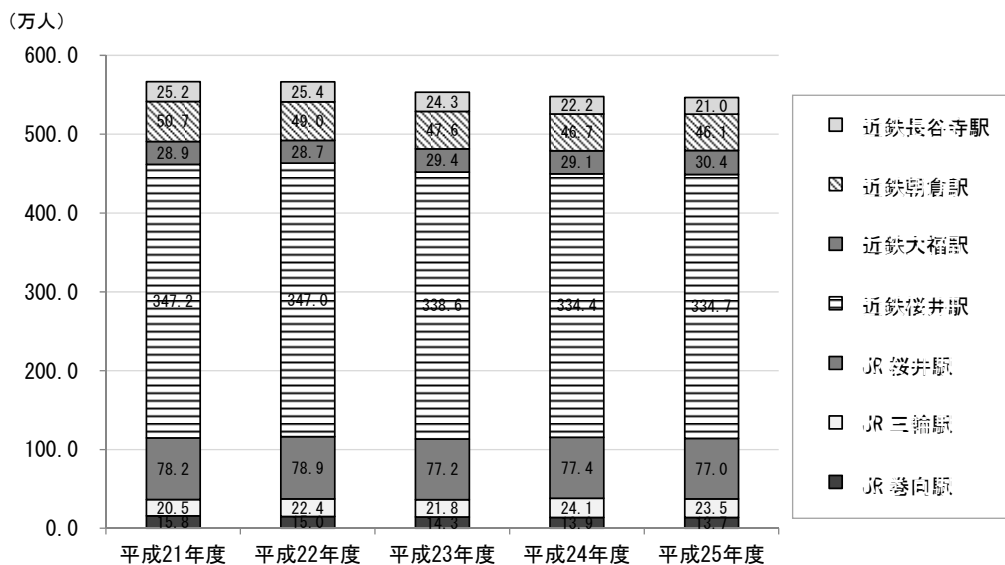
—公共交通機関の利用者数—

観光利用とも関連の強い鉄道の利用者数について、全体として減少傾向にあります。

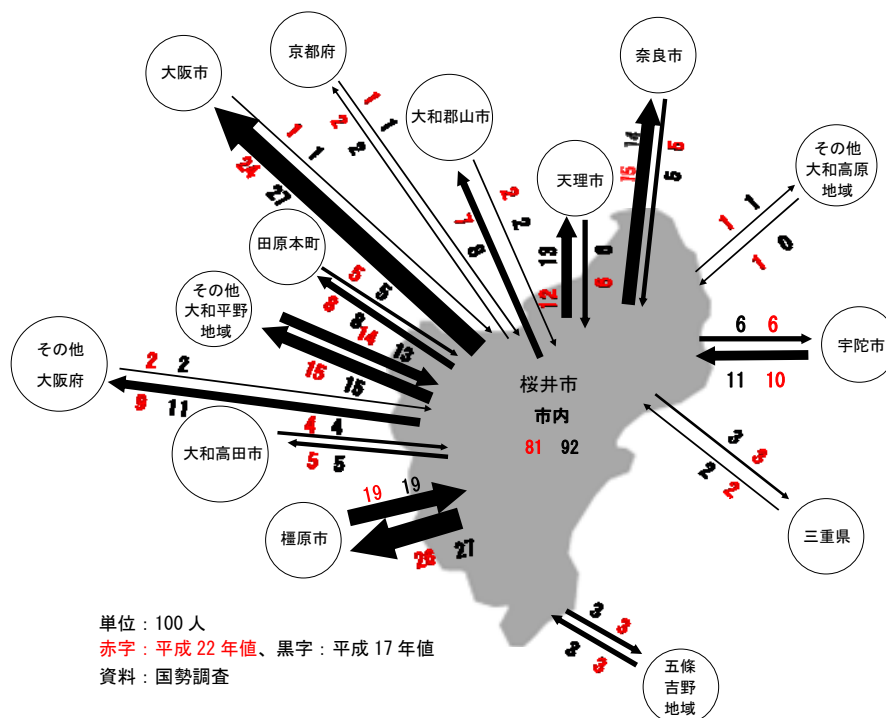
鉄道以外については、奈良交通の路線バスが3路線と、市が運行しているコミュニティバスが3路線、デマンド型乗合タクシー\*が2路線あります。バスについては、自家用車を持たない高齢者や子ども・学生などの日常利用とともに、観光路線としても利用できます。

これらの公共交通機関の利用促進をすることで、自家用車利用の削減などへの貢献も期待されます。

鉄道乗客数の推移（各駅別乗車人員のみ）



（資料：桜井市統計書）



通勤流動図（平成22年と17年比較）

## Ⅱ. 桜井市の環境特性と課題

### (8) 身近な環境

#### 1) 公園・緑地

本市の1人あたり公園面積は、4.09 m<sup>2</sup>/人となっており、奈良県（12.03 m<sup>2</sup>/人）と比較すると、少ない値となっています。公園数は、平成25年度末では76箇所となっています。

本市は、森林面積の割合が高い（約7割）一方で、市街地における緑地（公園）が少ないと言えます。

公園整備の状況（平成25年度）

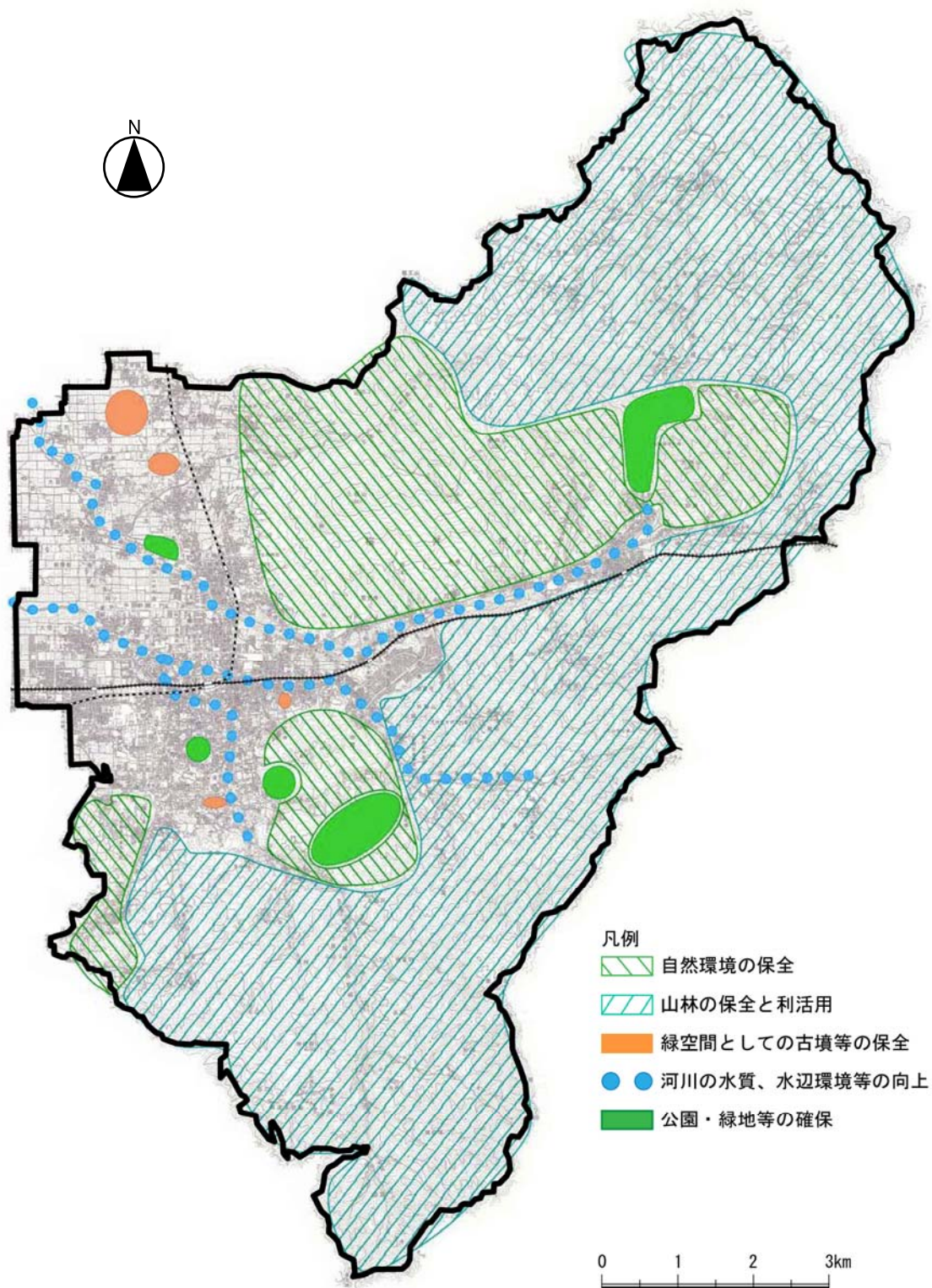
都市公園	公園数	面積
運動公園	1	93,169m <sup>2</sup>
近隣公園	1	38,000m <sup>2</sup>
街区公園	26	57,650m <sup>2</sup>
歴史公園	2	26,443m <sup>2</sup>
緑地	1	2,939m <sup>2</sup>
計	31	218,201m <sup>2</sup>
子どもの広場	45	25,356m <sup>2</sup>
総数	76	243,557m <sup>2</sup>

（資料：桜井市統計書）

平成23年に策定された桜井市「都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）」の中で、将来都市構造について、歴史的風土特別保存地区や国定公園等の法規制がなされている地域性緑地については、良好な自然環境や歴史文化遺産等の維持・保全を図るとともに、利活用についても緑地利用を基本として必要最低減に抑えらるとされています。



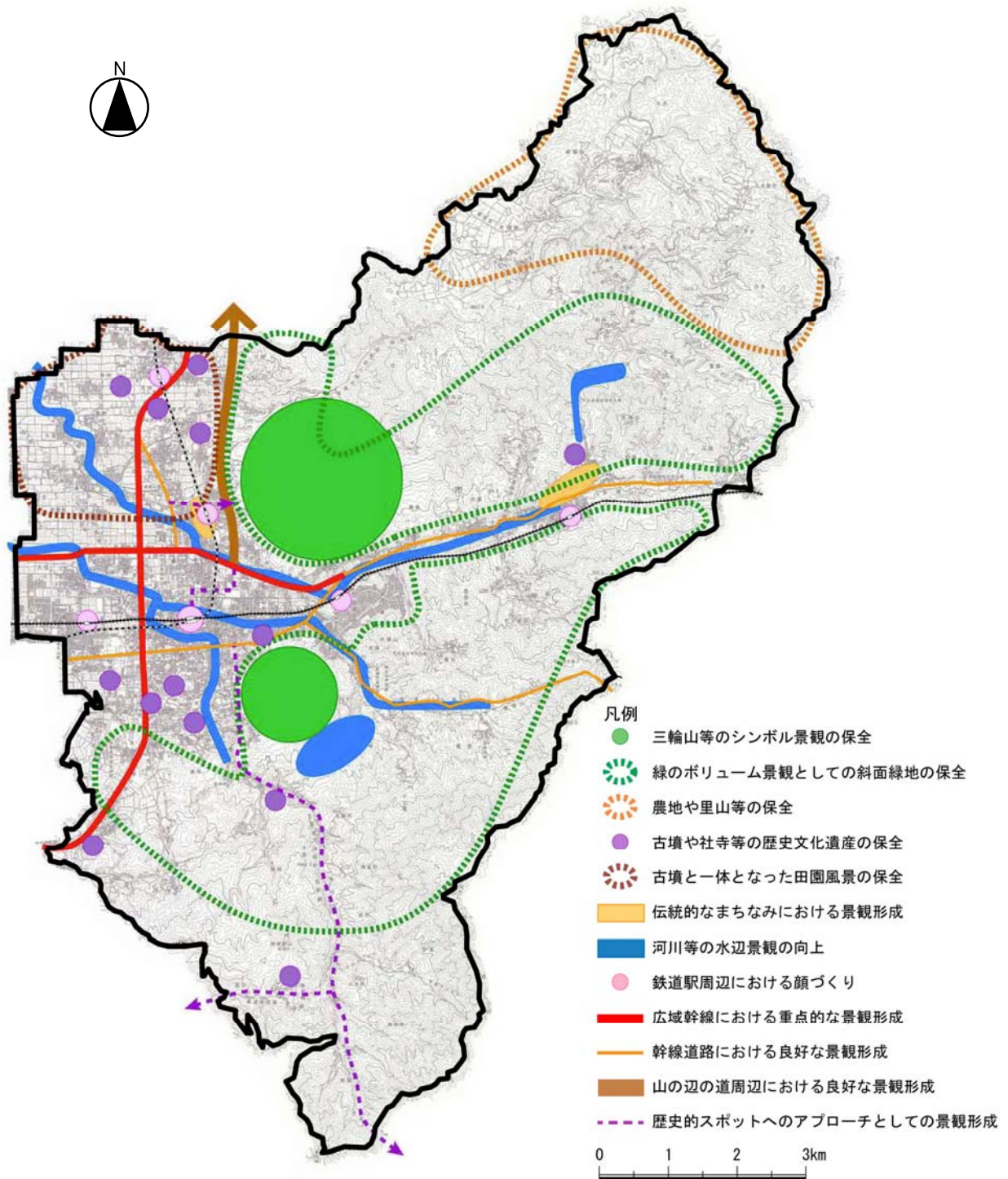
□環境保全・形成方針



都市計画マスタープラン —環境保全・形成方針—

## Ⅱ. 桜井市の環境特性と課題

### □都市景観形成方針



都市計画マスタープラン —都市景観形成方針—

## 5. 景観

本市における景観は、大きく「山地・丘陵地部の景観」、「青垣から大和平野にかけての景観」、「市街地の景観」などに分類できます。

### (1) 山地・丘陵地の景観

山地・丘陵地とともにその谷間や裾野に形成された集落地や河川がまとまりのあるひとつの景観資源を造り出しています。

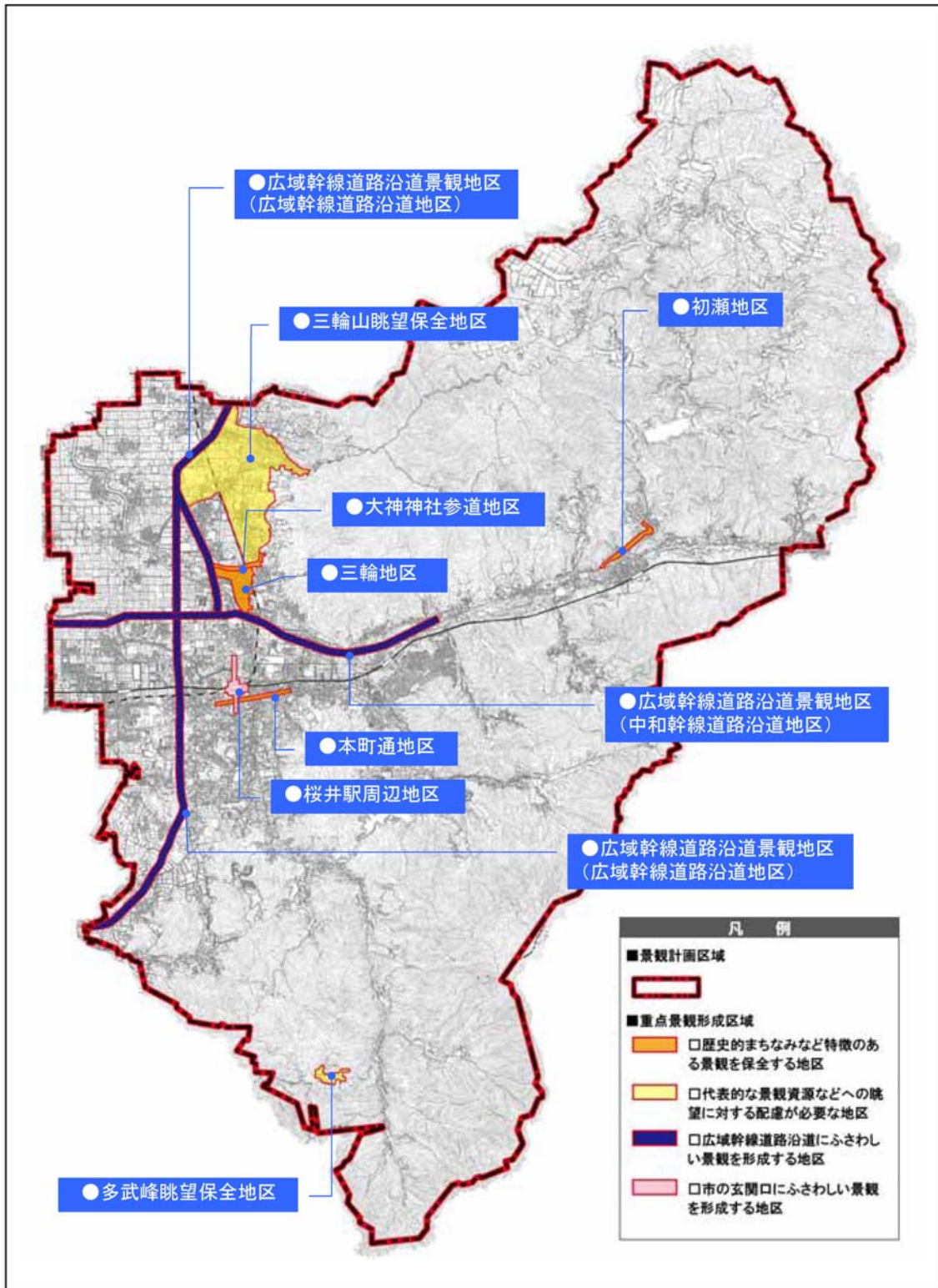
### (2) 青垣から大和平野にかけての景観

田植えから稲刈りの時期まで稲の生育とともに絶えず変化し、継続的な農業活動が支える生業の景観で、日本のふるさとも感じさせる景観資源となっています。

### (3) 市街地の景観

桜井駅を中心に都市型住宅や商業施設が立地する都会的な景観が見られます。また、近年は、幹線道路沿いなどの道路整備にあわせ、大型の商業施設が立地する新たな商業地の景観も目立ち始めています。

## Ⅱ. 桜井市の環境特性と課題



(出典：桜井市景観計画)

景観計画区域および重点景観形成区域

## 6. 地球環境

奈良県における温室効果ガス総排出量の 90%以上を占めているエネルギー起源二酸化炭素排出量は、2013 年度は 722.5 万 t-CO<sub>2</sub> で、前年度比では 2.3%増加しました。2005 年度比では 8.9%増加しています。

(単位：万t-CO<sub>2</sub>)

	1990年度	2005年度 (基準年度)	2012年度	2013年度	構成比	前年度比	基準年度比	1990年度比
CO <sub>2</sub>	600.5	698.4	731.9	748.4	94.9%	2.3%	7.2%	24.6%
CO <sub>2</sub> (エネルギー起源)	564.7	663.5	706.3	722.5	91.6%	2.3%	8.9%	27.9%
CO <sub>2</sub> (非エネルギー起源)	35.8	34.9	25.7	25.9	3.3%	0.8%	-25.8%	-27.7%
メタン	14.3	10.6	8.8	8.5	1.1%	-3.4%	-19.8%	-40.6%
二酸化二窒素	8.8	8.1	7.2	7.2	0.9%	0.0%	-11.1%	-18.2%
HFC等 4 ガス	21.8	20.4	22.9	24.3	3.1%	6.1%	19.1%	11.5%
合計	645.4	737.5	770.9	788.4	100.0%	2.3%	6.9%	22.2%

(出典：奈良県環境情報サイト エコなら)

### 7. 環境保全活動への取組み

—桜井市環境フェアの開催—

桜井市グリーンパークで、毎年「桜井市を美しく、住みよいまち、リサイクルのまちに」をテーマに環境フェアを開催し、市民にごみの減量とリサイクルへの認識を深めていただくとともに、河川美化の推進を図っています。

環境フェアでは、市内小・中学生の環境作文、環境ポスターの表彰、市民によるリサイクルショップおよび各種団体によるリサイクル啓発展示等を行っています。また、各家庭から排出された粗大ごみの中から、再使用できるものに少し手を加えてリサイクル品とし、市民に活用いただいています。



—広域的な活動—

大和青垣国定公園山の辺の道地区において、県、関係市町村、地元観光協会、交通運輸機関、宿泊施設経営者等による美化促進協議会が昭和54年に設置され、地区内清掃の実施、ごみ持ち帰り運動などを行っています。

上記以外にも、大和川流域など本市を含む広域的な活動として、大和川水環境協議会、瀬戸内海環境保全知事・市長会議、瀬戸内海環境保全協会などによる取組みがあります。

## 8. 市民・事業所へのアンケート調査

### (1) 調査の概要

#### ■調査対象者

- ・市民：平成28年7月1日時点で桜井市に在住する、満18歳以上の市民1,000人を対象とし、住民基本台帳から無作為に抽出しました。
- ・事業所：市内に所在する100事業所を無作為に抽出しました。

#### ■調査期間

- ・市民：平成28年8月9日～平成28年8月25日
- ・事業所：平成28年8月16日～平成28年8月31日

#### ■調査方法

郵送配布・郵送回収

#### ■回収結果

対 象	市 民	事 業 者
配 布 票 数 (票)	1,000	100
回 収 票 数 (票)	326	58
回 収 率 (%)	32.6	58.0

※集計においての割合は、小数第2位を四捨五入した値で示している。そのため、比率の合計が100%とならない場合がある。

※複数回答については、回答者数を分母として割合を算出している。

## Ⅱ. 桜井市の環境特性と課題

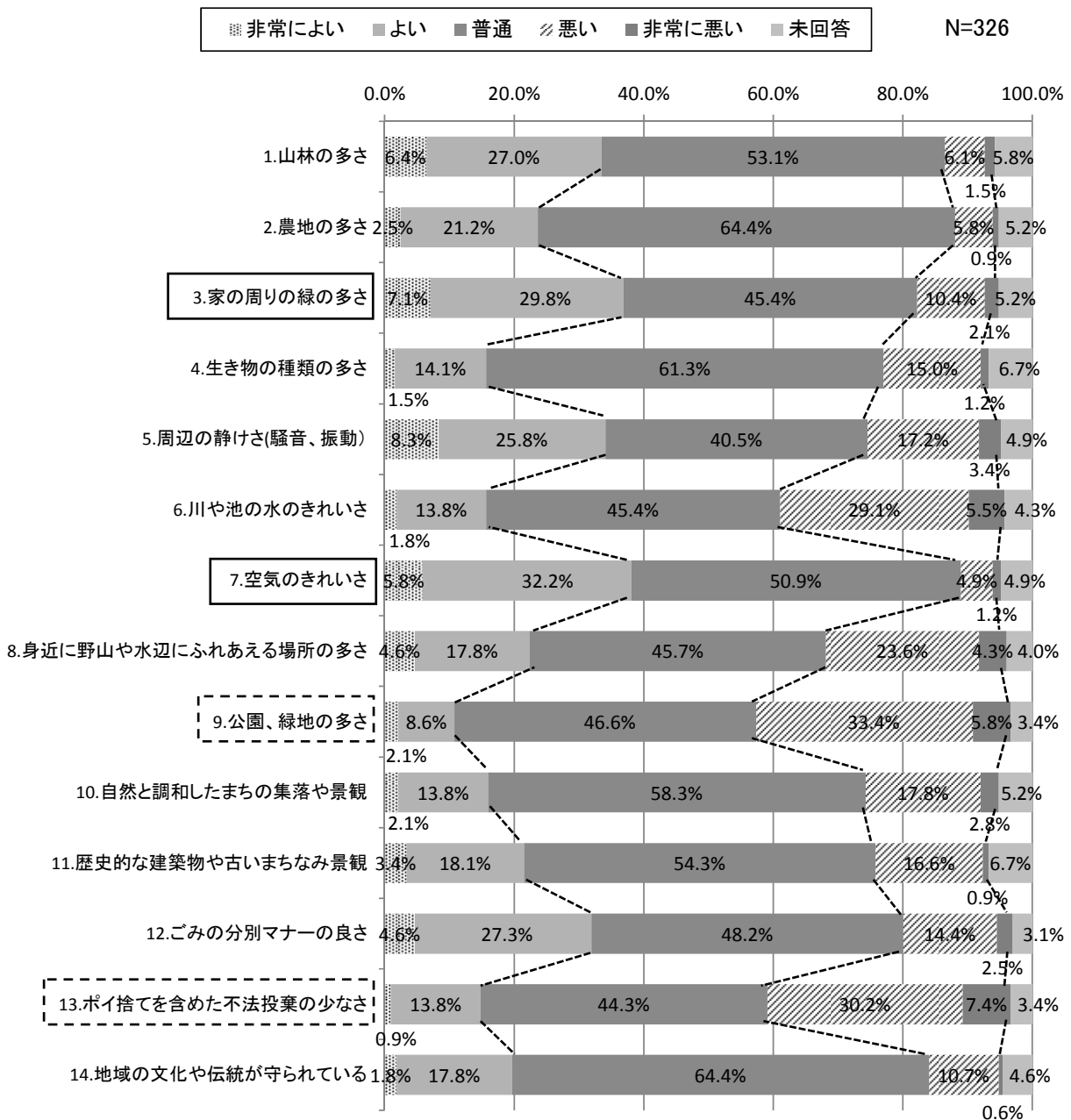
### (2) 市民アンケート調査結果

#### 【住まいの校区の環境についての満足度】

全項目で「普通」が最も多くなっています。

“よい”とした人（「非常によい」または「よい」とした人の合計）が多い項目は、「空気のきれいさ」（38.0%）、「家の周りの緑の多さ」（36.9%）となっています。

“悪い”とした人（「非常に悪い」または「悪い」とした人の合計）が多い項目は、「公園、緑地の多さ」（39.2%）、「ポイ捨てを含めた不法投棄の少なさ」（37.6%）となっています。ごみについては、分別のマナーについては、“よい”とした人が多く、不法投棄については“悪い”とした人が多くなっています。

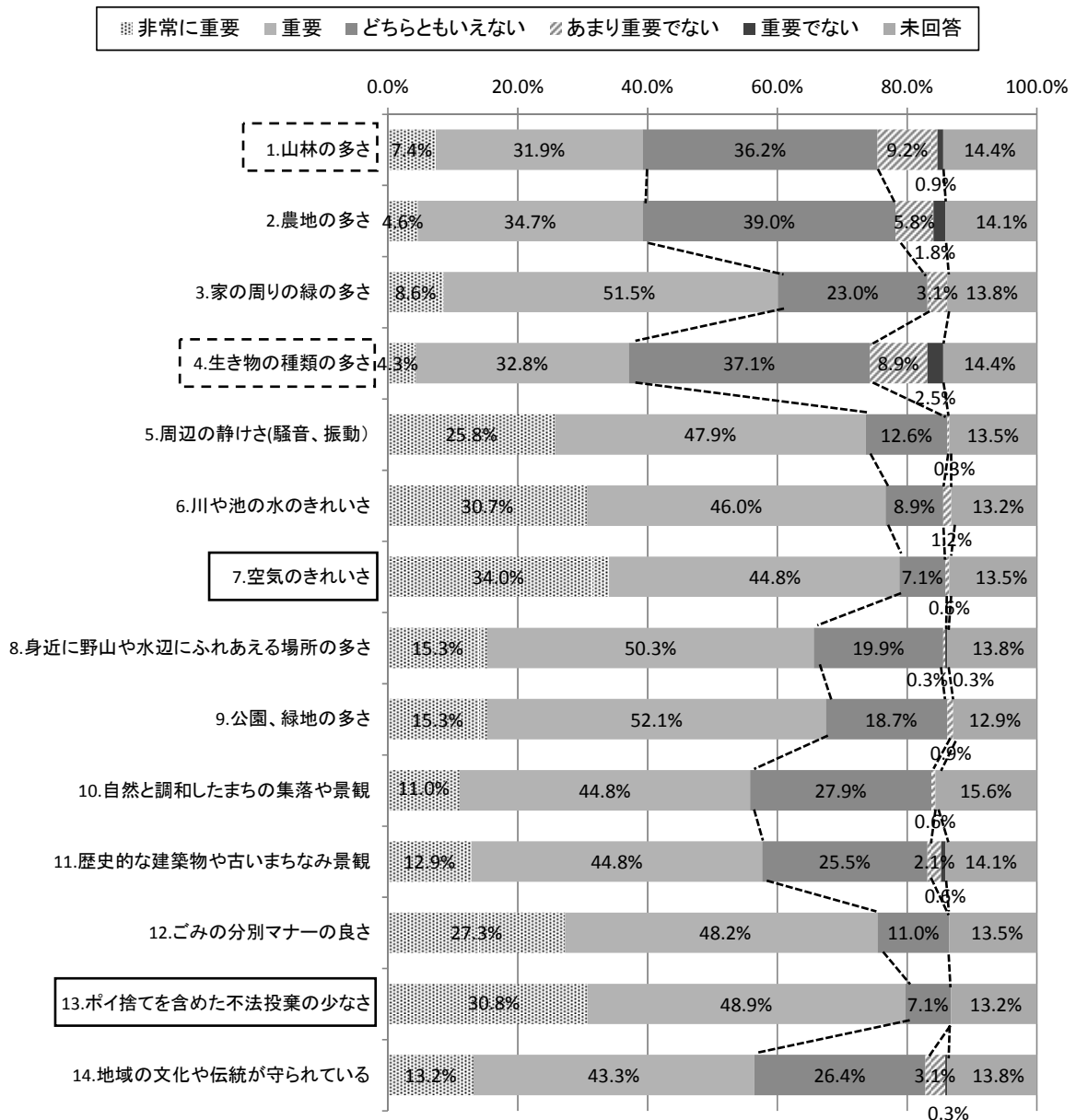




【住まいの校区の環境についての重要度】

全項目で“重要”とした人（「非常に重要」または「重要」とした人の合計）が多くなっています。その中で、「ポイ捨てを含めた不法投棄の少なさ」が79.7%で最も多く、次いで「空気のきれいさ」が78.8%となっています。「生き物の種類や多さ」や「山林の多さ」は、重要度が低くなっています。

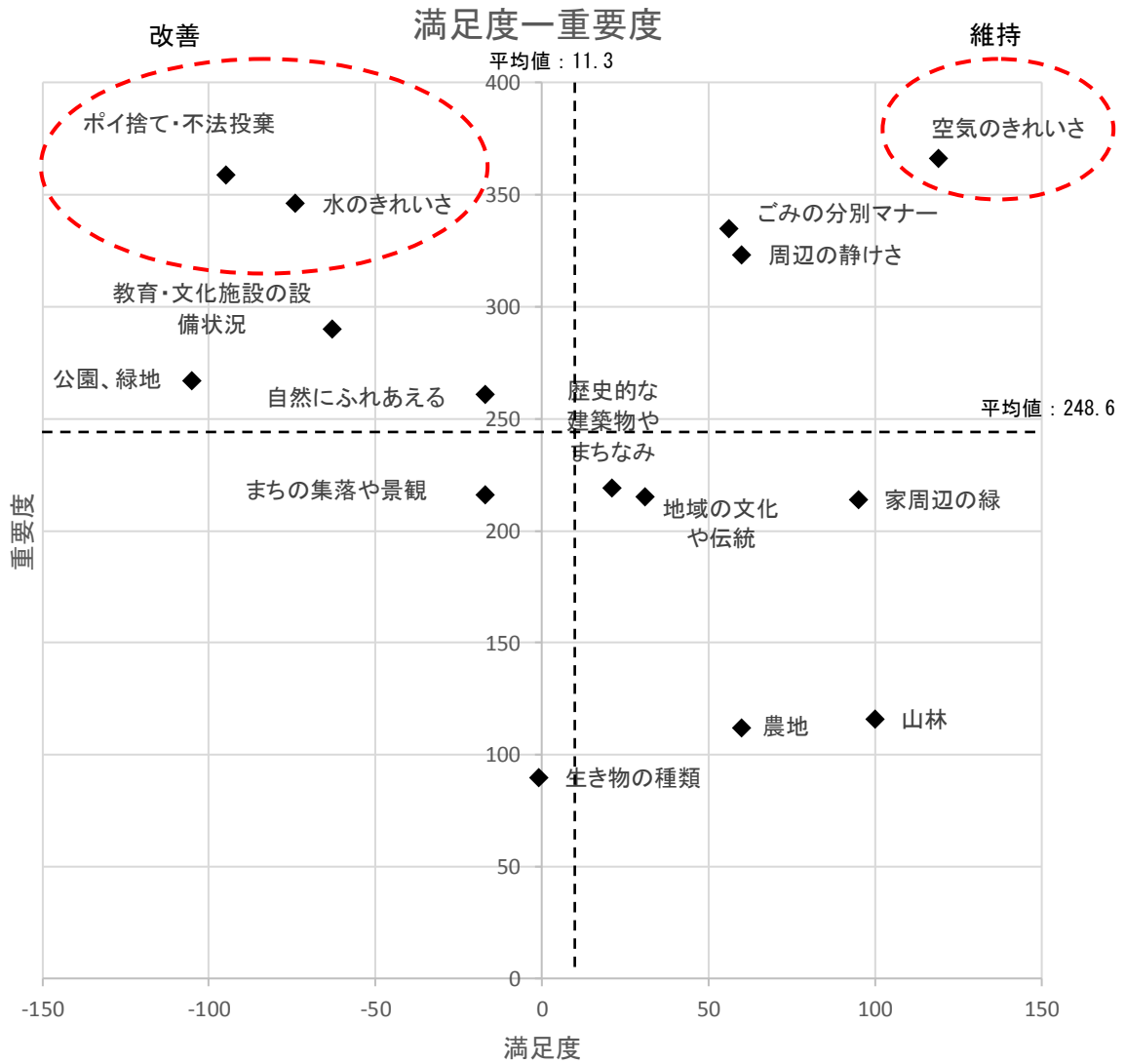
N=326



## Ⅱ. 桜井市の環境特性と課題

### 【満足度—重要度分布】

満足度と重要度について点数化し、分布状況を分析したところ、現状の満足度が高く、また重要度も高い「空気のきれいさ」については、今後も維持することが望まれています。また、現状の満足度が低く、重要度が高い「ポイ捨てを含めた不法投棄の少なさ」や「水のきれいさ」については、改善が望まれています。



※満足度 非常によい:2点、よい:1点、ふつう:0点、悪い:-1点、非常に悪い:-2点 で点数化

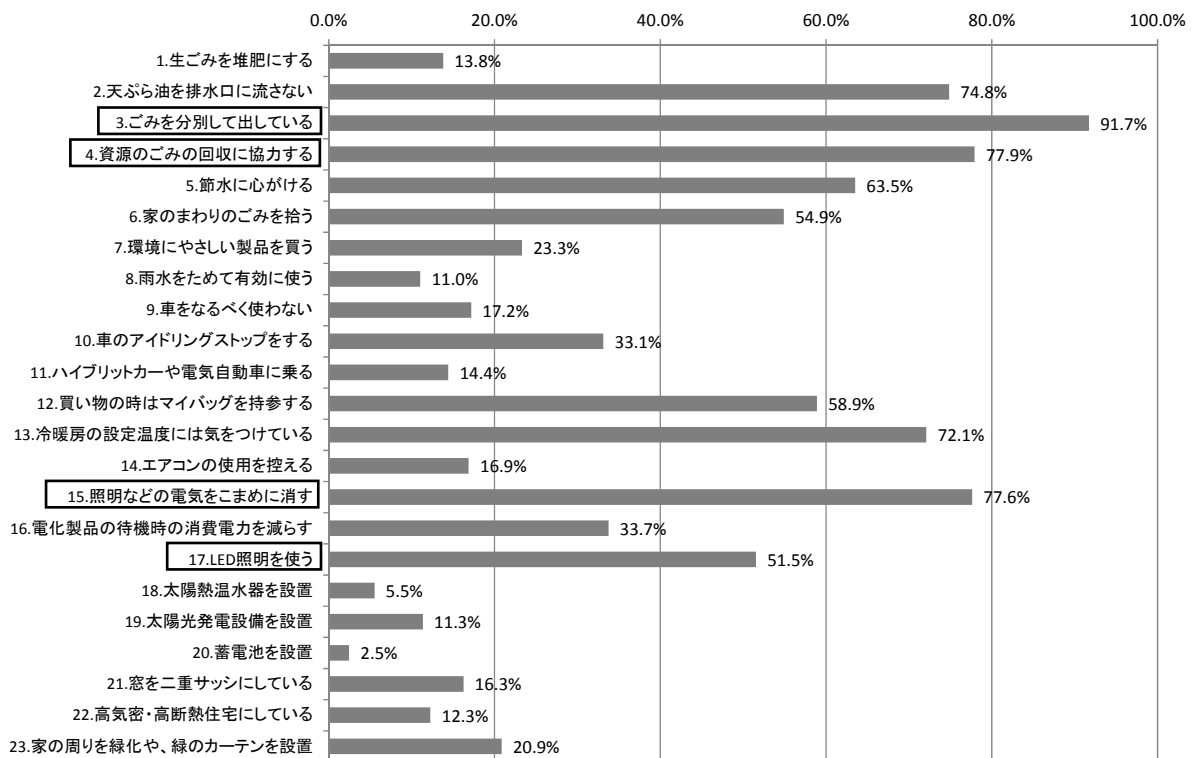
※重要度 非常に重要:2点、重要:1点、どちらともいえない:0点、あまり重要でない:-1点、重要でない:-2点 で点数化

【環境を守るために心がけていること】（複数回答可）

環境を守るために心がけていることとしては、「市のルールにしたがってごみを分別して出している」が91.7%と最も多くなっています。次いで「資源ごみの回収に協力する」が77.9%、「照明などの電気をこまめに消す」が77.6%となっており、日常生活で取組んでいる人が多くなっています。その中でも特にごみに対する認識が高くなっています。

ハード面での取組みとしては、「LED照明\*を使う」が51.5%で半数を超えていますが、それ以外は取組んでいる人は少なくなっています。

N=326

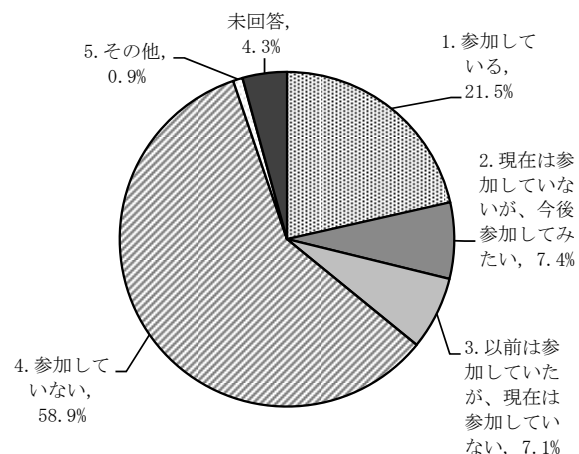


【環境関連活動への参加の状況】

環境関連活動への参加については、「参加していない」が58.9%と最も多く、次いで「参加している」が21.5%となっています。

“参加の意向を示した人”（「参加している」または「現在は参加していないが、今後参加してみたい」とした人）は、28.9%と3割程度にとどまっています。

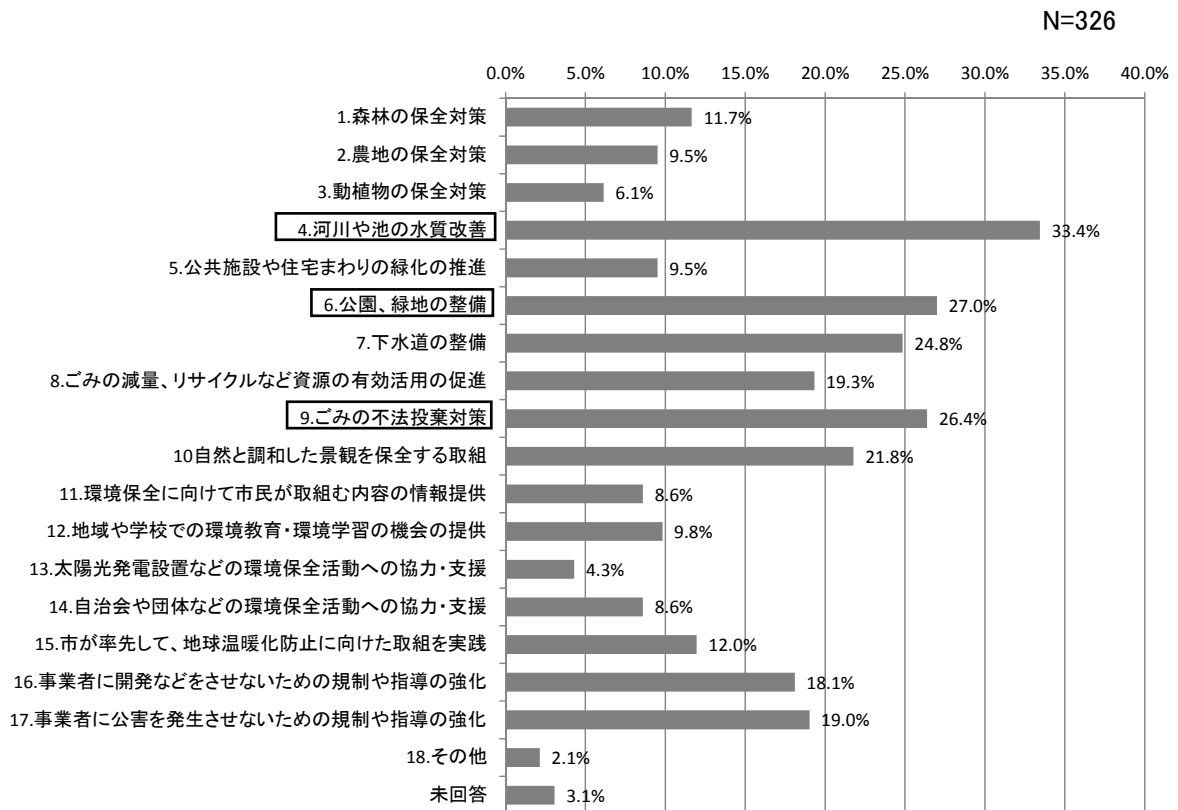
N=326



## Ⅱ. 桜井市の環境特性と課題

### 【環境を良くするために、市が取組むべきこと】（3つまで選択可）

市が取組むべきこととしては、「河川や池の水質改善」が33.4%で最も多く、回答者の約3割があげています。次いで、「公園、緑地の整備」が27.0%、「ごみの不法投棄対策」が26.4%となっています。水質改善を除いて、自然や農地などの保全については全般的に割合が低くなっています。



(3) 事業所アンケート

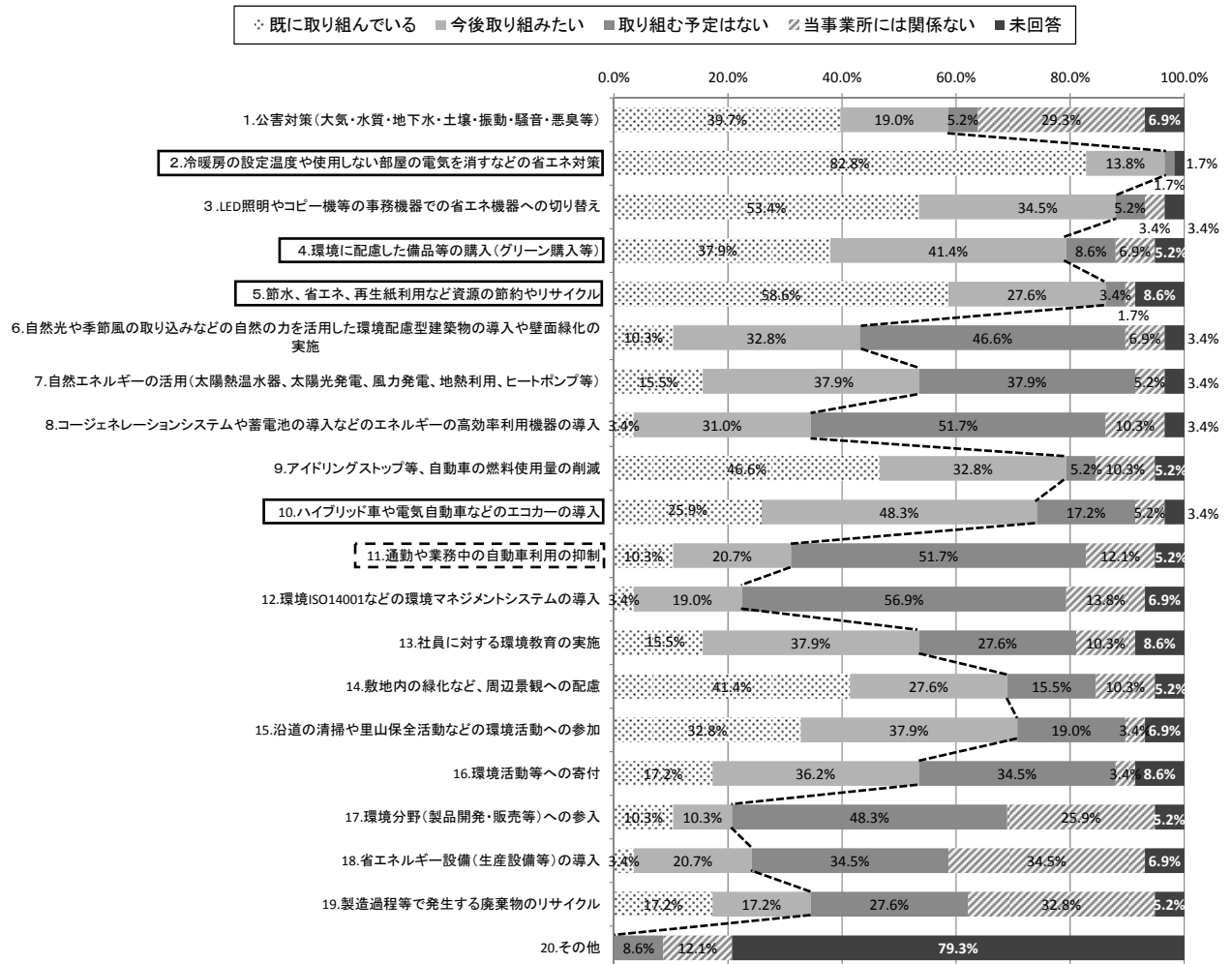
【現在、事業所が行っている環境に配慮した取組みについて】

環境に配慮した取組みについては、既に取り組んでいる項目としては、“省エネ対策”が82.8%と最も多く、次いで“資源の節約やリサイクル”が58.6%となっています。

今後取組みたい項目としては、“エコカーの導入”が48.3%で最も多く、次いで“グリーン購入等”が41.4%となっています。

全般的に、身近に取組みやすい項目への実施・意向が高くなっていますが、“通勤や業務中の自動車利用の抑制”については、取組みの意向が低く、事業所の立地条件や交通条件との関連が強いことがうかがえます。

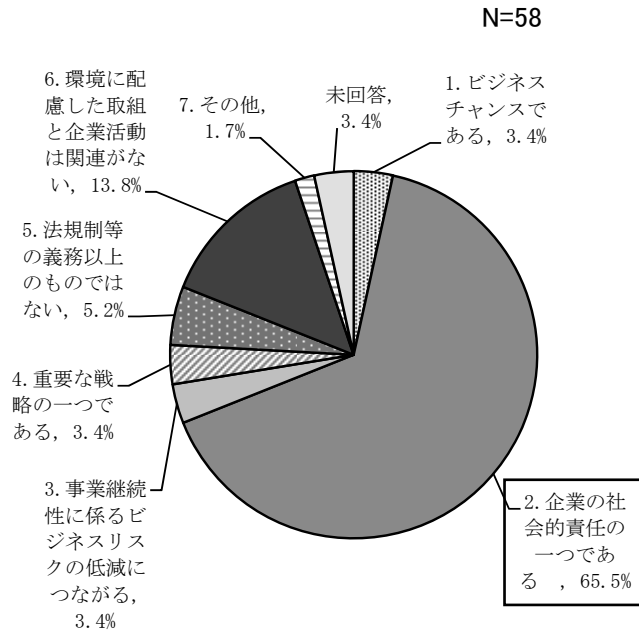
N=58



## Ⅱ. 桜井市の環境特性と課題

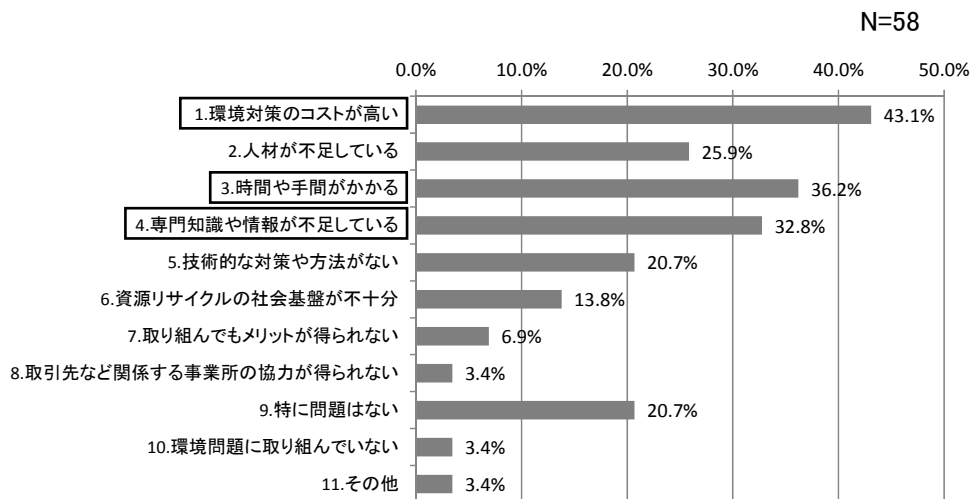
### 【環境に配慮した取組みの位置づけについて】

環境に配慮した取組みについては、「企業の社会的責任の一つである」が65.5%となっており、環境配慮への意識を持っている事業所が半数以上となっています。その反面、「環境に配慮した取組みと企業活動は関連がない」とした事業所が1割を超えています。



### 【環境対策を進めていく上で、課題となっていること】

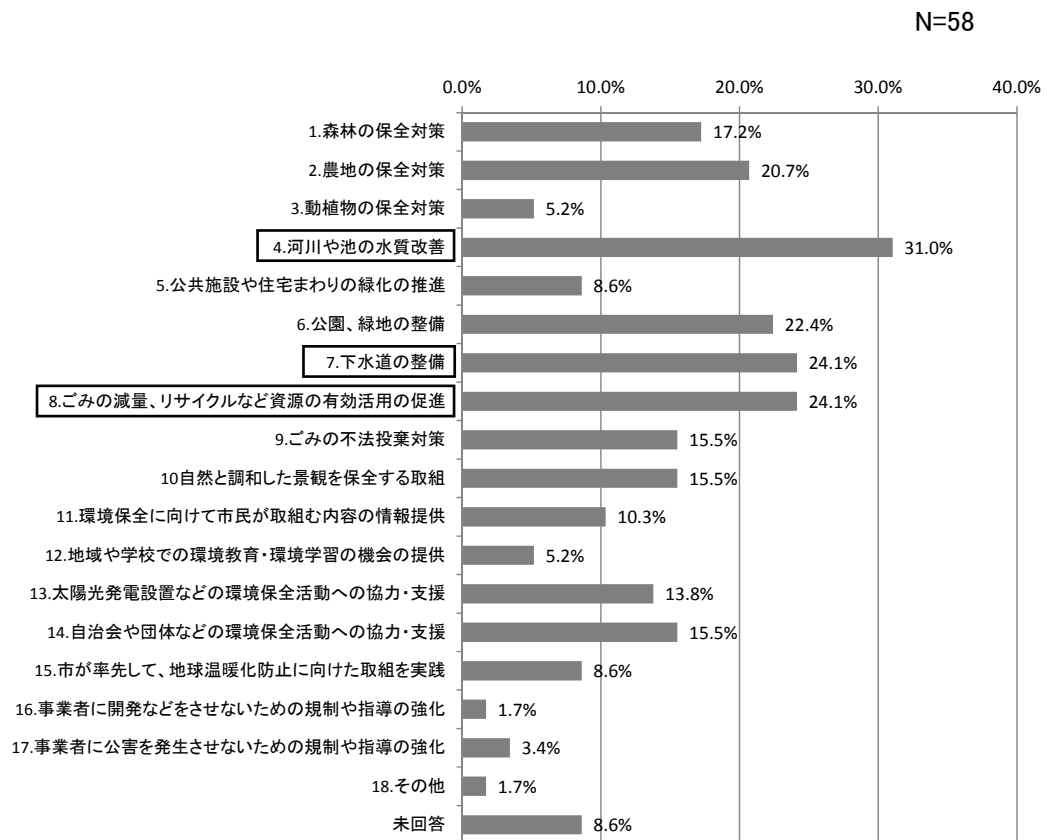
環境対策への課題としては、「環境対策のコストが高い」が43.1%で、回答者の約半数を占めています。次いで「時間や手間がかかる」が36.2%、「専門知識や情報が不足している」が32.8%となっています。



【環境を良くするために、市が取り組むべきこと】（3つまで選択可）

市が取り組むべきこととしては、「河川や池の水質改善」が31.0%と最も多く、次いで、「下水道の整備」と「ごみの減量、リサイクルなど資源の有効活用の促進」が24.1%となっています。

「河川や池の水質改善」など上位にあがっている項目は、市民アンケートと同様の傾向を示していますが、「森林の保全対策」や「農地の保全対策」などの自然環境の保全の項目は、市民アンケートに比べて多くなっています。



## Ⅱ. 桜井市の環境特性と課題

### 9. 桜井市の環境上の課題

#### (1) 自然環境

##### 【 奥山の現状および問題点 】

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国定公園の指定（三輪山の社叢林*や貴与山暖帯林の自然植生を含む大和青垣国定公園、室生赤目青山国定公園）</li> <li>・ 森林の83%は人工林</li> <li>・ 林業従事者数の減少と高齢化の進行</li> <li>・ 森林の管理不全による荒廃が進む</li> </ul>
問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人工林の適切な維持管理が困難となり、森林の多面的機能（土砂災害防止機能、森林生態系等）の劣化を招くおそれ</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 奥山の優れた自然環境の保全・維持</li> <li>・ 人工林の適切な維持管理</li> </ul>

##### 【 農地・ため池・里山の現状および問題点 】

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営耕作地面積の減少（平成22年から平成27年で9,400a減）</li> <li>・ 耕作放棄地面積の増加（平成22年から平成27年でほぼ横ばい）</li> <li>・ 農業従事者数の減少と高齢化の進行</li> <li>・ ため池の減少（埋立て）</li> <li>・ かつて薪炭林として利用・管理されていた区域は、現在その大半が利用・管理されておらず、荒廃が進む</li> </ul>
問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地の適切な維持管理が困難となり、農地の多面的機能（景観、水田生態系等）の劣化を招くおそれ</li> <li>・ ため池の環境に依存する生物が減少し（トンボ等）、生物多様性*の低下を招くおそれ</li> <li>・ 日本固有の生態系である里山生態系が消失するおそれ</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水田環境の維持・継承</li> <li>・ ため池環境の保全</li> <li>・ 里山環境の維持・継承</li> </ul>

##### 【 身近な緑環境の現状および問題点 】

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市の一人あたり公園面積（4.09m<sup>2</sup>/人）は奈良県（12.03m<sup>2</sup>/人）と比較すると少ない</li> <li>・ 公園数は76箇所（平成25年度）</li> <li>・ アンケートにおいて「公園・緑地」は満足度が低い</li> </ul>
問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気軽に利用できる緑地が少ない</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市街地内の公園・緑地等の計画的かつ適正な配置</li> </ul>



【 動植物の現状および問題点 】

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白山周辺に海岸植物が見られる（かつては海岸であった）</li> <li>・市内には古墳や社寺などにおいて豊かな樹林が保全されている</li> <li>・市内には貴重な動植物が生息・生育している</li> <li>・イノシシやシカなどの野生動物による農作物被害が増加</li> </ul>
問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外来種の生息・生育範囲の拡大により、在来種が駆逐されるおそれ</li> <li>・貴重な動植物の生息・生育場が消失するおそれ</li> <li>・適正な人と自然の共生関係の崩壊のおそれ</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貴重な動植物の生息・生育場の保全</li> <li>・外来種の防除への取組み</li> <li>・野生鳥獣の適切な保護管理</li> </ul>

(2) 生活環境

【 水環境の現状および問題点 】

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質汚濁は生活環境に関する苦情の中で 3 番目に多い（平成 27 年度 8 件）</li> <li>・河川の汚濁を示す代表的な指標である BOD 値について環境基準が定められている市内の河川においては、いずれも環境基準を満足している</li> <li>・アンケートにおいて「水のきれいさ」の満足度が低い</li> <li>・生活排水処理形態は、し尿収集・単独処理浄化槽から公共下水道・合併処理浄化槽へ徐々に移行している</li> <li>・奈良県平均（78.9%）と比較して、下水道普及率（平成 27 年度）は 67.8%と、下水道整備が遅れている</li> <li>・公共下水道を利用できる人で、公共下水道を利用していない人が 14.1% 存在する</li> </ul>
問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「水のきれいさ」は水質、景観などの多様な判断基準を持つ</li> <li>・単独処理浄化槽は、公共下水道・合併処理浄化槽に比べて BOD 除去率が低く、河川などへの汚濁負荷が大きい</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質以外の「水のきれいさ」を指標とした水辺環境への改善</li> <li>・公共下水道の供用開始区域の拡大</li> <li>・市民の速やかな公共下水道への接続の推進</li> </ul>

## Ⅱ. 桜井市の環境特性と課題

### 【 大気環境の現状および問題点 】

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染は生活環境に関する苦情の中で 2 番目に多い（平成 27 年度 17 件）</li> <li>・大気の汚染状況は光化学オキシダントを除いて環境基準を満足している</li> <li>・アンケートにおいて「空気のきれいさ」は満足度および重要度がいずれも高い</li> </ul>
問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気環境の悪化は、多様な要因（自動車の排気ガス、木材などの焼却等）から引き起こされる</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な要因（自動車の排気ガス、木材などの焼却等）への個別対応</li> </ul>

### 【 騒音・振動・臭気環境の現状および問題点 】

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活環境に関する苦情の中で騒音振動は 5 番目（5 件）、悪臭は 4 番目（6 件）に多い（平成 27 年度）</li> <li>・アンケートにおいて「周辺の静けさ」は満足度および重要度のいずれもがやや高い</li> </ul>
問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音、振動、臭気環境問題は生活に密着している</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音、振動、臭気環境問題への迅速な取組み</li> </ul>

### (3) 地球環境

#### 【 ごみの減量・リサイクルの現状および問題点 】

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの有料化が行われた平成 12 年を境に、総ごみ量は大きく減少し、その後も減少傾向にある</li> <li>・資源物の発生量は 2,194t でリサイクル率は 11.1%（平成 27 年度）</li> <li>・市民へのアンケートにおいて環境を守るために心がけていることとして「市のルールに従ってごみを分別して出している」が最も多い（91.7%）</li> <li>・事業者へのアンケートにおいて環境に配慮した取組みとして「資源の節約やリサイクル」が 2 番目に多い（58.6%）</li> <li>・桜井市グリーンパークで環境フェアを毎年開催</li> </ul>
問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大量生産・大量消費の生活スタイルは、資源の枯渇、焼却時の CO<sub>2</sub> 発生による地球温暖化を招く</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・更なるごみの発生抑制</li> <li>・リサイクル率の向上</li> <li>・ごみの減量・リサイクルへの啓発</li> </ul>

【 ごみ等の不法投棄・散乱の現状および問題点 】

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活環境に関する苦情の中で不法投棄は48件で最も多い(平成27年度)</li> <li>アンケートにおいて「ポイ捨て・不法投棄」は重要度が高いが、満足度が低い</li> </ul>
問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ等の散乱に関する問題は、生活に密着している</li> <li>不法投棄は、景観を損なうのみならず、土壌汚染などの環境被害を招く</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ等の散乱への迅速な取り組み</li> <li>不法投棄取り締まりの強化</li> </ul>

【 水の循環利用、有効利用の現状および問題点 】

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>桜井市森林整備計画において水土保全林(水源かん養機能などを重視)を設定</li> <li>経営耕作地面積が減少</li> <li>ため池が減少</li> <li>1戸当たりの使用水量は、微減傾向</li> </ul>
問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>人材不足により森林(水源かん養機能)の適正管理が困難となるおそれ</li> <li>人材不足により農地(水源かん養機能)の適正管理が困難となるおそれ</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>林業関係者と協力した水土保全林の維持・整備</li> <li>農業関係者と協力した農地などの維持・整備</li> </ul>

【 省エネルギー化の現状および問題点 】

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>1口当たりの電灯消費量は増加傾向</li> <li>事業所アンケートにおいて、既に取り組んでいる項目は「省エネ対策」が最も多い(82.8%)</li> </ul>
問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>大量消費による石油などの天然資源が早期に枯渇するおそれ</li> <li>古い機器などは消費電力が多く、エネルギー効率が悪い</li> <li>全事業所の約2割は省エネ対策に取り組んでいない</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネルギー機器の導入の促進</li> <li>事業所と協力した更なる省エネルギー化への取り組み</li> </ul>

## Ⅱ. 桜井市の環境特性と課題

### 【 未利用・再生可能エネルギー\*の活用の現状および問題点 】

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電の契約口数は増加傾向（平成 27 年度：1,297 件）</li> <li>桜井市グリーンパークでは廃熱利用の蒸気タービン発電を実施</li> </ul>
問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー源を石油などの天然資源のみとすると早期に天然資源が枯渇するおそれ</li> <li>未利用・再生可能エネルギーに関する情報不足</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電をはじめとした新たな再生可能エネルギー活用への情報発信などの取組み</li> <li>桜井市グリーンパーク以外の公共施設における未利用・再生可能エネルギーの活用への取組み</li> <li>住宅、事業所、公共施設での未利用・再生可能エネルギーの導入促進</li> </ul>

### 【 温室効果ガス排出の現状および問題点 】

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>奈良県における温室効果ガス総排出量の 90%以上を占めているエネルギー起源二酸化炭素排出量は 722.5 万 t-CO<sub>2</sub>（2013 年度）で、前年度比 2.3%増、2005 年度（基準年度）比で 8.9%増</li> </ul>
問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>温室効果ガス増加による地球温暖化（海面水位の上昇、海洋酸性化等）の進行</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民、事業者、行政の組織的な取組み</li> </ul>

## (4) 歴史・文化・景観

### 【 優れた歴史文化の現状および問題点 】

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>3 地区が歴史的風土保存区域に指定（石上三輪、鳥見山、磐余）</li> <li>数多くの文化財（社寺および古墳等）が存在する</li> <li>観光入込客（9 割以上が社寺などに関連）は約 700 万人（平成 27 年度）</li> </ul>
問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的風土は一度途絶えると復元が困難</li> <li>滞在者のモラルとマナー</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>史跡などの保全・活用</li> <li>市民、滞在者へのモラルとマナーに対する啓発活動</li> <li>市民の歴史、文化遺産に対する愛着醸成</li> </ul>

【 歴史文化景観の現状および問題点 】

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・桜井市景観計画に基づき、本市の良好な景観を保全・形成</li> <li>・数多くの文化財（社寺および古墳等）と森林・田園景観が調和する</li> <li>・かつては身近な植物が近年では見かけられなくなり、外来種が増加</li> </ul>
問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・万葉の時代から継承されてきた文化財や植生などの景観が失われることにより、文化的価値が損なわれるおそれ</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的遺産とそれを取り巻く良好な自然環境の保全</li> </ul>

【 山林・丘陵地・田園景観の現状および問題点 】

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青垣の三輪山麓から続く開放的な田園と集落からなる、のどかな田園景観</li> <li>・かつて薪炭林として利用・管理されていた区域は現在、その大半が利用・管理されていない</li> <li>・経営耕地面積の減少（平成 22 年から平成 27 年で 9,400a 減）</li> </ul>
問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植林地、里山および農地が荒廃し、歴史的、文化的景観の継承が困難となるおそれ</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の営みと周辺環境が創り出す景観の活用</li> </ul>

【 市街地景観の現状および問題点 】

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・桜井駅を中心に都市型住宅や商業施設が立地する都会的な景観</li> </ul>
問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の眺望景観が損なわれるおそれ</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的まちなみに配慮したまちなみづくり</li> <li>・良好な市街地景観の形成</li> </ul>

【 歴史・文化を活用した地域活性化の現状および問題点 】

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本最古の道「山の辺の道」</li> <li>・3 地区が歴史的風土保存区域に指定（石上三輪、鳥見山、磐余）</li> <li>・三輪そうめん、笠そば、製粉および酒造等、地域の風土を活かした食品が製造されている</li> </ul>
問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的価値、文化的価値の継承が困難となるおそれ</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的価値、文化的価値について情報発信、活用</li> </ul>

## Ⅱ. 桜井市の環境特性と課題

### 【 自然とのふれあいを活用した地域活性化の現状および問題点 】

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境資源を目的とした観光客数は全体の1割未満</li> <li>・本市の一人あたり公園面積（4.09m<sup>2</sup>/人）は奈良県（12.03m<sup>2</sup>/人）と比較すると少ない</li> </ul>
問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然的価値の継承が困難となるおそれ</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農山村の活用</li> <li>・公園などの緑地や水辺の整備</li> </ul>

### 【 環境教育・環境学習の現状および問題点 】

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境フェアを開催（市内小・中学生の環境作文、環境ポスターの表彰、市民によるリサイクルショップおよび各種団体によるリサイクル啓発展示等を実施）</li> </ul>
問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古くから培ってきた環境保全に関する知恵や知識の継承が困難となるおそれ</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境教育、環境学習の場の提供</li> <li>・環境保全に関する知恵や知識の継承</li> </ul>

### 【 人材育成の現状および問題点 】

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境フェアを開催（市内小・中学生の環境作文、環境ポスターの表彰、市民によるリサイクルショップおよび各種団体によるリサイクル啓発展示等を実施）</li> </ul>
問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全に対する意識が向上しないと、環境保全に関する活動が広がらないおそれ</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境教育、環境学習の場の提供</li> </ul>

### 【 多様な主体による協働と連携の現状および問題点 】

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大和青垣国定公園山の辺の道地区において、県、関係市町村、地元観光協会、交通運輸機関、宿泊施設経営者等による美化促進協議会が昭和54年に設置</li> <li>・大和川水環境協議会、瀬戸内海環境保全知事・市長会議、瀬戸内海環境保全協会などによる取組み</li> </ul>
問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における多様な主体が有機的に連携できないと、環境保全活動が促進されないおそれ</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市、市民、事業者、滞在者およびNPOなど多様な主体の協働体制の確立</li> </ul>

### Ⅲ. 目指す環境像と基本目標

---





## Ⅲ. 目指す環境像と基本目標

### 1. 桜井市が目指す環境像

本市が目指す環境像を次のように定め、その実現を図っていきます。

**自然と歴史と人が共生する悠久のふるさと さくらい**

～豊かな自然と歴史と安全な暮らしを未来につなぐ～

本市は、古代国家成立の舞台であったことなどから、数多くの歴史・文化遺産に恵まれ、また、大和青垣国定公園に代表される緑豊かな自然環境を有しています。

この先人たちから引き継いだ歴史と自然に恵まれた悠久のふるさは本市のかけがえのない財産であり、これを守り、また将来に継承していかなければなりません。

市民・事業者・滞在者それぞれが地域の環境と地球全体の環境を構成していることを深く認識し、良好な地域の環境を築くとともに、市民の安全・安心な暮らしを確保し、もって地球環境保全をも視野に入れた持続的発展が可能な社会の実現を目指します。

## 2. 基本目標

目指す環境像である「自然と歴史と人が共生する悠久のふるさと さくらい ～豊かな自然と歴史と安全な暮らしを未来につなぐ～」の実現に向けて、次に示す5つの基本目標により総合的かつ計画的に施策を展開していきます。

### 基本目標1 大和まほろばの豊かな自然を育む

本市には、大和青垣や与喜山暖帯林に代表される山地・丘陵地の豊かな緑と優れた自然植生を有しており、これらの貴重な自然環境の保護を図ります。

また、里地・里山や「木材のまち 桜井」を支えるスギ・ヒノキの植林地などの人の生業とともにある緑の適正管理と活用を図り、産業資源、環境資源としての価値を高めていきます。あわせて、これらの山地や丘陵地、里地・里山に生息する動植物や生態系\*の保全により生物多様性を維持することで、本市の豊かな自然環境を育み、未来に引き継ぐ取組みを進めます。

基本施策	1-1	桜井の特徴ある自然環境の保全・活用
	1-2	まちの緑の保全と創造
	1-3	生物多様性の維持

### 基本目標2 誰もが健康で安全に過ごせるまちをつくる

本市を流れる大和川の水質は年々改善していますが、全国一級河川の水質ランキングでは、いまだワースト上位にあります。そのため、本市が大和川の上流域に位置していることを意識し、水環境のさらなる向上を図る必要があります。

大気汚染については、概ね環境基準を達成している状況にあることから、今後も継続して監視・指導を継続します。また、新たな大気汚染問題として、PM2.5（微小粒子状物質）\*による健康被害に対する関心が高まっており、県などの行政機関と連携しながら対応を図る必要があります。

これらの取組みを通じて、市民・事業者・滞在者等が心身ともに健康で安全・安心に過ごせるまちをつくる取組みを進めます。

基本施策	2-1	大和川源流域としての良好な水環境の保全
	2-2	大気環境の保全
	2-3	騒音・振動・臭気環境等の保全
	2-4	新たな環境保全上の課題への対応

### 基本目標 3 地球にやさしい行動を実践する

地球温暖化は、気候の変動による異常気象の頻発化を来し、生態系の維持や農作物の生育、人体などに悪影響を及ぼすことから、環境への負荷を軽減し、地球温暖化を防止することが求められています。

本市では、平成 12 年のごみの有料化や平成 14 年の桜井市グリーンパークの稼働などごみの減量化と再資源化を推進しており、今後も取組みを継続していきます。

また、平成 24 年に再生可能エネルギー固定価格買取制度\*の実施以降、太陽光発電の契約数は増加傾向にあり、今後とも再生可能エネルギーの活用を促進するとともに、省エネルギー化を図り、市民・事業者・滞在者・市などの本市に関わるあらゆる主体が地球にやさしい行動を実践できるよう取組みを進めます。

基本施策	3-1	ごみの減量化と再資源化の推進
	3-2	大和川源流域としての健全な水循環の推進
	3-3	温室効果ガス排出抑制の推進

### 基本目標 4 大和まほろばの歴史や風土、文化を未来につなぐ

本市の歴史は古く、「古事記」や「日本書紀」、「万葉集」などに数多く登場する記紀万葉のふるさとの一つで、多くの歴史・文化資源を有しており、これらの保全と継承を図ります。

また、歴史・文化資源と自然環境が折り重なって形成された本市ならではの素晴らしい景観を保全するとともに、個々の魅力を活かした魅力あふれる景観を創造することで、本市の歴史や風土、文化を未来に引き継ぐ取組みを進めます。

基本施策	4-1	歴史・文化の保全と継承
	4-2	景観の保全と形成

#### 基本目標5 未来につなぐ地域と人をつくる

本市が安全・安心で快適な暮らしを営めるまちとして持続的に発展していくためには、市民・事業者・滞在者が日常的に環境を保全する意識とそのための知識を身につけることが重要となります。

そのため、現在を担う大人や、将来を担う子どもたちに環境教育・環境学習を推進し、先人から引き継いだ自然や歴史を未来につなげる地域づくりや人材育成の取組みを進めます。

基本施策	5-1	自然や歴史を活用した地域活性化の推進
	5-2	環境教育・環境学習の推進
	5-3	協働と連携による良好な環境の形成

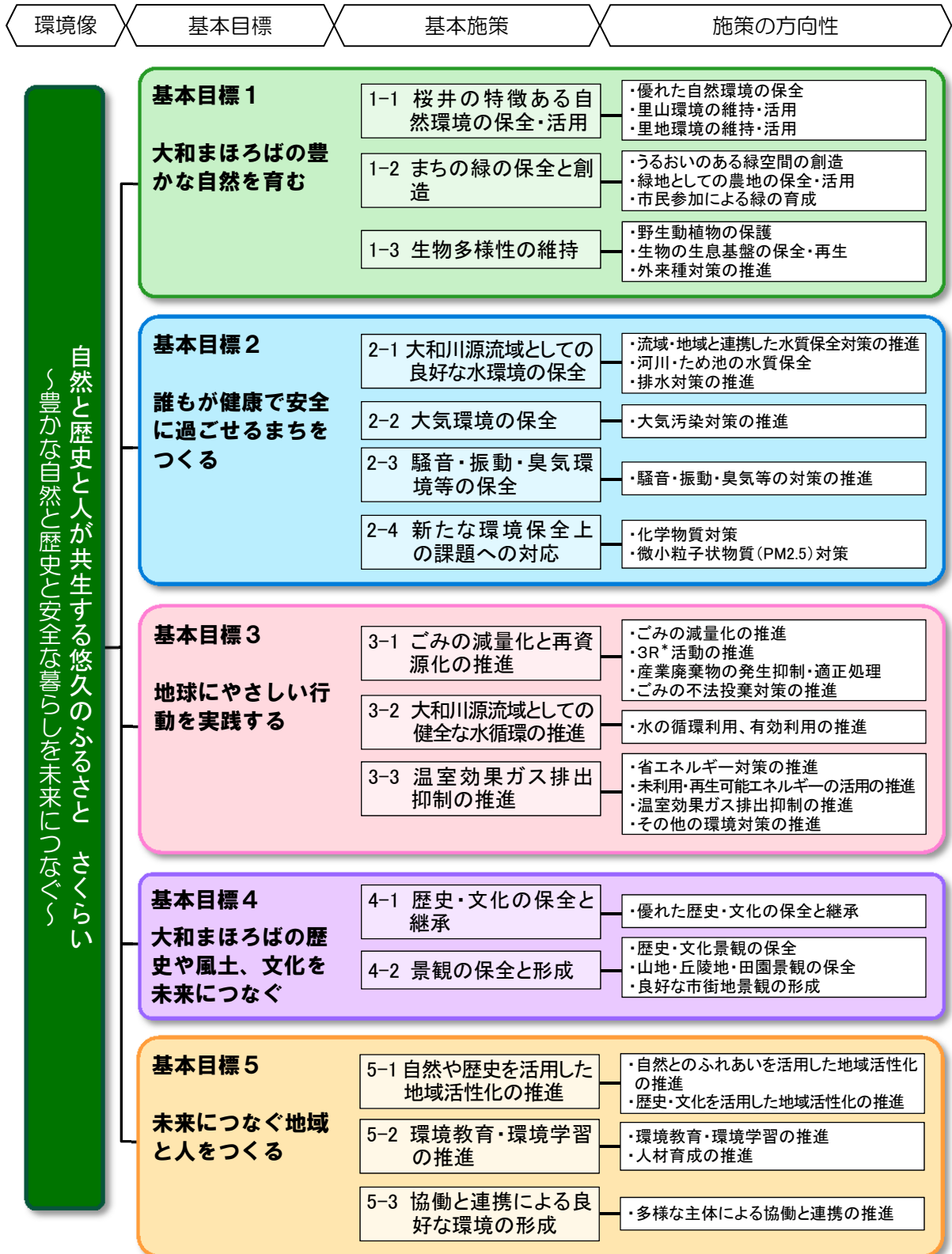
#### IV. 目指す環境像を実現するための施策

---



# IV. 目指す環境像を実現するための施策

## 1. 施策の体系



## IV. 目指す環境像を実現するための施策

### 2. 施策の展開

目指すべき環境像の実現にあたっての具体的な施策を以下に示します。

施策に実行性を持たせるため、環境指標として具体的な数値指標を設定するとともに、市・市民・事業者・滞在者の役割分担を示します。

なお、環境指標は第5次桜井市総合計画の環境施策に関連する指標を採用していることから、総合計画の改定にあわせて目標値の見直しを行います。

#### 基本目標 1 大和まほろばの豊かな自然を育む

##### ■基本施策

- 1-1 桜井の特徴ある自然環境の保全・活用
- 1-2 まちの緑の保全と創造
- 1-3 生物多様性の維持

##### ■環境指標

指標	指標の説明	現状値	目標値
「農林業の振興」が達成されたと感じる市民の割合	「農林業の振興」施策に関する市民意識調査において達成されたと感じる市民の割合	29.6%	50% (H32)
公園の清掃ボランティア参加数	市民の身近なみどりとのふれあいの場の充実度を示す指数	1,179人	2,000人 (H32)

##### ■主体別の役割

主体	役割
市	<ul style="list-style-type: none"><li>・桜井の豊かな自然環境の保全と活用に努めます。</li><li>・公園整備や公共空間の緑化などにより、緑の創造に努めます。</li><li>・市民、事業者、滞在者が環境保全活動に参加しやすい環境づくりに努めます。</li></ul>
市民	<ul style="list-style-type: none"><li>・桜井の豊かな自然環境に積極的に接し、自然環境の重要性に関する理解を深めます。</li><li>・自宅の周りなどでの緑化に努めます。</li><li>・桜井の豊かな自然環境や里山・里地環境の維持・保全活動、緑化活動等に積極的に参加します。</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・「木材のまち 桜井」として、計画的な森林造成や、植林地の適切な管理・保育に努めます。</li><li>・農業の維持・振興に努めます。</li><li>・工場や事業所等の緑化に努めます。</li><li>・市民や市の取組みを支援します。</li></ul>
滞在者	<ul style="list-style-type: none"><li>・桜井の豊かな自然環境への理解を深め、維持・保全に協力します。</li></ul>



## ■具体的な施策

### 1-1 桜井の特徴ある自然環境の保全・活用

#### (1) 優れた自然環境の保全

- 三輪山の社叢林<sup>しゃそうりん</sup>や与喜山暖帯林の自然植生を含む、大和青垣国定公園、室生赤目青山国定公園については、それぞれの地域特性に応じて、優れた自然環境の保全を図っていきます。
- 纏向、出雲・金屋、多武峰・高取景観保全地区および瑞垣環境保全地区について、県と連携を図りながら、保全していきます。
- 三輪山之辺、鳥見山、磐余の風致地区について、県と連携し、歴史遺産とそれを取り巻く良好な自然環境を保全していきます。

#### (2) 里山環境の維持・活用

- 県下でも有数のスギ・ヒノキの人工林地帯を有する「木材のまち 桜井」として、施業放置林への対策、適切な間伐の推進、長伐期林\*・複層林\*への誘導など、計画的な森林造成とあわせて、植林地の適切な管理・保育を進めます。
- 公共施設などで地域産材の活用に努めるとともに、地元産木材の活用と木材協同組合などと連携した新たな木工産業の創造を図り、地域産材の活用促進に努めます。
- 里山の整備と適正な管理を図るため、森林ボランティアや企業の参加など、広く市民などから参加を求めながら、協働による森づくりに努めます。
- 治山や治水、環境保全、木材供給、レクリエーション利用などの森林が持つ多面的機能が森林の特性に応じて発揮されるように、必要な保全・整備を進めていきます。

#### (3) 里地環境の維持・活用

- 山裾などに数多く分布しているため池をはじめ、農地や農業用水路などの農家による維持管理を通じて保全されてきた二次的な自然環境については、市民などの参画と協働により維持を図るとともに、環境学習や交流活動の場としての活用を図っていきます。
- 地域の活性化に向けた土地利用と農地や里山などの保全のバランスに十分配慮した先見性のある計画的な保護対策（保護指定等）の取組みを展開していきます。
- 倉橋溜池や山裾部を中心として数多く分布しているため池については、本市の特色ある水環境として適切な保全・活用を図ります。
- 農家の高齢化、耕作放棄地の拡大による農地の多面的機能の喪失を食い止めるため、農地の集約、担い手の育成、新規参入の促進、地産地消の促進や二次・三次産業との連携による、地域内需要の安定確保と農作物の高付加価値化などの対策を進めていきます。
- イノシシ、アライグマ\*等による農作物への被害拡大などを防ぐため、県と連携を図りながら、計画的な野生鳥獣の保護管理に努め、農林業の被害防止に努めます。

## IV. 目指す環境像を実現するための施策

### 1-2 まちの緑の保全と創造

#### (1) うるおいのある緑空間の創造

- 市内の自然や歴史と一体になった魅力ある緑地空間を、計画的に保全・創造していくため、体系的に施策を展開していきます。
- 平成 25 年時点の本市の 1 人当たりの公園・緑地の面積は 4.09 m<sup>2</sup>/人（平成 26 年桜井市統計書）となっており、奈良県平均（12.03 m<sup>2</sup>/人）と比較しても少ないため、市街地内の公園・緑地の計画的かつ適正な配置を検討していきます。
- 鳥見山緑地公園については、平成 32 年度中の供用開始に向けて検討・整備を進めていきます。また、桜井公園については、その機能の充実を目指していきます。
- 本市に多い貴重な文化財の周辺において、史跡公園など歴史的文化遺産と一体となった公園・緑地の整備を進めていきます。
- 地域の自然・田園・歴史文化遺産等の地域資源を活かしつつ、周辺で休憩可能な身近な公園・広場等の充実を進めます。
- 古道や河川などを利用したハイキングルートなどとあわせて、既存の神社や仏閣の緑を保全・活用していきます。

#### (2) 緑地としての農地の保全・活用

- 農業振興地域内の農用地の面積の拡充を図り、耕作面積の増加を図ります。
- 里地の農地を体験学習の場と位置づけ、周辺施設の整備や適切な土地利用の検討とあわせて、地域住民とともに農地の活用について検討していきます。

#### (3) 市民参加による緑の育成

- 公園・緑地等での市・市民・事業者・滞在者の協働・参画による緑化活動を進めていきます。
- 公共施設や公共空間の緑化に率先して取り組むとともに、市民・事業者等の意識の向上を図りながら、屋上緑化や敷地内の緑化、沿道緑化などを働きかけていきます。

1-3 生物多様性の維持

(1) 野生動植物の保護

- 環境省版レッドデータブックや奈良県版レッドデータブックおよびレッドリスト掲載種の生息・生育記録に基づき、これら貴重な野生動植物などの保護・保全に努めていきます。
- 本市には奈良盆地系、大和高原系、竜門多武峯系の植物が混生し、多種多様な動植物が生息・生育しています。その特色を踏まえて優れた自然環境、森林環境、農村環境それぞれに生息・生育する動植物を保全していきます。

(2) 生物の生息基盤の保全・再生

- 身近な生き物の生息・生育環境を適切に保全していくと同時に、河川や都市公園の整備において、身近な動植物の生息・生育できる環境を確保するよう努めます。
- ササユリやリンドウなどの山野草を守る取組みをはじめ、住民などによる里山や棚田などに生息・生育する身近な動植物を守る活動を支援していきます。
- ビオトープ\*整備を通じた動植物の生息・生育環境の保全・創造など、優れた自然環境の保全、適切な森林環境の保全、歴史ある農村環境の保全を図っていく上で、それぞれの環境特性に応じて、必要な自然再生に取り組めます。

(3) 外来種対策の推進

- アライグマやヌートリア\*などの外来種による生態系の攪乱を防止するため、県と連携を図りながら、外来種対策の検討を進めていきます。

**基本目標 2 誰もが健康で安全に過ごせるまちをつくる**

■基本施策

- 2-1 大和川源流域としての良好な水環境の保全
- 2-2 大気環境の保全
- 2-3 騒音・振動・臭気環境等の保全
- 2-4 新たな環境保全上の課題への対応

■環境指標

指標	指標の説明	現状値	目標値
放流河川の水質	環境基準の一つである BOD の現状維持	5mg/ℓ	5mg/ℓ (H32)

■主体別の役割

主体	役割
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大和川源流域に位置する自治体として、水質保全に積極的に取り組みます。</li> <li>・大気、水質、騒音、振動、臭気等の環境保全に向けて適切な監視・指導を行います。</li> <li>・大気汚染などの状況についての情報発信などを迅速・的確に行います。</li> </ul>
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活排水が水質に与える影響をはじめとした、日常生活が与える環境への負荷を理解し、環境に配慮した活動に努めます。</li> <li>・生活騒音の発生防止に努めます。</li> <li>・河川の清掃活動など、地域の美化活動に積極的に参加します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境汚染防止に関する法令を遵守します。</li> <li>・市民や滞在者等の安全・安心を優先する事業活動を行います。</li> <li>・事業活動に使用する設備機器などの保守・管理を徹底し、汚染物質や騒音、振動、臭気等の発生防止に努めます。</li> <li>・市民や市の取組みを支援します。</li> </ul>
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気、水質、騒音等、市民の安全・安心な暮らしを守る行動に心がけます。</li> </ul>

■ 具体的な施策

2-1 大和川源流域としての良好な水環境の保全

(1) 流域・地域と連携した水質保全対策の推進

- 本市は大和川源流域に位置しており、国土交通省近畿地方整備局、大阪府、奈良県および流域市町村からなる「大和川水環境協議会」での広域的な水質保全対策の取組みを進めていく中で、市として必要な役割を果たしていきます。
- さらに、市民参加による河川清掃を支援するなど、県・近隣市町村等と連携を図りながら、市民一人ひとりが川や水を大切にしていける意識の向上と実践行動につながる取組みを支援します。

(2) 河川・ため池の水質保全

- 主要な河川や地下水などの水質について、県と連携を図りながら、適切な監視測定を行っていきます。
- 大和川源流域に位置する市として、流域の水質改善に向けて市・市民・事業者・滞在者の協働による取組みを推進していきます。
- 大和川支流で行われている河川清掃活動のように、市民が主体的に取り組んでいる、身近な水と水辺をきれいにする活動を支援し、市民がみんな水と水辺をきれいにする意識と行動を高めていくよう、啓発を進めていきます。

(3) 排水対策の推進

- 下水道については、本市では整備が遅れていることから、公共下水道の供用開始区域の拡大を図るとともに、施設の維持管理を適正に行います。また、市民などに対して速やかな接続の推進、下水道供用区域外における合併処理浄化槽の普及促進など、県や関係機関との連携による指導、啓発を進めていきます。
- 工場・事業所からの汚水流出の防止並びに排水規制などの対策について、県と連携を図りながら、適正な監視・指導を行っていきます。
- 農地からの水質汚濁負荷を低減するため、農薬や化学肥料を適正に使用し、また使用量を削減していく取組みを進めていきます。

## IV. 目指す環境像を実現するための施策

### 2-2 大気環境の保全

#### (1) 大気汚染対策の推進

- ・市民が安心して暮らすことのできる大気環境を保全するため、県と連携を図りながら、大気汚染防止法および県生活環境保全条例に基づく監視・指導をしていきます。
- ・ごみなどの不法焼却を防止するため、市民への啓発と指導を行っていきます。
- ・本市に多い木材関連工場や事業所において、関係者の理解と協力を得ながら、法令に適合した焼却炉の導入や適正な使用の実施などを進め、ダイオキシン類\*や光化学オキシダントの低減等の大気汚染対策を進めていきます。
- ・光化学オキシダントの高濃度化による光化学スモッグ\*が発生した際には、情報発信などを迅速・的確に対応していきます。

### 2-3 騒音・振動・臭気環境等の保全

#### (1) 騒音・振動・臭気等の対策の推進

- ・県と連携を図りながら、騒音や振動の監視を行っていきます。
- ・県と連携を図りながら、騒音、振動、臭気に対して適切な指導等の対策を推進していきます。

### 2-4 新たな環境保全上の課題への対応

#### (1) 化学物質対策

- ・アスベスト\*対策をはじめ、ダイオキシン類、ポリ塩化ビフェニル\* (PCB)、廃棄物、環境ホルモン\*対策、土壌汚染対策等、近年、問題となってきた環境保全上の課題に対して、県と連携を図りながら、適切に対応していきます。

#### (2) 微小粒子状物質 (PM2.5) 対策

- ・県などの行政機関との連携を図りながら、微小粒子状物質 (PM2.5) の監視と、情報発信などを迅速・的確に対応していきます。

### 基本目標 3 地球にやさしい行動を実践する

#### ■基本施策

- 3-1 ごみの減量化と再資源化の推進
- 3-2 大和川源流域としての健全な水循環の推進
- 3-3 温室効果ガス排出抑制の推進

#### ■環境指標

指標	指標の説明	現状値	目標値
「資源循環*の推進」が達成されたと感じる市民の割合	「資源循環の推進」施策に関する市民意識調査において達成されたと感じる市民の割合	68.5%	70% (H32)
1人1日あたりのごみ排出量	1人1日あたりのごみの排出量	776g	703g (H32)

#### ■主体別の役割

主体	役割
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業活動での地球にやさしい行動に率先して取組みます。</li> <li>・公共施設での未利用・再生可能エネルギーの導入に努めます。</li> <li>・市民、事業者、滞在者が地球にやさしい行動に取組みやすい環境づくりに努めます。</li> </ul>
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活が与える地球環境への影響を理解し、ごみの減量、分別収集、節水、節電、エコ家電*の利用等、地球にやさしい行動を実践します。</li> <li>・自宅での太陽光発電などの未利用・再生可能エネルギーの導入に努めます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的責任の一つとして、使用する製品や部品の再使用や、水利用の適正化、環境に配慮した資材の調達など、地球にやさしい行動の実践に努めます。</li> <li>・工場・事業所での未利用・再生可能エネルギーの導入や、環境に配慮した設備機器の導入に努めます。</li> <li>・環境に配慮した製品・商品の開発、技術の研究、サービスの提供など、環境保全に関わる事業活動の実践に努めます。</li> </ul>
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動の際は、環境への負荷の少ない徒歩や公共交通機関の選択に努めます。</li> <li>・ごみの減量、分別収集、リサイクルなどに協力します。</li> </ul>

## IV. 目指す環境像を実現するための施策

### ■具体的な施策

#### 3-1 ごみの減量化と再資源化の推進

##### (1) ごみの減量化の推進

- ごみの発生抑制と分別収集の徹底をさらに推進し、廃棄物の有効活用を図りながら適正かつ効率的な収集および中間処理体制を構築していきます。

##### (2) 3R 活動の推進

- 「もったいない」の精神で進める廃棄物の減量対策として、まず発生抑制（リデュース）を進め、その上で再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）とあわせた3Rの取り組みを、市・市民・事業者・滞在者それぞれの立場で積極的に進めていきます。
- 一人ひとりが日常生活の中で、「詰替え商品を利用する」、「過剰包装は断る」、「マイバックを持参する」、「環境家計簿\*に取組む」など、循環型社会の構築に向けて、意識の変化と定着を促す啓発を進めていきます。
- 市は、グリーン購入の推進を図り、リサイクル認定製品の優先利用などを進めていきます。

##### (3) 産業廃棄物\*の発生抑制・適正処理

- 県と連携を図りながら、下水汚泥、建設廃材等の産業廃棄物のリサイクルの向上に努めていきます。

##### (4) ごみの不法投棄対策の推進

- 市民の関心が高い身近な散乱ごみ問題について、タバコの吸い殻や空きカンなどのポイ捨て、犬のフンの放置などを起こさないマナーの向上を図るため、市民・事業者・滞在者に啓発を行います。
- 毎年9月に県主催により開催される「クリーンアップならキャンペーン」などの美化活動と連携し、市民や事業者などの意識を高め、環境美化行動につなげていきます。
- 山林や河川などへのごみの不法投棄対策について、県および関係機関と連携を図りながら、不法投棄に対する適正な監視と指導、広報活動等を進めていきます。
- 市・市民・事業者・滞在者が連携してごみの不法投棄を防ぐため、山林、河川や観光地などの適正な管理を行い、迅速に対応できる仕組みと連絡体制の整備などに努めます。



3-2 大和川源流域としての健全な水循環の推進

(1) 水の循環利用、有効利用の推進

- 森林所有者の理解と協力を得ながら、森林の水源かん養機能の保全・向上を図る取組みとして、森林の適正な管理、必要な整備を進めていきます。
- 農業者の理解と協力を得ながら、農地やため池の水源かん養機能の保全を図る取組みとして、遊休農地の発生防止と農地やため池の適正な管理、必要な整備を進めていきます。
- 雨水の中水\*利用（庭への散水等）や地下浸透の促進、地下水の適正利用など公共施設、家庭、事業所等において、水の循環活用や有効利用が促進されるよう必要な啓発活動などに努めます。

3-3 温室効果ガス排出抑制の推進

(1) 省エネルギー対策の推進

- 市・市民・事業者・滞在者が、環境に配慮した生活様式や省エネルギー機器の導入など、省エネルギー行動の実践に向けて啓発を行っていきます。
- 自動車燃料の使用を抑制するため、公共交通機関の利用促進、エコドライブ\*の推進、渋滞の解消に資する取組みを進めます。
- 県と連携を図りながら、事業者における環境マネジメントシステムの導入など、事業活動に伴って生じる環境への負荷の低減に向けて、自主的に行う取組みを支援していきます。

(2) 未利用・再生可能エネルギーの活用の推進

- 太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入促進に向けて、市民・事業者への情報提供や啓発などに努めます。
- 公共施設における未利用・再生可能エネルギーの導入として、桜井市グリーンパークでは廃熱利用の蒸気タービン発電を行っており、今後も公共施設での導入に向けて、検討を進めていきます。
- 「木材のまち 桜井」として、木材産業から発生する端材を活用した木質バイオマス\*の利用方策について、検討を行っていきます。

#### IV. 目指す環境像を実現するための施策

---

##### (3) 温室効果ガス排出抑制の推進

- 市が実施する事務・事業に対し、温室効果ガス排出抑制の取組みを進めていきます。
- 市民・事業者・滞在者による温室効果ガスの排出抑制につながる行動の定着に向けて、普及啓発と支援を進めています。
- 公共交通機関の利用促進を図るため、市は関係機関への要請および関係機関との連携を図りながら、市民・事業者・滞在者に対して、自動車の利用自粛を働きかけていきます。
- 市における公用車台数の削減とエコドライブの率先実施、環境への負荷の少ない自動車の普及促進を図ります。

##### (4) その他の環境対策の推進

- 本市の数多くの文化財を守り、森林資源を保全していく上からも、県・近隣市町村等と連携を図りながら、自動車の排出ガスや工場などからの硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）\*、窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）\*の排出に対して、適正な指導に努め、酸性雨の原因物質の発生低減に努めていきます。
- 化学物質の環境リスク対策について、県との連携を図りながら、事業者による自主的な管理の改善促進、住民理解の促進に努めていきます。

## 基本目標 4 大和まほろばの歴史や風土、文化を未来につなぐ

### ■基本施策

- 4-1 歴史・文化の保全と継承  
4-2 景観の保全と形成

### ■環境指標

指標	指標の説明	現状値	目標値
「歴史文化の保全と活用」が達成されたと感じる市民の割合	「歴史文化の保全と活用」施策に関する市民意識調査において達成されたと感じる市民の割合	78.3%	85% (H32)
文化財関連施設の利用者数	埋蔵文化財センターにおける年間利用者数	10,000人	15,000人 (H32)
歴史的風土保存区域面積	歴史的風土が適切に保存されている区域の規模を示す指標	1,226ha	1,226ha (H32)
「景観の保全と活用」が達成されたと感じる市民の割合	「景観の保全と活用」施策に関する市民意識調査において達成されたと感じる市民の割合	68.8%	70% (H32)
良好な景観の形成に関する取り組み	景観計画に適合しない建築物・工作物・屋外広告物等の数	—	最終目標：0

### ■主体別の役割

主体	役割
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>桜井市の歴史文化を適切に保全・活用します。</li> <li>市民・事業者・滞在者等に桜井市の歴史文化を守ることの重要性を積極的に伝えていきます。</li> <li>桜井市の良好な景観の保全・形成に向けて、適切な規制・誘導に努めます。</li> </ul>
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>桜井市の歴史や文化に積極的に接し、保全の重要性への理解を深めます。</li> <li>良好な景観の保全・形成の重要性を理解し、良好な景観づくりの取組みに協力します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場・事業所の建設や、大規模開発を行う場合に、周辺の景観への調和に配慮します。</li> <li>市民や市の取組みを支援します。</li> </ul>
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> <li>桜井市の歴史文化への理解を深め、保全に協力します。</li> <li>マナーを守り、良好な景観の保全に協力します。</li> </ul>

## IV. 目指す環境像を実現するための施策

### ■具体的な施策

#### 4-1 歴史・文化の保全と継承

##### (1) 優れた歴史・文化の保全と継承

- ・「大和は 国のまほろば」とうたわれた「日本の国のふるさと 桜井」を継承していくため、古墳などの史跡の保全・活用を進めるとともに、埋蔵文化財センターを拠点とした文化財の保存や研究などを進めます。また、纏向遺跡など史跡の調査や公有化、公園整備等を進めます。
- ・我が国最古の神社である大神神社や花の寺で有名な長谷寺など、観光入込客数が集中している寺社周辺地域の整備を図り、三輪山や社寺林などと一体となって形成される歴史的風土を保全・継承していきます。
- ・市民・事業者・滞在者に対し、自然環境や歴史環境を保全していく上での知識を伝え、モラルやマナーが向上するよう啓発を進めます。
- ・市民・事業者・滞在者に対し、本市の歴史を守り育む取組みへの理解と協力、参加を促すとともに、歴史資源を活用していく体制づくりを進めていきます。
- ・本市の文化財の素晴らしさを広く市民に伝えるため、学校での歴史文化の学習や、考古学講座、講演会、現地研修等の充実を図ります。

#### 4-2 景観の保全と形成

##### (1) 歴史・文化景観の保全

- ・桜井市景観計画に基づき、本市の良好な景観を保全・形成するとともに、大神神社参道地区や初瀬地区をはじめとした重点景観形成区域においては、よりきめ細やかな景観形成の推進を図っていきます。
- ・市は、開発指導・建築指導行政の適正な推進を図るとともに、公共空間における良好な景観を形成するため、道路・橋梁等の公共施設の整備にあたっては、周辺景観との調和に努めます。

##### (2) 山地・丘陵地・田園景観の保全

- ・三輪山麓のそうめんを干す風景、上之郷のそば畑の風景など、地域の産業による景観を活用していく手法を検討していきます。

##### (3) 良好な市街地景観の形成

- ・桜井駅周辺や幹線道路の沿道、公共施設周辺において、良好な沿道景観を形成するため、花や樹木などによる緑化と適正な管理を推進するとともに、屋外広告物などの景観規制について検討を進めていきます。
- ・市民や事業者の理解と協力を求めながら、歴史的まちなみなどに配慮した街路の形成、敷地内での緑化を進めていきます。

## 基本目標 5 未来につなぐ地域と人をつくる

### ■基本施策

- 5-1 自然や歴史を活用した地域活性化の推進
- 5-2 環境教育・環境学習の推進
- 5-3 協働と連携による良好な環境の形成

### ■環境指標

指標	指標の説明	現状値	目標値
「環境教育の推進」が達成されたと感じる市民の割合	「環境教育の推進」施策に関する市民意識調査において達成されたと感じる市民の割合	49.1%	70% (H32)
環境保全に係る活動への参加者数	ボランティアによる河川清掃活動などの参加者数	1,660人	2,500人 (H32)
「協働の地域づくり」が達成されたと感じる市民の割合	「協働の地域づくり」施策に関する市民意識調査において達成されたと感じる市民の割合	44.3%	70% (H32)

### ■主体別の役割

主体	役割
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民、事業者、滞在者等が参加しやすい環境教育・環境学習を実施します。</li> <li>・市民、事業者、滞在者、市等による協働の仕組みを整えます。</li> </ul>
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境教育・環境学習に積極的に参加します。</li> <li>・環境保全に関するボランティア活動に積極的に参加します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的責任の一つとして、環境保全に関するボランティア活動に積極的に参加します。</li> <li>・市民・市の取組みを支援します。</li> </ul>
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民・事業者・市等による環境保全の取組みに協力します。</li> </ul>

## IV. 目指す環境像を実現するための施策

### ■具体的な施策

#### 5-1 自然や歴史を活用した地域活性化の推進

##### (1) 自然とのふれあいを活用した地域活性化の推進

- ・市内の公園・緑地や水辺、歴史資源を活用したイベント開催など、市民と滞在者が身近な自然や歴史とふれあう機会を設けることを検討していきます。
- ・農山村でのグリーンツーリズム\*、国定公園でのエコツーリズム\*など、本市の自然や歴史を活かしたふれあいの仕組みづくりについて検討していきます。

##### (2) 歴史・文化を活用した地域活性化の推進

- ・日本最古の道「山の辺の道」をはじめ「伊勢街道」や「磐余道」などの古道や、宇陀、明日香、吉野等と結ぶ広域的な観光ルートの整備、主要駅や観光拠点間をつなぐ快適な歩行空間の整備、東海自然歩道の整備など、地域に点在する歴史と自然を体感できる周遊ルートづくりと情報発信に努めていきます。
- ・景観計画において重点景観形成区域に設定されている、初瀬や三輪などに見られる門前町や伝統的なまちなみについては、景観計画に則った保全と再生を行い、観光客の誘致と地域の活性化を図っていきます。
- ・三輪山麓でのそうめんづくり、上之郷のそばづくりなど、桜井の特色を活かした産業体験や農業・林業体験等の体験を通じた交流と地域の活性化を図る手法を検討していきます。
- ・広報「稚桜」への掲載やインターネットの「桜井市観光情報サイト」、SNS\*などを活用して本市の歴史資源の情報や各種イベント情報などを広く情報発信し、本市の魅力をアピールしていきます。

#### 5-2 環境教育・環境学習の推進

##### (1) 環境教育・環境学習の推進

- ・本市の自然と歴史の環境特性を活かした環境教育・環境学習のプログラムを検討していきます。
- ・環境保全の啓発イベントとして、リサイクルフェアや環境フェアの継続的な開催をはじめ、市・市民・事業者・滞在者が一体となって環境教育に取り組む機会と場を提供します。
- ・地域の高齢者や定年退職者の持つ知識や知恵を、環境教育・環境学習に積極的に活用していく取組みを進めていきます。
- ・事業所からの人材の派遣など、企業の社会的貢献の一環として環境教育・環境学習への貢献を求めていきます。
- ・学校などでの環境教育・環境学習を通じて、子どもから家庭へと広く活動が浸透する取組みの推進に努めます。

(2) 人材育成の推進

- 市民が身近な自然とのふれあいを深めていくために必要な人材育成に向けて、環境学習の開催や歴史体験の指導など、県と連携しながら進めていきます。
- 学校教育や生涯学習での環境教育・環境学習の推進に向けて、桜井市ボランティアセンターや桜井市生涯学習指導者バンク、(財)奈良県長寿社会推進センターによる高齢者大学、シニアリーダーバンク等を活用し、内容の充実を図っていきます。
- 環境学習や農林業体験プログラムを通して、良好な環境を持続させることの大切さとスキルを身につけた環境市民を育成し、エコライフを桜井の生活文化としていきます。

5-3 協働と連携による良好な環境の形成

(1) 多様な主体による協働と連携の推進

- 環境基本計画の推進に向けて、県・近隣市町村等と連携を図りながら、市・市民・事業者・滞在者・NPO\*等による協働体制の確立を目指して、取組みを進めていきます。
- 市内で行われている環境保全活動などの情報発信については、広報誌だけでなく、ホームページやSNSなどのIT(情報通信技術)\*を活用した情報ネットワークの形成に努めます。また、効果的な情報提供を通して、市・市民・事業者・滞在者の協働による、環境保全の取組みを支援していきます。
- 県・近隣市町村等と連携を図りながら、広域情報ネットワークの展開を図り、市民・事業者・NPO等、様々な分野における交流活動を推進していきます。





## V. 地域別の環境配慮指針

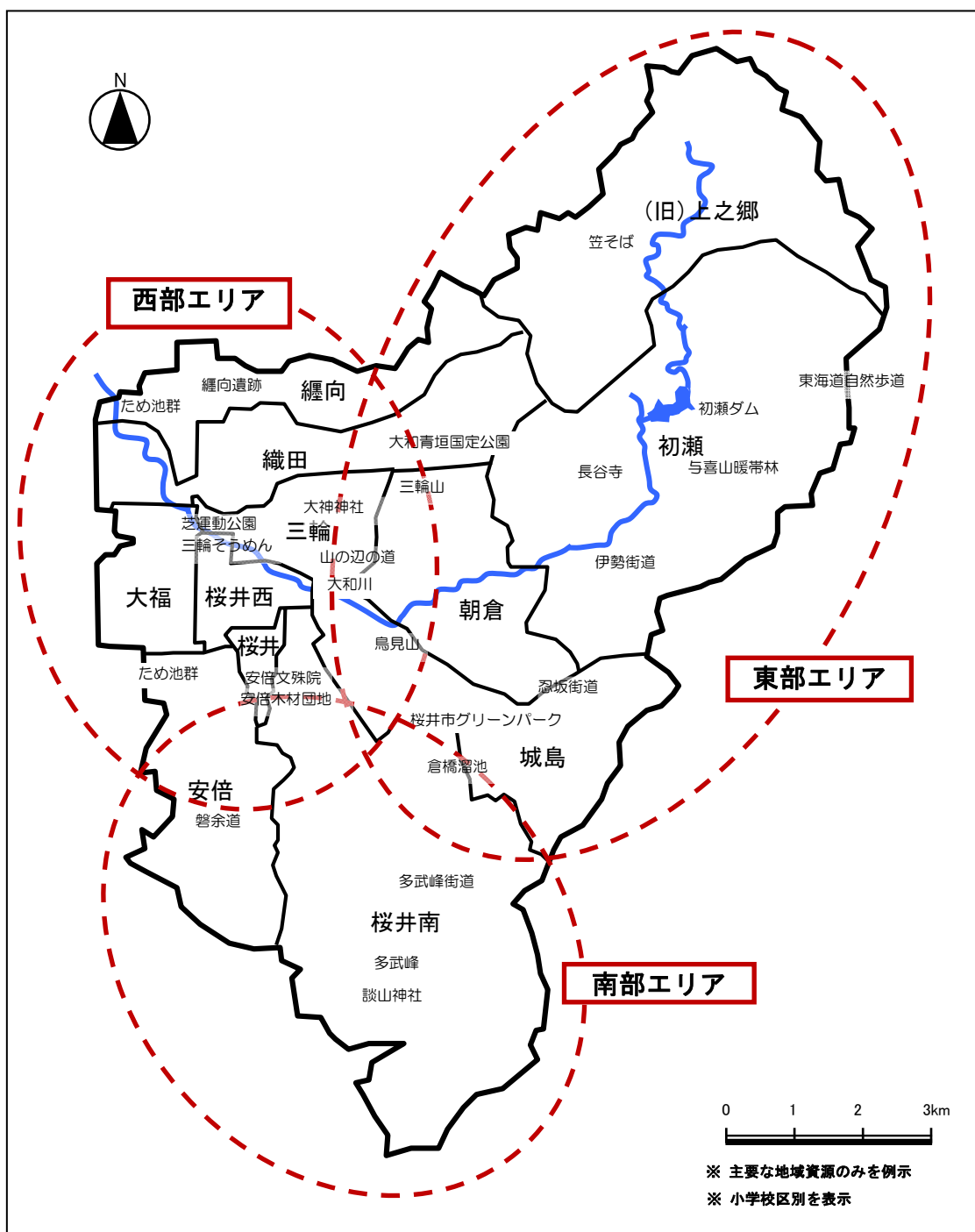
---



## V. 地域別の環境配慮指針

### 1. 地域区分

各地域における特色を踏まえて、市域を「西部エリア」「東部エリア」「南部エリア」の3地域に区分し、それぞれの地域における環境特性を發揮することを目指した、地域別の環境配慮指針を定めます。



## 2. 地域別の環境配慮指針

### (1) 西部エリア

#### 万葉のふるさと さくらの まちと歴史、田園環境の保全と創造

#### ■西部エリアの地域特性

- ◇ 桜井、大福、三輪、織田、纏向、桜井西小学校区を中心として、三輪山、鳥見山とその山麓に広がる大和平野にかけての区域を西部エリアとします。
- ◇ 山の辺の道や三輪山などの自然や、大神神社や纏向古墳群などの国内屈指の史跡・文化財を有しており、自然と歴史が一体となった環境が特徴となっています。
- ◇ 平野部には農地が広がり、多くのため池が分布しています。
- ◇ 市域の中心・玄関口である市街地を有しており、市内の人口と産業が集積しています。



## ■西部エリアの環境配慮指針

**基本目標 1 大和まほろばの豊かな自然を育む**

- 大和青垣国定公園や、瑞垣環境保全地区、三輪山之辺風致地区、鳥見山風致地区をはじめとした、優れた自然環境の保全を図ります。
- 地区内に数多く分布するため池や農地は、市民や事業者との協働などの様々な手法を活用し、適切に保全・活用を図ります。
- 市街地内の公園・緑地の計画的かつ適正な配置を検討します。
- 公共施設や公共空間の緑化に率先して取り組みます。

**基本目標 2 誰もが健康で安全に過ごせるまちをつくる**

- 生活排水対策については、生活排水処理の重要性や実践できる行動を具体的に示すなど、市民一人ひとりの生活排水対策の実践に向けて、啓発活動を進めます。
- 公共下水道の供用開始区域の拡大を図るとともに、施設の適正な維持管理を行います。また、市民などに対して速やかな接続に向けた指導、啓発を進めます。
- 工場・事業所からの汚水流出の防止並びに排水規制などの対策について、県と連携を図りながら、適正な監視・指導をしていきます。

**基本目標 3 地球にやさしい行動を実践する**

- 公共交通の利用促進など、市民・事業者・滞在者による温室効果ガスの排出抑制につながる行動の定着に向けて、普及啓発と支援を進めます。
- 公共施設における未利用・再生可能エネルギーの導入に向けて、検討を進めます。

**基本目標 4 大和まほろばの歴史や風土、文化を未来につなぐ**

- 埋蔵文化財センターを拠点とした文化財の保存や研究、纏向遺跡など史跡の調査や公有化、公園整備などを進めます。
- 大神神社や花の寺で有名な長谷寺などの自然と一体となって形成される歴史的風土を保全・継承していきます。
- 桜井市景観計画に基づき、重点景観区域である大神神社参道地区や桜井駅周辺地区などで、よりきめ細やかな景観形成を推進します。
- 開発指導・建築指導行政の適正な推進を図るとともに、公共空間における良好な景観の形成に努めます。

**基本目標 5 未来につなぐ地域と人をつくる**


- 三輪山麓でのそうめんづくりなどの地場産業を活かした交流と地域の活性化を図ります。
- 環境教育・環境学習への事業所の参加を求めていきます。
- 環境保全の啓発イベントの継続的な開催をはじめ、市・市民・事業者・滞在者が一体となって環境教育に取り組む機会と場を提供します。

(2) 東部エリア

**大和の源流 さくらの  
里地・里山と原生林環境の保全と継承**

■東部エリアの地域特性

- ◇ 城島、朝倉、初瀬小学校区（旧上之郷小学校区を含む）を中心として、大和高原に含まれる区域から竜門山地にかけての区域を東部エリアとします。
- ◇ 里山の中に棚田が網目状に入り組んでおり、人の営みと自然が密接に関わって形成された環境を有しています。
- ◇ 大和川源流域の水辺である初瀬ダムをはじめ、与喜山暖帯林、東海自然歩道、長谷寺、笠そばといった、優れた自然と歴史を有しています。

<p><b>東部エリア</b></p> 	 <p>棚田と里山（吉隠）</p>  <p>初瀬ダム</p>  <p>与喜山暖帯林</p>  <p>そば畑（笠）</p>
--	---

## ■ 東部エリアの環境配慮指針

**基本目標 1 大和まほろばの豊かな自然を育む**

- 大和青垣国定公園、室生赤目青山国定公園をはじめとした、優れた自然環境の保全を図ります。
- ボランティアや企業、市民などの参加を求めながら、里山や棚田などの農地の保全と維持管理を図るとともに、環境学習や交流の場として活用を図ります。
- 環境省版・奈良県版レッドデータブックなどに掲載されている貴重な野生動植物などの保護・保全に努めます。
- イノシシなどによる農林業の被害防止を図るため、計画的な野生鳥獣の保護管理に努めます。
- 外来種対策を進め、生態系の保全を図ります。

**基本目標 2 誰もが健康で安全に過ごせるまちをつくる**

- 大和川源流域に位置する市として、流域の水質改善に取り組めます。
- 「大和川水環境協議会」の一員として、必要な役割を果たします。
- ピオトープ整備を通じた動植物の生息・生育環境の保全・創造など、環境特性に応じて必要な自然再生に取り組めます。

**基本目標 3 地球にやさしい行動を実践する**

- 水源かん養機能の保全を図るため、遊休農地の発生防止と農地や里山の適正な管理を行います。
- 山林や河川などへのごみの不法投棄に対する適正な監視と指導、広報活動などを進めます。

**基本目標 4 大和まほろばの歴史や風土、文化を未来につなぐ**

- 桜井市景観計画に基づき、重点景観区域である初瀬地区などで、よりきめ細やかな景観形成を推進します。

**基本目標 5 未来につなぐ地域と人をつくる**

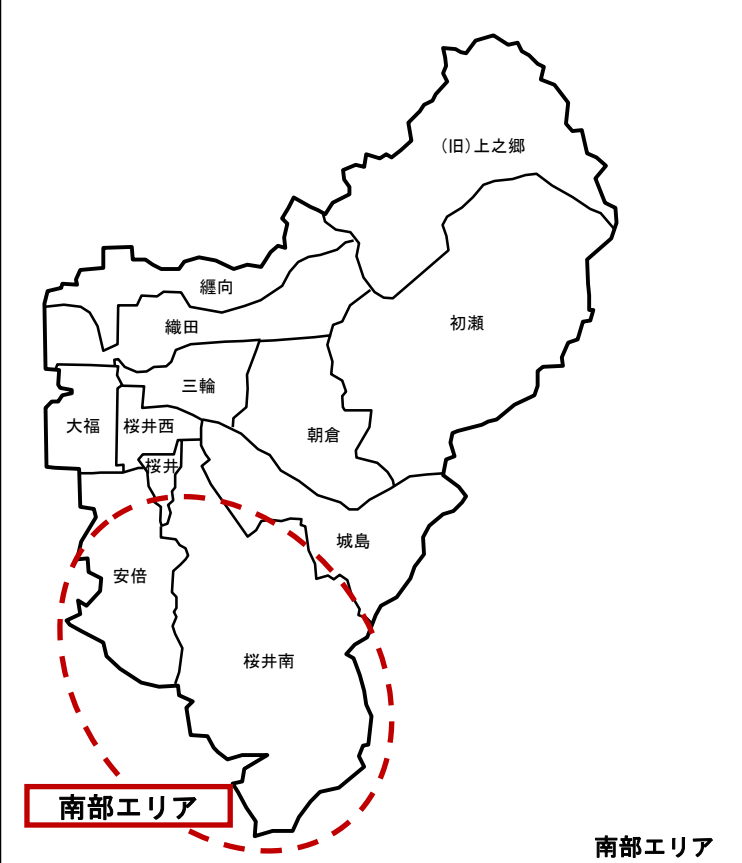
- 古道や東海道自然歩道、地域に点在する歴史・文化を活用した広域的な観光ルートの整備と、それらの情報発信に努めます。
- 上之郷のそばづくりなどの地場産業を活かした交流と地域の活性化を図ります。
- 農山村や国定公園でのエコツーリズムなど、本市の自然や歴史を活かしたふれあいの仕組みづくりを検討します。
- 農業体験を通じた環境教育・環境学習を推進します。

(3) 南部エリア

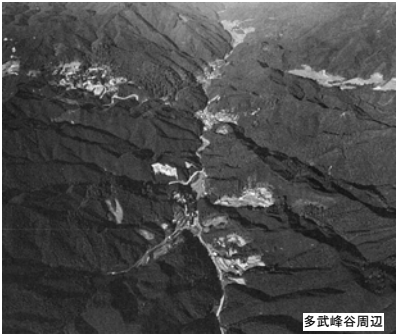
木のまち さくらの  
町並みと森林環境の保全・創造

■南部エリアの地域特性


- ◇ 安倍、桜井南小学校区を中心として、市域南部の竜門山地をはじめとする山地から山裾にかけての区域を南部エリアとします。
- ◇ 「木材のまち 桜井」を支えてきたスギ・ヒノキを中心とした豊富な森林資源を有しています。
- ◇ 多武峰街道の談山神社周辺をはじめ、山間の谷筋に沿って発展してきた門前町の歴史を今に伝える町並みを有しています。



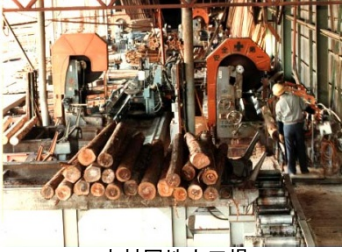
南部エリア




多武峰谷周辺




スギ林



木材団地内工場



談山神社



多武峰街道



## ■南部エリアの環境配慮指針

**基本目標 1 大和まほろばの豊かな自然を育む**

- 県下でも有数のスギ・ヒノキの人工林地帯を有する「木材のまち 桜井」として、計画的な森林造成と、植林地の適切な管理・保育を進めます。
- ボランティアや企業、市民などの参加を求めながら、協働による森づくりに努めます。
- 地元産木材の活用と木材協同組合などと連携した新たな木工産業の創造を図り、地域産材の活用促進に努めます。
- 倉橋溜池については、本市の特色ある水環境として適切な保全・活用を図っていきます。
- イノシシなどによる農林業の被害防止を図るため、計画的な野生鳥獣の保護管理に努めます。

**基本目標 2 誰もが健康で安全に過ごせるまちをつくる**

- 木材関連工場や事業所などでの理解と協力を得ながら、大気汚染対策を進めます。
- ビオトープ整備を通じた動植物の生息・生育環境の保全・創造など、環境特性に応じて必要な自然再生に取り組めます。

**基本目標 3 地球にやさしい行動を実践する**

- 水源かん養機能の保全を図るため、森林の適正な管理、必要な整備を行います。
- 「木材のまち 桜井」として、木質バイオマスの利用の検討を行います。
- 山林や河川などへのごみの不法投棄に対する適正な監視と指導、広報活動などを進めます。

**基本目標 4 大和まほろばの歴史や風土、文化を未来につなぐ**

- 桜井市景観計画に基づき、重点景観区域である多武峰眺望保全地区などで、よりきめ細やかな景観形成を推進します。
- 多武峰景観保全地区の談山神社の歴史と周辺の自然林が一体となった良好な環境と眺望の保全を図ります。

**基本目標 5 未来につなぐ地域と人をつくる**

- 山林や多武峰の歴史などの環境特性を活かした環境教育・環境学習のプログラムを検討していきます。
- 環境教育・環境学習への事業所の参加を求めていきます。
- 林業体験を通じた環境教育・環境学習を推進します。

### 3. 主体別の環境配慮指針

#### (1) 市の環境配慮方針

- ・市は、環境基本計画に基づき、環境施策を総合的・計画的に推進していきます。
- ・市の事務・事業において、率先して環境負荷の軽減に向けた行動を実践します。
- ・市は、市民・事業者・滞在者の協働による、環境保全・創造の取組みの実践に向けて、先導・支援していきます。
- ・各部局は、事業の実施にあたって、環境負荷の軽減や環境保全・創造に努めます。
- ・事務局は、環境基本計画を統括する立場から、施策の進捗状況や指標の達成状況を把握するなど、計画の進行管理を行います。

#### (2) 市民の環境配慮方針

- ・市民は、日常生活が環境に密接につながっていることを認識し、環境に配慮したエコライフを身につけ、環境負荷の軽減に向けた行動を実践する必要があります。
- ・市が実施する環境保全・創造に関する取組みに参加・協力する必要があります。

#### (3) 事業者の環境配慮方針

- ・事業者は、事業活動が環境に与える影響について認識し、製造・生産、販売、消費、廃棄に至る全ての段階で、環境負荷の軽減に向けた行動を実践する必要があります。
- ・環境保全や公害に関する法令を遵守するとともに、環境保全・創造に関わる事業活動（エコビジネス）に積極的に取り組む必要があります。
- ・市や市民が実施する環境保全・創造に関する取組みに参加・協力する必要があります。

#### (4) 滞在者の環境配慮方針

- ・滞在者は、豊かな自然環境や歴史・文化についての認識を深め、環境の保全・創造に協力する必要があります。
- ・市が実践する環境保全・創造に関する取組みに協力する必要があります。

## ■ 『市民』が出来る家庭での環境配慮の例

## 【居間や居室】

- 冷暖房は適正な温度設定とし、カーテンやカーペットを使って効率を上げます。
- 電化製品を買い換える時は、家電リサイクル法に基づいて適切に処理・処分し、省エネルギー型の家電製品を選びます。
- 電化製品の主電源を切り、待機時の消費電力を減らします。
- 家庭でのエネルギー使用量の「見える化」を行います。

## 【台所】

- 生ごみはできる限り堆肥化するなど、ごみを出さないように努めます。
- 食用油や調味料、ごみなどを排水口に流さないようにします。
- 洗剤を使わないタワシを利用して、洗剤の使用量を減らします。

## 【洗面所・風呂・トイレ・洗濯】

- 洗面や歯磨きの時に、水を出しっぱなしにしません。
- 風呂のお湯は沸かしすぎないようにして、家族が続けて入ります。
- 暖房便座のトイレのフタは、使用しない時は閉じるようにして、節電に努めます。
- 洗濯の時に、洗剤使用が少なくなるようにします。

## 【ごみの出し方】

- ごみは分別し、所定の場所に、決められた時間までに出します。
- 新聞、ダンボール、雑誌・牛乳パック、空きカン、空きビン、ペットボトルは資源物として、リサイクルを徹底します。

## 【家の周り・まち】

- 自然の風や太陽光、太陽熱など自然エネルギーを有効に使います。
- 庭木や生け垣、花づくり、緑のカーテンなど、緑を増やします。
- 下水道供用区域内では、下水道に接続し、下水道事業計画区域外では合併処理浄化槽を設置します。
- 浄化槽や下水ますを適切に管理・清掃して、悪臭が発生しないようにします。
- 建物を建築する時は、デザインや色彩などに配慮し、周辺環境と調和させます。
- 住宅の新築やリフォームの時は、できるだけ地域産材を活用します。

## 【買い物時】

- 買い物袋を持参し、過剰な包装は断ります。
- 必要以上の物は買わず、詰め替え商品を選びます。
- エコマーク商品などの環境に優しい商品を選びます。
- 修理できるものは、修理して大切に使います。
- 不要なものは、フリーマーケットやバザーに出して、有効に使ってもらいます。

## 【外出時】

- マイカー利用を控え、電車やバスなどの公共交通機関や自転車、徒歩で移動します。
- 車を利用する時には、アイドリングストップ\*を行い、急発進・急加速をせずに、エコドライブに心がけます。
- 車を購入する時は、低公害車や低燃費車、ハイブリッドカー\*などを選びます。

## 【自然や歴史とのふれあい】

- 野生動植物の生息・生育地にむやみに立ち入ったり、捕獲・採取したりせず、貴重な動植物や身近な動植物を大切にします。
- 地域に本来分布している動植物を守るため、外来種を持ち込むことはしません。
- 地域の歴史や風土に理解を深め、郷土への愛着と誇りを持ちます。

### ■ 『事業者』 ができる事業所での環境配慮の例

#### 【エネルギーの有効利用】

- ・ オフィス機器や設備については、省エネルギー機器を導入します。
- ・ 冷暖房は適正な温度設定とし（夏 28℃ 冬 20℃）、カーテンやカーペットを使って効率を上げます。
- ・ クールビズ\*・ウォームビズ\*を推進します。
- ・ 使用していない部屋の電気は切り、部分照明に取組みます。
- ・ 水は、再利用や雨水の活用を行い、節水に心がけます。
- ・ 業務や通勤時の車の利用を自粛し、公共交通機関の利用に努めます。
- ・ 業務用自動車は、低公害車や低燃費車、ハイブリッドカーを使用します。
- ・ 車を利用する時には、アイドリングストップを行い、急発進・急加速をせずに、エコドライブに心がけます。
- ・ 太陽光などの自然エネルギーの活用に努めます。

#### 【廃棄物の削減】

- ・ 再生製品や再生可能な製品の優先購入など、グリーン購入の推進、レンタル使用の促進に努めます。
- ・ 事業系一般廃棄物\*の分別を徹底し、リサイクルに努めます。
- ・ ペーパーレス化、用紙類の再利用・再生利用を積極的に進めます。
- ・ 産業廃棄物は法令に則り、適正に廃棄します。
- ・ 法令の遵守だけでなく、より環境保全に寄与する活動に取組みます。

#### 【自主的な環境配慮活動】

- ・ ISO14001\*などの環境マネジメントシステムの導入など、自主的な環境配慮体制の整備を図ります。
- ・ 環境問題に関する研修を通じて従業員の啓発に努め、従業員の環境保全活動を促進します。
- ・ 企業の環境保全活動についての情報公開を進めます。
- ・ 環境保全・創造に関わる事業活動（エコビジネス）に積極的に取組みます。
- ・ 周辺環境と調和するように、事業所の敷地内の緑化や、屋外広告物の掲出に配慮します。
- ・ 行政や民間団体との協働により、地球環境保全に貢献します。

### ■ 『滞在者』 ができる観光中の環境配慮の例

#### 【環境に配慮した観光】

- ・ 徒歩や自転車、公共交通機関を利用するなど、環境に配慮した観光に努めます。
- ・ バスやマイカーなどのアイドリングストップに協力します。
- ・ ごみの持ち帰りなど、まちの美化に協力します。
- ・ 自然や野生動植物、文化財などを大切にします。

#### 【市の取組みへの協力】

- ・ 大気保全・水質保全に協力します。
- ・ 節水・節電・省資源・省エネルギーに協力します。
- ・ 市・市民・事業者と協働して、環境保全活動に協力します。

## VI. 計画の進行管理

---

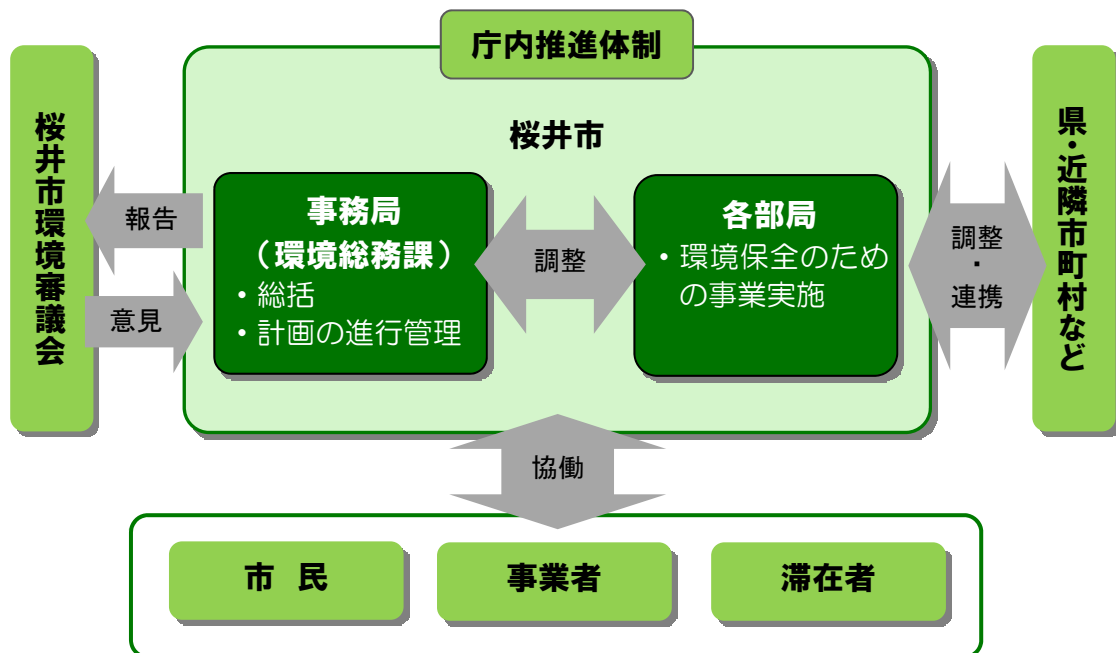


## VI. 計画の進行管理

### 1. 計画の推進体制

桜井市環境基本計画の推進にあたっては、市・市民・事業者・滞在者それぞれが、自発的な活動を促進しながら、一体となって協働の取組みによる環境保全活動を進めます。

市では、第5次桜井市総合計画との整合性を図るとともに庁内の推進体制を構築し、県・近隣市町村等との調整・連携を図りながら、計画の進捗状況の把握や必要な連絡調整を行い、本計画を推進していきます。



環境基本計画の推進体制

### 2. 計画の進行管理

本計画に掲げる目指す環境像の実現に向けて、桜井市環境審議会において、施策や環境指標の進捗状況の点検を行っていきます。

計画の進行管理には、環境マネジメントシステムの考え方に基づいて、Plan（プラン：計画）Do（ドゥ：実行）Check（チェック：点検・評価）Action（アクション：見直し）という手順によるPDCAサイクルを用いて、継続的に点検評価を行っていきます。

#### ■ Plan：実行計画の立案

桜井市環境基本計画に基づき、環境保全の実現に向けた施策・事業の立案を行います。また、庁内のあらゆる事業において、環境に配慮した事業計画を立案します。

事業計画の立案にあたっては、市民や事業者との連携方策もあわせて検討します。

#### ■ Do：施策・事業の実行

計画に基づき、施策や事業を実行します。実行にあたっては、施策や事業だけでなく、庁内の事務・事業においても環境への配慮を徹底します。

施策・事業の実施にあたり必要な財政上の措置を図るとともに、補助制度や基金などを活用し、財源の確保を図ります。

施策・事業の実行にあたっては、市民や事業者との連携により進めていきます。

#### ■ Check：進捗状況の点検・評価

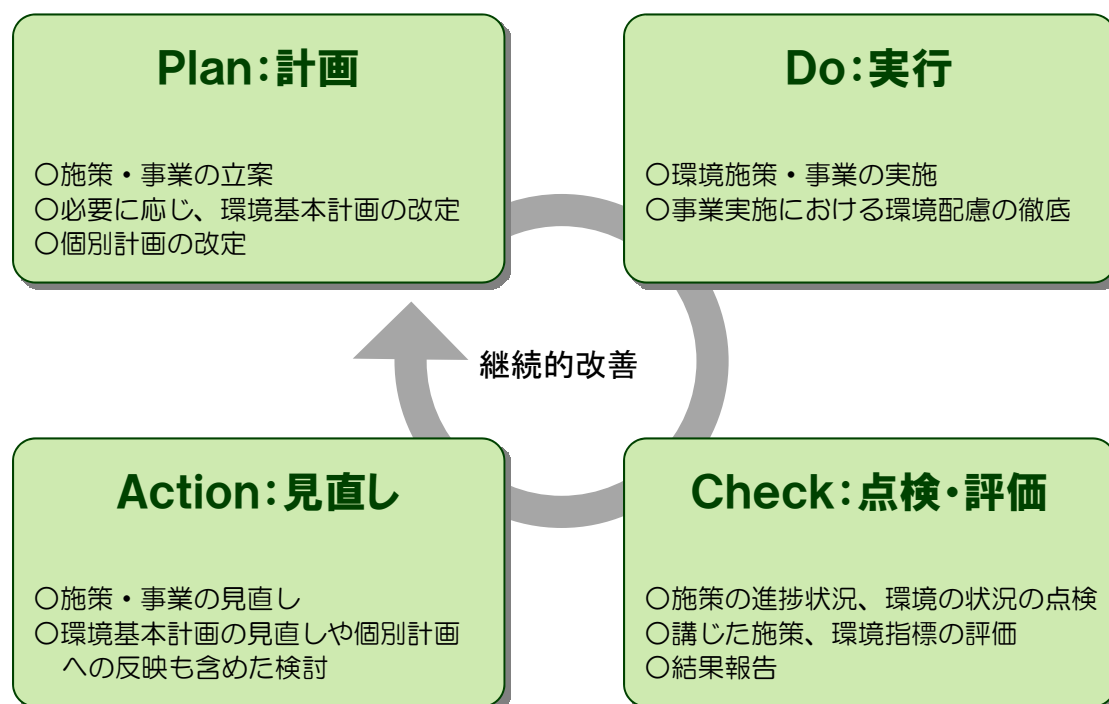
施策や事業の進捗状況や、環境の状況を把握し、環境指標の達成状況を点検・評価します。その結果を事務局が桜井市環境審議会に報告し、意見を聴取します。また、点検・評価の結果は、市のホームページなどにより、公表します。

なお、中間見直し時には、桜井市環境審議会を開催し、進捗状況の報告を行います。

#### ■ Action：計画の見直し

点検・評価の結果や、桜井市環境審議会の意見、社会経済動向を踏まえ、必要に応じて施策・事業の見直しや、桜井市環境基本計画の見直しを行い、個別計画などに反映させていきます。





PDCAサイクルによる進行管理



## 資料編

---



---

# 資料編

---

## 資料 1 桜井市環境基本条例

○桜井市環境基本条例

平成 17 年 9 月 30 日  
条例第 16 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 環境の保全に関する基本的施策(第 8 条—第 10 条)

第 3 章 環境の保全に関する施策(第 11 条—第 17 条)

第 4 章 地球環境保全に関する施策(第 18 条)

第 5 章 推進体制の整備(第 19 条)

附則

私たちのまち桜井市は、大阪湾に注ぐ大和川の源流、奈良盆地の東南部に位置し、古代国家の成立の舞台として数多くの歴史・文化遺産に恵まれ、大和青垣国定公園に代表される緑豊かな自然環境の中で、社会資本整備の進展による生活文化都市として発展してきた。

この恵まれた環境は、先人たちから引き継いだかけがえのない財産であり、将来へと受け継ぐ財産である。

近年の社会経済の飛躍的な発展と都市化の急激な進展は、この恵まれた環境への負荷を増大させ、この結果、身近な自然環境や快適な生活環境が失われつつあると同時に広域的な生態系や地球規模の環境にまで大きな影響を与えることになった。

現在に生きる私たちは、良好な環境の下で、健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、私たち一人ひとりが地域の環境と地球全体の環境を構成していることを深く認識し、良好な地域の環境を築き、もって地球環境保全をも視野に入れた持続的発展が可能な社会の実現を目指して、ここに桜井市環境基本条例を制定する。

### 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、歴史的文化遺産に恵まれた本市の環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当

範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。 )及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全は、すべての者が環境への負荷を低減するための行動を自主的かつ積極的に行うことによって、持続的発展が可能な社会が構築されるように、行われなければならない。
- 3 環境の保全は、文化遺産及びこれと一体をなす歴史的風土並びに豊かな自然環境を生かし、潤いと安らぎのある快適な環境が確保・創造されるように、行われなければならない。
- 4 環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境にかかわっていることにかんがみ、地球環境保全に資するように、社会経済活動その他の活動において推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する国の施策に準じた施策及び地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、市は、基本理念にのっとり、市の施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 観光旅行者その他の滞在者は、基本理念にのっとり、環境への負荷の低減並びに環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全についての施策に協力する責務を有する。

## 第2章 環境の保全に関する基本的施策

(施策の策定等に係る方針)

第8条 市は、環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 歴史的文化的に人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。
- (4) 廃棄物の減量及び適正な処理が進められ、資源の循環的な利用が促進され、エネルギーの有効利用により循環型社会の形成が図られること。
- (5) 地球の温暖化の防止、オゾン層の破壊の防止等による地球環境保全に貢献すること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、桜井市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(報告)

第10条 市長は、環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策に関する報告を定期的に作成し、公表するものとする。

## 第3章 環境の保全に関する施策

(環境への配慮の促進)

第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者(以下「開発事業者」という。)がその事業の実施に当たり環境の保全について配慮すべき事項を定めるとともに、開発事業者がこれに即して自ら積極的に配慮することを促進するため、その普及に努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第12条 市は、開発事業者が環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施する場合において、当該開発事業者がその事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置等)

第13条 市は、環境の保全を図るために必要があると認めるときは、関係行政機関と協議して必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 市長は、環境の保全の確保について、必要に応じて利害関係者と協議し、及び指導、助言その他の措置を講ずることができる。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第14条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動

の充実により市民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第 15 条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 16 条 市は、第 14 条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(監視等の実施)

第 17 条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等を行うように努めるものとする。

#### 第 4 章 地球環境保全に関する施策

第 18 条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の破壊の防止等の地球環境保全に資する施策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制、緑地の保全等に関する施策の実施及び必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、地球環境保全に当たって、国及び他の地方公共団体等と協力することにより、広域的な取組みを図るよう努めるものとする。

#### 第 5 章 推進体制の整備

第 19 条 市は、環境の保全に関する施策を総合的に推進するための必要な体制を整備するものとする。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。



## 資料2 第二次桜井市環境基本計画策定経過

年 月 日	項 目	内 容
平成 28 年 7 月～9 月	市民事業者アンケート調査 【配布期間】 ・市 民：8/9～8/25 ・事業者：8/16～8/31	調査票設計、配布・回収、集計、分析
平成 28 年 12 月 22 日	平成 28 年度 第 1 回桜井市環境審議会	・第二次桜井市環境基本計画（素案）について、報告、審議を行う。
平成 29 年 2 月 6 日 ～3 月 7 日	パブリックコメント	・第二次桜井市環境基本計画（案）のパブリックコメントを実施

### 資料3 桜井市環境審議会委員名簿

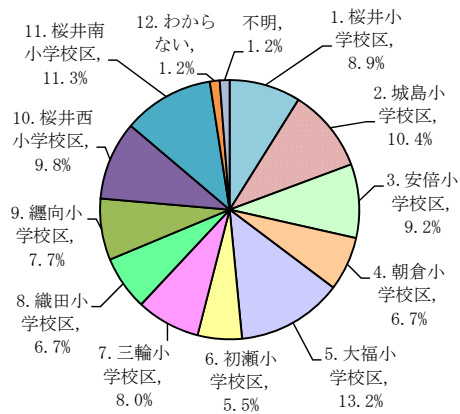
会 長	木村 優	奈良学園大学特別教授
副会長	河合 淳好	桜井市自治連合会会長
委 員	我妻 力	桜井市議会議長
	吉江 貫	桜井地区医師会会長
	後岡 敬太郎	桜井市薬剤師会会長
	小西 笙子	桜井市生活学校委員長
	卜部 能尚	桜井市商工会会長
	杉本 義衛	桜井市農業委員会会長
	中出 喜代廣	桜井市環境保全委員会委員
	新谷 壽男	桜井市大和川上流を美しくする会会長

## 資料4 アンケート調査結果

### (1) 市民アンケート

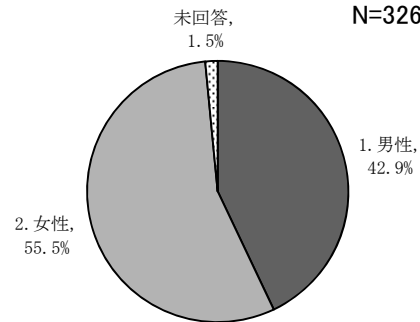
問1 住まいの地区

N=326



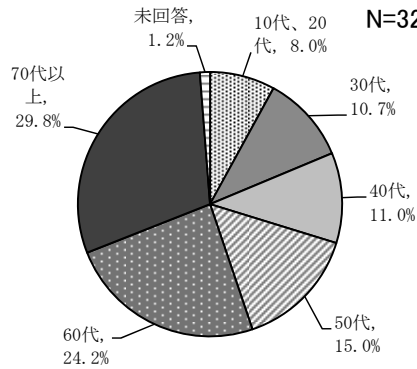
問2 性別

N=326



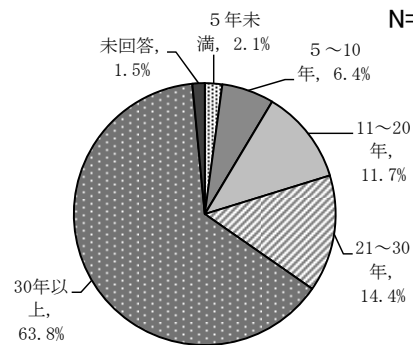
問3 年齢

N=326



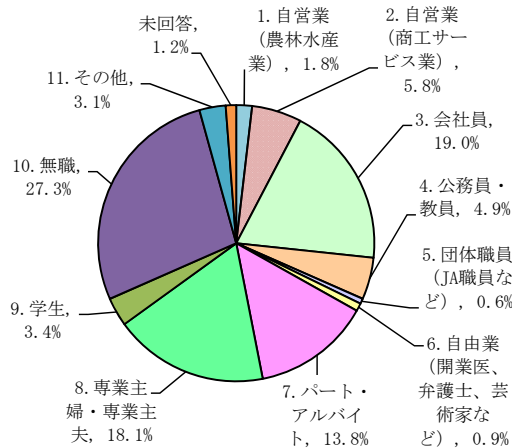
問4 居住年数

N=326



問5 職業

N=326



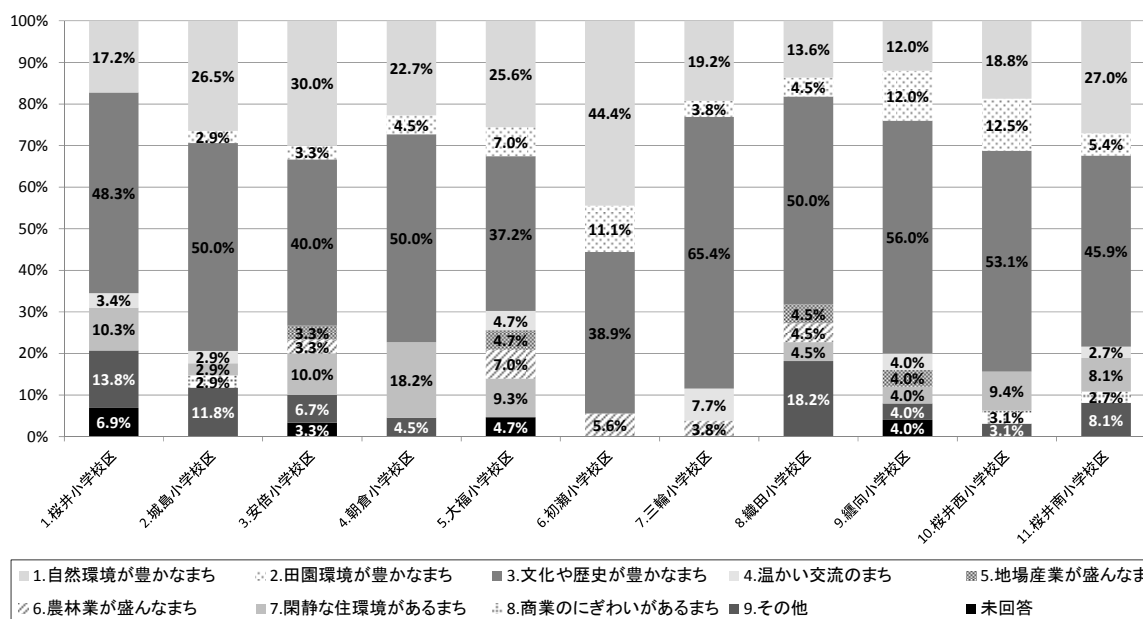
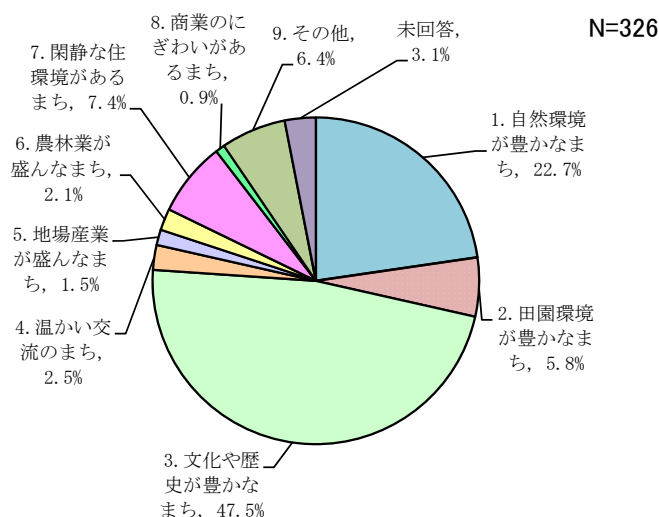
## 問6 桜井市のイメージ

「文化や歴史が豊かなまち」が47.5%で最も多く、半数近くを占めており、次いで「自然環境豊かなまち」が22.7%となっている。

地域別でみると、初瀬小学校区では「自然環境が豊かなまち」が最も多くなっており、それ以外の地域では、「文化や歴史が豊かなまち」が最も多くなっている。

全ての地区において、「自然環境が豊かなまち」と「文化や歴史が豊かなまち」が上位2項目を占めている。

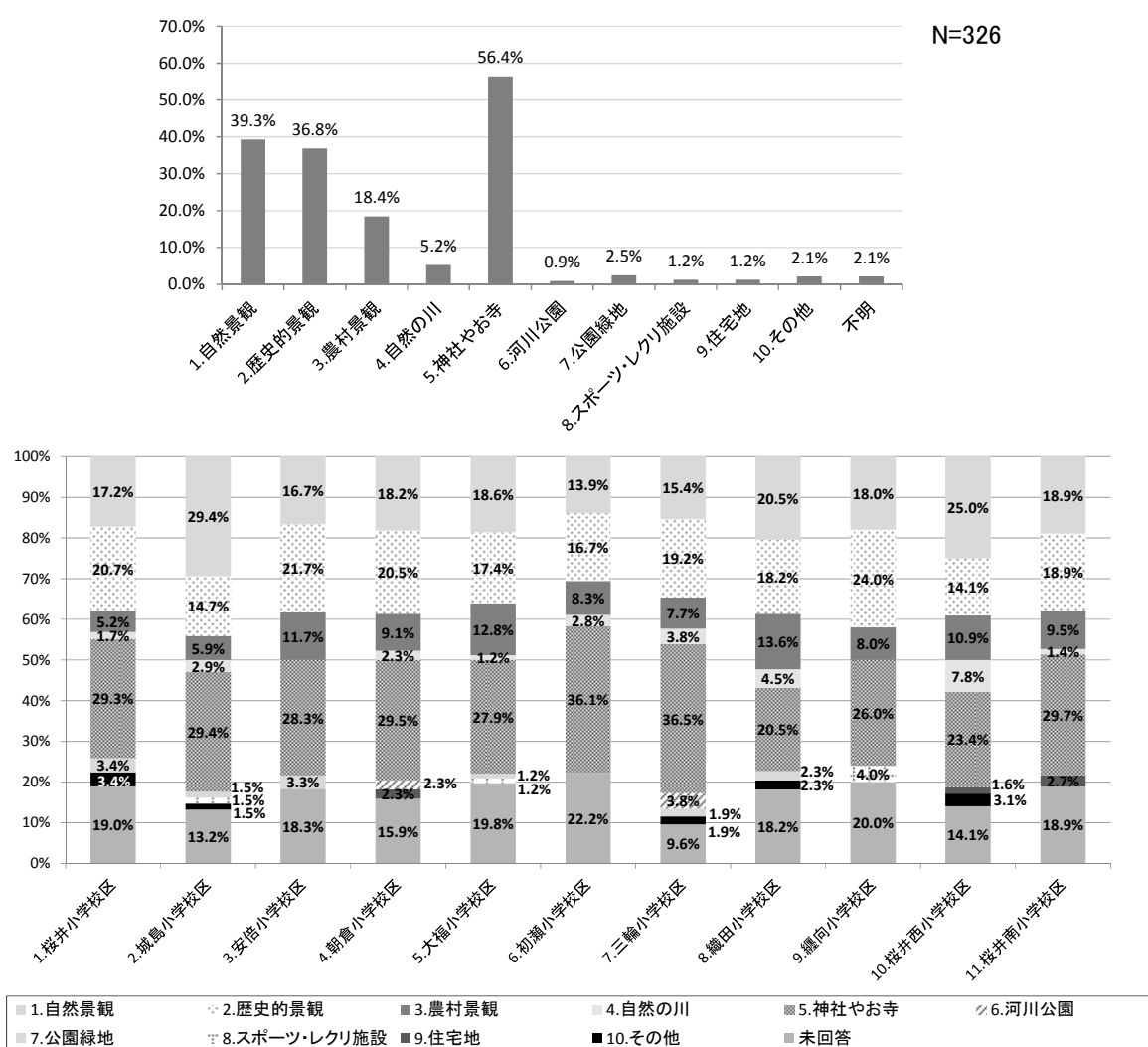
朝倉小学校区においては、「地場産業が盛んな地域」が他の地区に比べて多くなっている。



## 問7 桜井市で好きな風景や場所(2つまで選択可)

好きな風景や場所としては、「神社やお寺」が56.4%で回答者の半数以上を占めており、次いで「自然景観」が39.3%、「歴史的景観」が36.8%となっている。前問の桜井市のイメージでも「歴史・文化」や「自然」をあげる人が多くなっており、同様傾向にある。

地域別にみると、桜井西小学校区では、「自然景観」が最も多く、それ以外の地域では、「神社やお寺」が最も多くなっている。



## 問8-① 住まいの校区の環境についての満足度

※計画書本編 54 ページに掲載

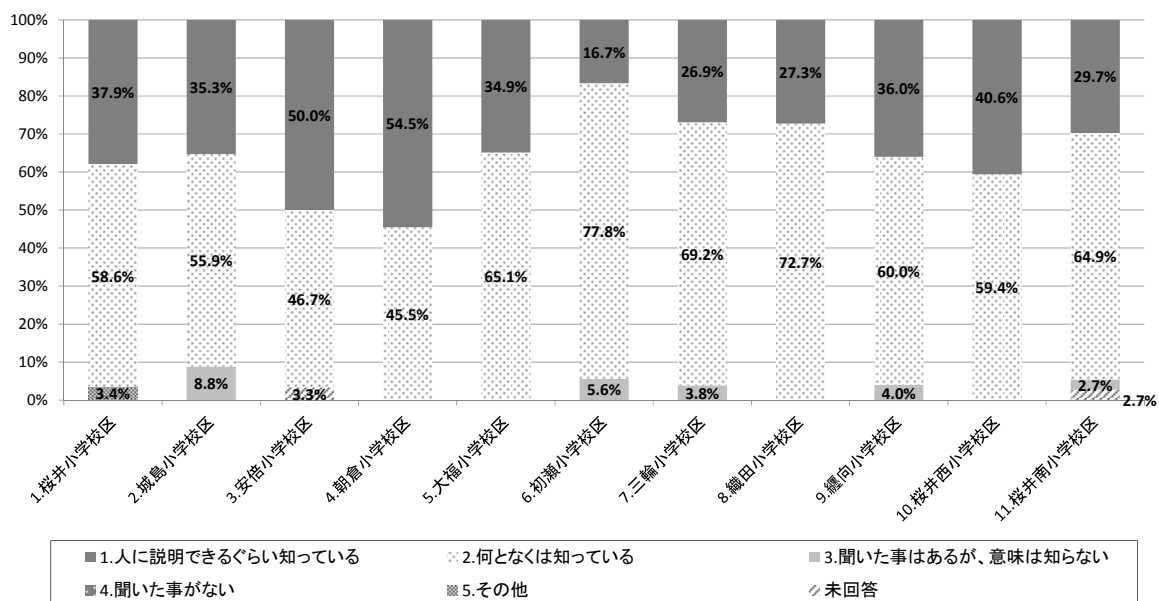
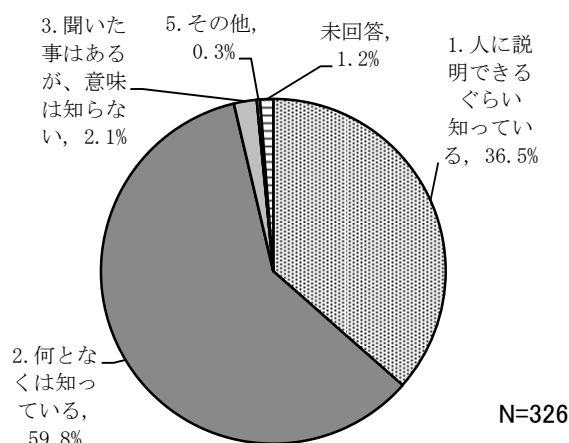
## 問8-② 住まいの校区の環境についての重要度

※計画書本編 55 ページに掲載

### 問9-① 「地球温暖化」という言葉の認識

「何となくは知っている」が59.6%と最も多く、次いで「人に説明できるくらい知っている」が36.5%となっている。“知っている”とした人が9割を超えており、認識が高いといえる。

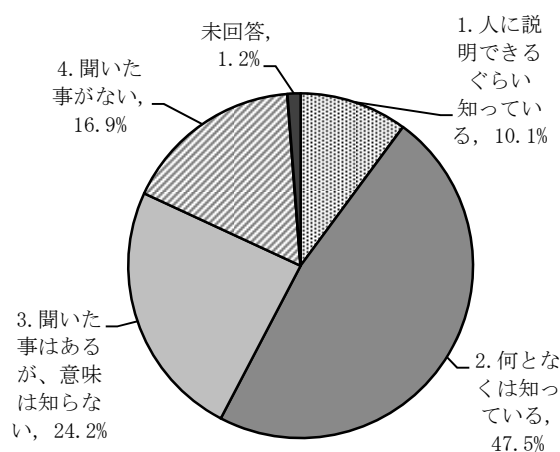
地域別では、安倍小学校区と朝倉小学校区では、「人に説明できるくらい知っている」が最も多く、それ以外の地域では「何となく知っている」が最も多くなっている。



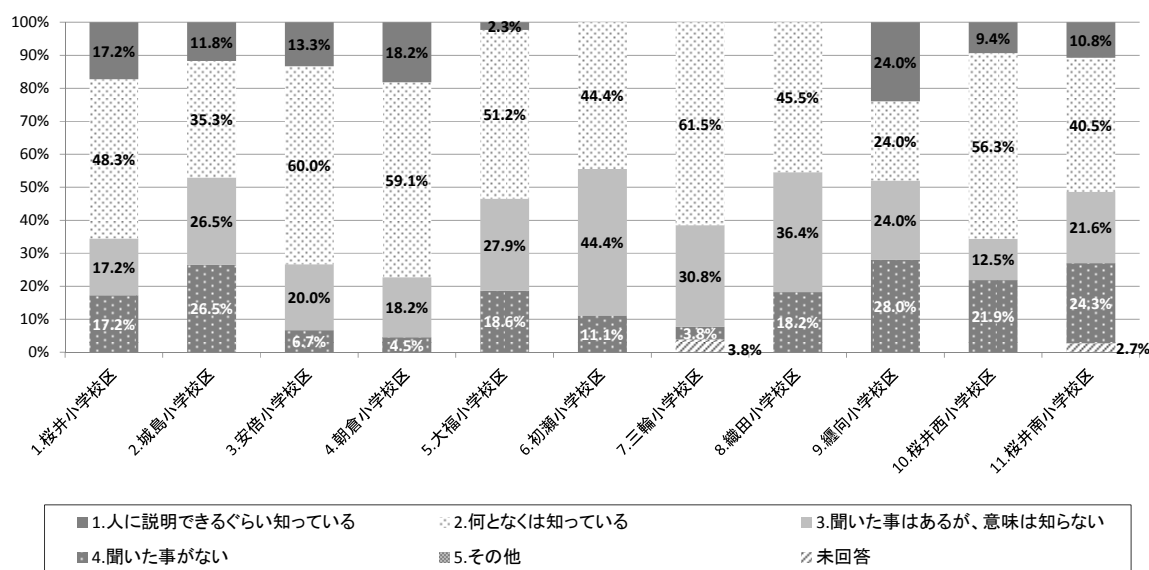
## 問9-② 「生物多様性」という言葉の認識

「何となくは知っている」が47.5%と最も多く、次いで「聞いた事はあるが、意味は知らない」が24.2%となっている。“知っている”とした人が5割を超えており、地球温暖化ほどではないがある認識が高いといえる。

地域別でみると、いずれの地域も「何となく知っている」が最も多くなっているが、安倍小学校区、朝倉小学校区、三輪小学校区では、“知っている”とした人（「人に説明できるくらい知っている」と「何となく知っている」の和）が7割を超えており、認識度が高いといえる。



N=326



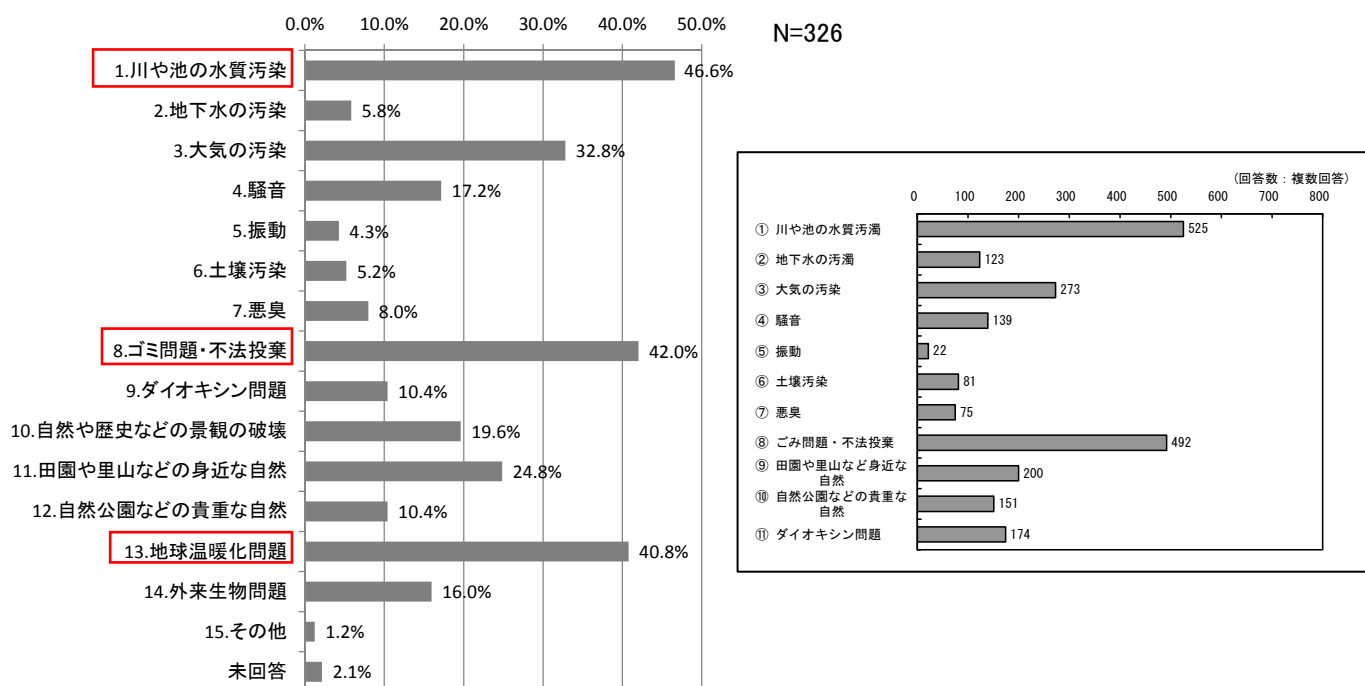
## 問10 身近な環境問題について、関心を持っている内容（3つまで選択可）

身近な環境問題としては、「川や池の水質汚染」が46.6%と最も多く、回答者の半数近くとなっており、次いで「ごみ問題・不法投棄」が42.0%、「地球温暖化問題」が40.8%となっている。

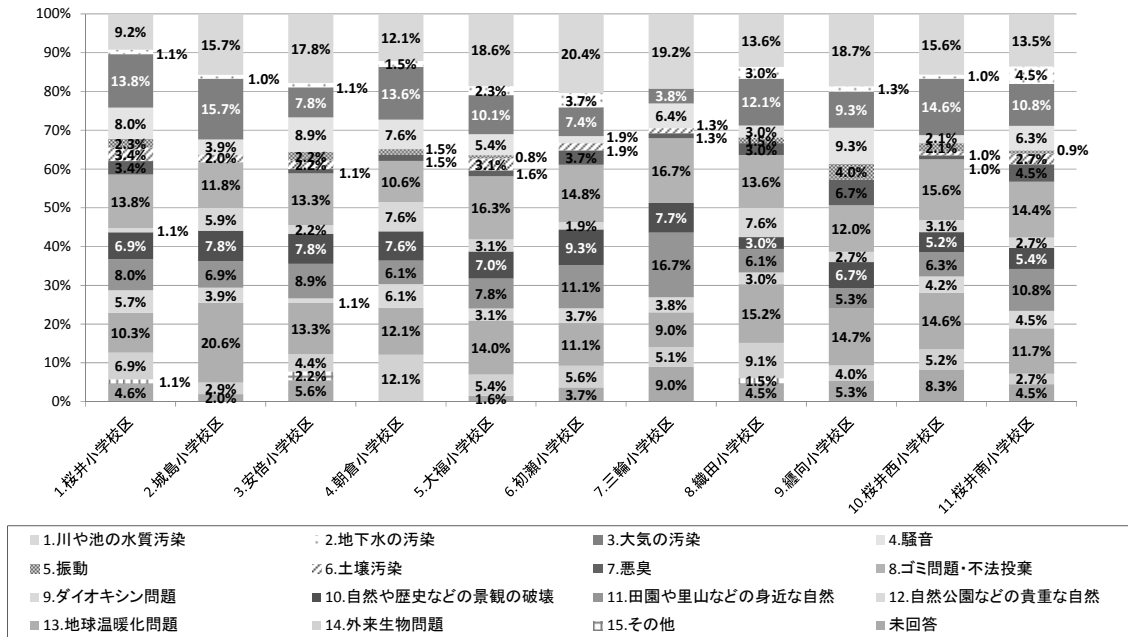
問8の不満度が高い項目や、重要度が高い項目で割合が高くなっており、不満に思っている事項や重要と思っている事項に関心が高いことがわかる。

前回計画策定時に実施したアンケート（平成18年1月実施）でも類似の質問をしており、上位2項目は同じであることから、市民の問題意識に大きな変化がなく、課題が解決できていないという認識をもっていることがうかがえる。また、新たに追加した「地球温暖化問題」が3位にあがっており、市民の関心の高さがうかがえる。

地域別でみると、「川や池の水質汚染」が1位の地域は6地域と最も多く、いずれも市域の西側の下流側となっている。次いで「大気の汚染」と「地球温暖化問題」がいずれも2地区であがっている。地域別で上位3位までに上がっている項目に大きな差はないものの、朝倉小学校区のみで「外来生物問題」があがっている。







問 11 環境を守るために心がけていること

※計画書本編 57 ページに掲載

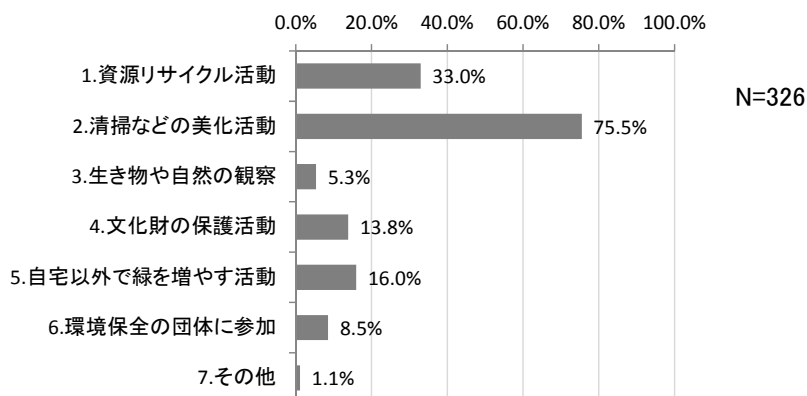
問 12 環境関連活動への参加の状況

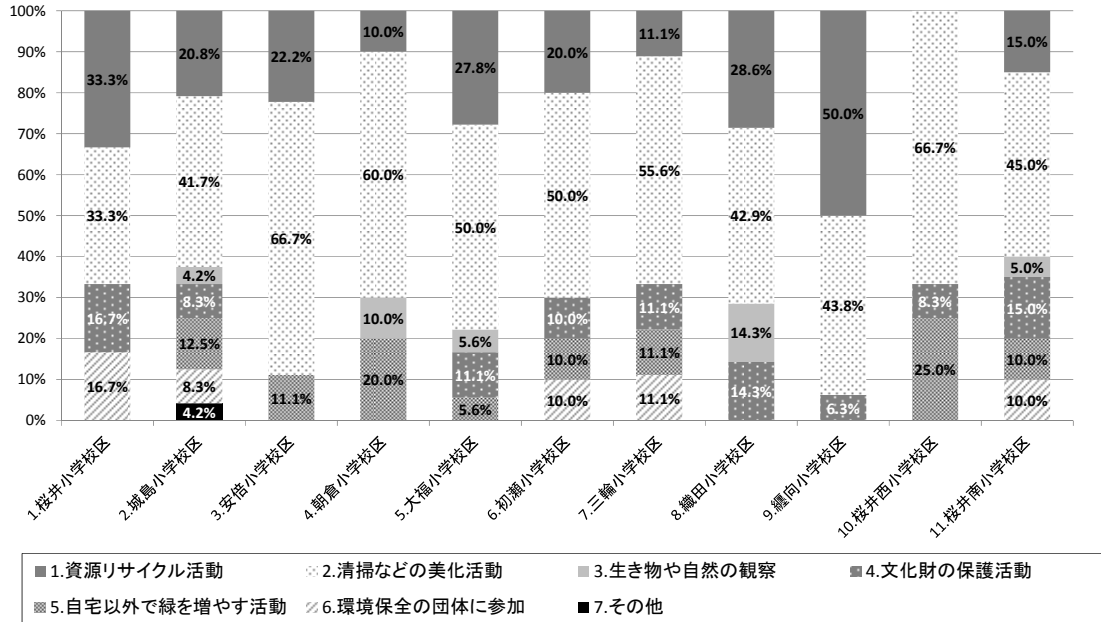
※計画書本編 57 ページに掲載

問 13 活動している内容 (問 12 で「1」または「2」を選択)

参加している活動としては、「清掃などの美化活動」が 75.5%と最も多く、次いで「資源リサイクル活動」が 33.0%となっている。全般的に、身近な活動に参加する人が多くなっている。

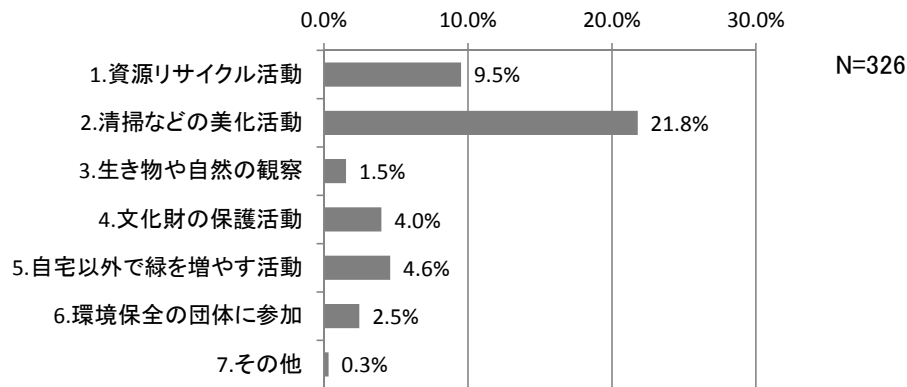
地域別でみると、纏向小学校区を除く全小学校区において「清掃などの美化活動」が最も多くなっている。桜井小学校区では「環境保全の団体に参加」が、桜井西小学校区と朝倉小学校区では「自宅以外で緑を増やす活動」が、他地区に比べて多くなっている。



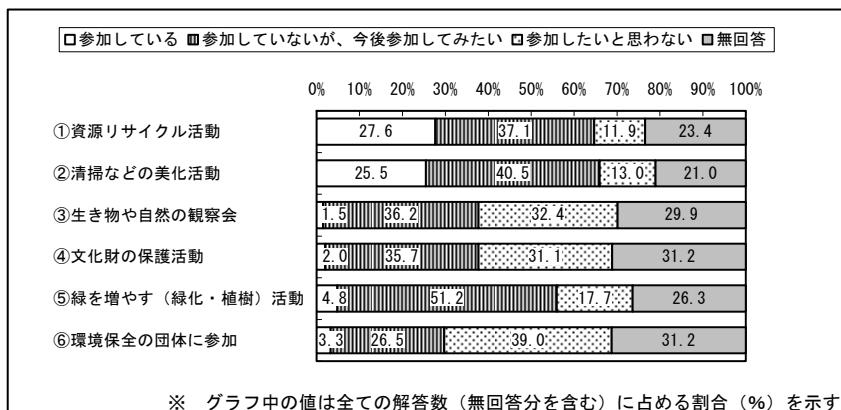


【参考】

前回計画策定時に実施したアンケートで類似の質問をしており、参加している活動の上位2項目は同じであるが、前回に比べて参加している人の割合は少なくなっている。



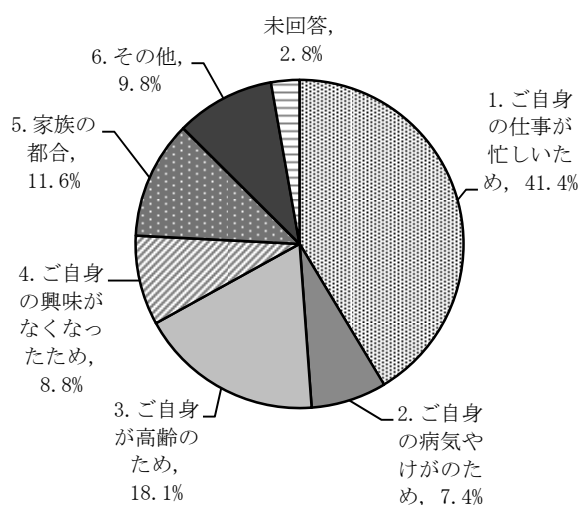
■ 前回調査結果



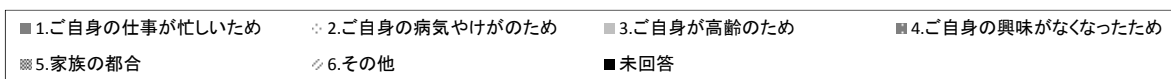
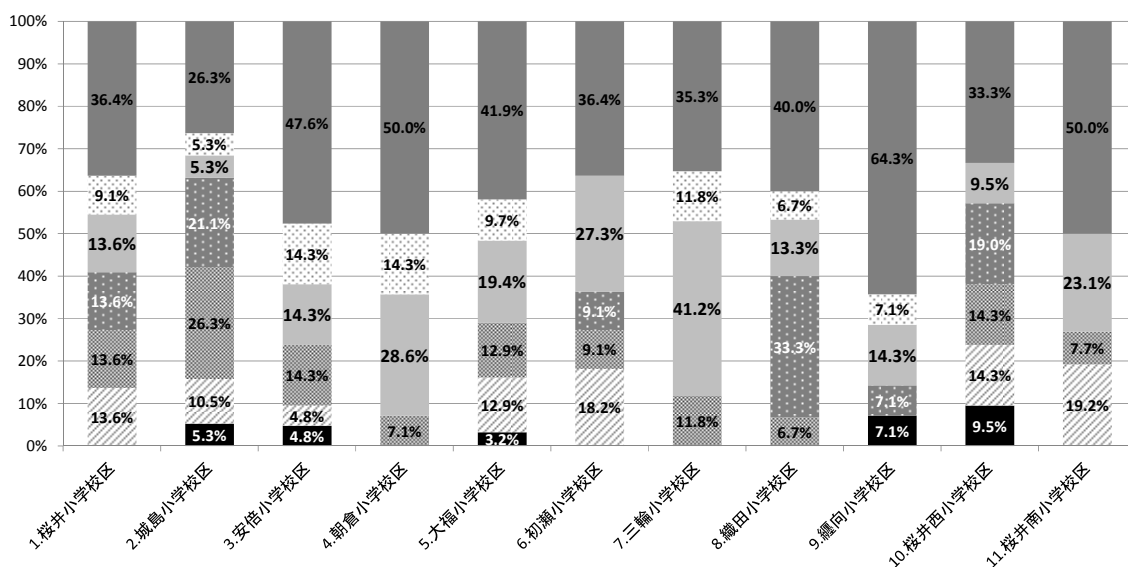
### 問 14 活動に参加していない理由（問 12 で「3」または「4」を選択）

活動に参加していない理由としては、「ご自身の仕事が忙しいため」が 41.4% と最も多く、次いで「ご自身が高齢のため」が 18.1% となっている。

地域別にみると、三輪小学校区では“高齢”を理由にあげる人が 41.2% で最も多く、それ以外の地域では“仕事の忙しさ”をあげる人が最も多くなっている。



N=326



### 問 15 環境を良くするために市が取り組むべきこと

※計画書本編 58 ページに掲載

## 問 16 自由意見

自由意見としては、153 意見（一人で複数の内容について記載しているものは、項目ごとに1つとしてカウント）あり、そのうち、「桜井市政及び計画、職員」についての内容が最も多く、次いで「ごみ収集、ごみ袋」についての内容が多くなっている。

### ■自由意見の有無

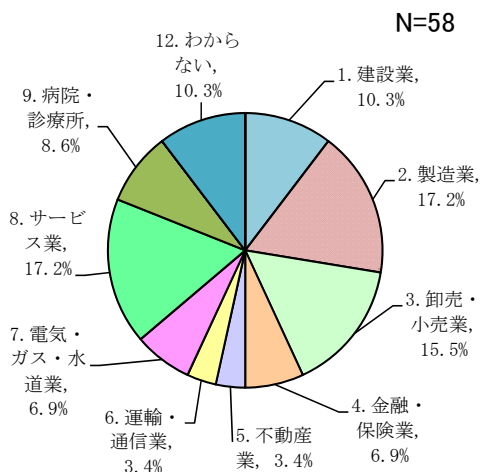
	回答数	割合
あり	98	30.1%
なし	228	69.9%
<b>合計</b>	<b>326</b>	<b>100.0%</b>

### ■自由意見の内容

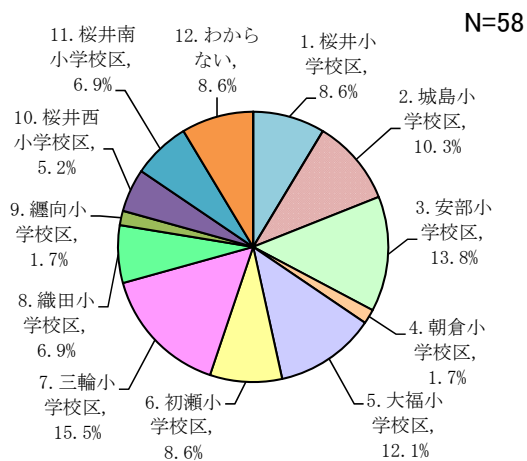
項 目	回答数
桜井市、職員	26
ごみ収集、ごみ袋	21
公園、緑地の整備	18
下水道、河川、池の整備	15
道路、交通の整備	13
市民のマナー	11
自然や歴史などの景観保全、整備	11
空家対策	9
農地の保全対策	8
桜井市のまちづくり	8
地域や学校での環境学習・講習会	3
事業者に公害を発生させないための規制や指導	3
高齢化対策	4
公共施設	2
動物の保全対策	1
<b>合計</b>	<b>153</b>

## (2) 事業者アンケート

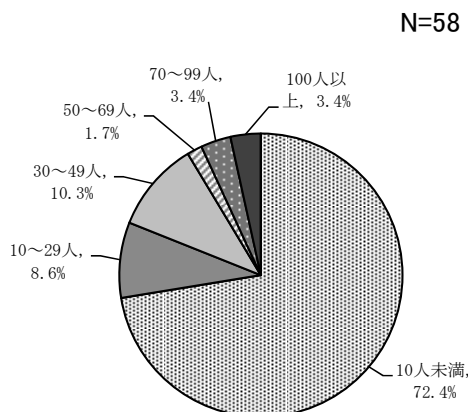
### 問1 事業所の業種区分



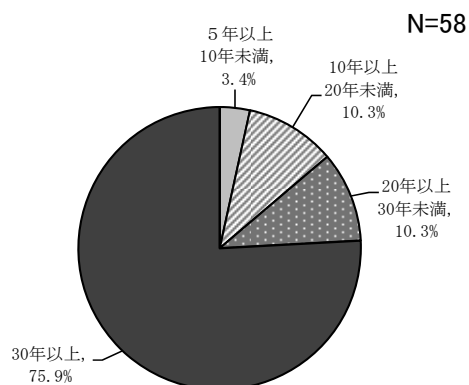
### 問2 事業所の所在地



### 問3 従業員数



### 問4 桜井市内での事業（操業）年数



### 問5 現在、事業所が行っている環境に配慮した取組みについて

※計画書本編 59 ページに掲載

### 問6 環境に配慮した取組みの位置づけについて

※計画書本編 60 ページに掲載

問7 環境政策を進めていく上で、課題となっていること

※計画書本編 60 ページに掲載

問8 環境を良くするために、市が取り組むべきこと

※計画書本編 61 ページに掲載

問9 自由意見

自由意見としては、12 意見（一人で複数の内容について記載しているものは、項目ごとに1つとしてカウント）あり、そのうち、「ごみ収集、ごみ袋」についての内容が最も多く、次いで「河川」、「道路、交通の整備」についての内容が多くなっている。

■自由意見の有無

	回答数	割合
あり	11	19.0%
なし	47	81.0%
合計	58	100.0%

■自由意見の内容

項目	回答数
ごみ収集、ごみ袋	4
河川	2
道路、交通の整備	2
公園、緑地の整備	1
自然や歴史などの景観保全、整備	1
農地の保全対策	1
その他	1
合計	12

## 資料5 用語の解説

### 【ア行】

**ISO14001** (アイエスオーいちまんよんせんいち)

(ISO : International Organization for Standardization) (アイエスオー : インターナショナル オーガニゼーション フォースタンダーディゼーション)

環境マネジメントシステムの仕様(スペック)を定めた規格であり、ISO規格に沿った環境マネジメントシステムを構築する際に守らなければならない事項が盛り込まれています。

### IT (アイティ)

(情報通信技術 : information technology)  
(インフォメーション テクノロジー)

情報や通信に関する技術の総称で、コンピューターを利用して情報等の処理を効率化する技術のことをいいます。

### アイドリングストップ

駐停車中の自動車のエンジンを止めることで、大気汚染の防止、地球温暖化防止対策に貢献することができます。

### アスベスト

石綿とも呼ばれる天然の繊維状鉱物のことで、発がん性があるとして、現在では原則として製造などは禁止されています。

### アライグマ

北米原産の雑食性のほ乳類で、果実・野菜・穀類、動物全般まで食べ、特定外来生物に指定されています。家屋の天井裏や空き家など、人間の生活圏を積極的に利用しながら、生息しており、農業被害や在来種への影響が危惧されています。

### 硫黄酸化物 (SOx) (いおうさんかぶつ)

石油や石炭などの硫黄分を含んだ化石燃料の燃焼によって発生する、二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)、三酸化硫黄(SO<sub>3</sub>)、硫酸ミストなどの硫黄酸化物の総称のことです。中でも二酸化硫黄は、呼吸器への悪影響があり、ぜんそくなどの原因となることが知られています。

### 一般廃棄物 (いっばんはいきぶつ)

一般家庭から排出されるごみ・粗大ごみ・し尿、オフィスなどから排出されるごみのことで、廃棄物のうち産業廃棄物を除いたもののことです。

### ウォームビズ

暖房時の室温を20度にし、温かい服装を着用することで、快適に過ごしながら空調設備によるエネルギー使用量を減らし、二酸化炭素の排出を抑制します。

### エコ家電 (えこかでん)

環境への負荷が少なく、省エネルギー効果が高い家庭用電化製品のことをいいます。

平成12年に省エネルギーラベリング制度が導入され、家庭で使用される電化製品21製品(平成27年3月現在)を中心に、省エネ法で定められた目標基準(トップランナー基準)に基づき製造事業が製品やカタログに表示しており、省エネ性能の比較ができるようになっています。

### エコツーリズム

自然環境や歴史文化を体験して、学ぶとともに、その保全にも責任を持つ観光のあり方のことです。

### エコドライブ

アイドリングストップの実施や急発進・急加速、空ぶかしなどを防止することで、自動車利用による環境への影響を、できるだけ少なくするように配慮して運転することです。

### エコライフ

電気やガス、水などの使いすぎに配慮したり、ゴミを少なくするなど、日常生活の無駄をなくし、環境への負荷の少ない生活を実践すること。

### SNS (エヌエヌエス)

(Social Networking Service) (ソーシャルネットワークング サービス)

インターネット上で参加者同士がコミュニケーションをとるための場所のことをいい、広く情報を公開する一般的なインターネットウェブサイトとは異なり、すでに加入してい

る人の紹介がないと参加できない招待制のサービスが多くなっています。

### **NPO (エヌピーオー)**

(民間非営利組織 : Non-Profit Organization)  
(ノンプロフィット オーガナイゼーション)

社会的な使命の実現を目指して活動する組織や団体のことで、利益を関係者に分配しない点が企業と異なります。

### **LED照明 (エルイーディーしょうめい)**

(LED: light emitting diode) (ライト イミッティング ダイオード)

白色発光ダイオードを光源とする照明器具で、白熱電球や蛍光灯と比較して、発光効率が高く、低消費電力で長寿命という特徴があります。

### **黄色土壌 (おうしょくどじょう)**

黄色の土壌で、沖縄あたりの暖帯以南に分布する土壌です。熱帯地方にあるラテライト性土壌ほど強く鉄が変化していません。

### **オキシダント (Ox)**

光化学スモッグの原因物質である酸化性物質 (オゾン、アルデヒド等) の総称のことで、自動車や工場から排出される窒素酸化物や炭化水素等が紫外線によって光化学反応を起こして生成される物質です。

### **オゾン層 (おぞんそう)**

成層圏でオゾンの多い層のことをオゾン層といい、太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を守っています。冷蔵庫やエアコンなどの冷媒に使われてきたフロンが大気中に放出されると、太陽光で分解される時に生じる塩素原子がオゾンを破壊するため、問題となっています。

### **温室効果ガス (おんしつこうがす)**

(GEG: Greenhouse Effect Gas) (グリーンハウス エフェクト ガス)

二酸化炭素をはじめ、フロン、メタンなど、地表面から放出される赤外線を吸収する気体を温室効果ガスと呼び、この温室効果ガスによって宇宙空間に逃げるはずの熱が地表面に

戻ることで、気温が上昇する現象を温室効果といいます。

### **【 力行 】**

#### **外来種 (がいらいしゅ)**

もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことを指します。

#### **褐色森林土壌 (かつしょくしんりんどうじょう)**

森林下に分布している褐色の土壌です。日本に広く分布しており、全体にあまり特徴がなく、表層は黒色味が強く、深くなるほど褐色になります。

#### **合併処理浄化槽 (がっぺいしよじょうかそう)**

トイレの汚水だけではなく生活雑排水を処理する浄化槽で、BOD 除去率 90%以上、放流水の BOD 濃度 20ppm 以下であることが定められています。

#### **環境家計簿 (かんきょうかけいぼ)**

家庭生活における環境負荷量の収支計算を、家計簿による家計の収支計算のように行うもので、エネルギー・資源 (電気、燃料、水道、ごみ) の消費量だけでなく、食品や日用品 (菓子、酒類、本・雑誌、家具、家電製品等) の消費量からも CO<sub>2</sub> 排出量を計算できるようにしています。

環境家計簿は、CO<sub>2</sub> 排出量を減らす行動を実践することにより、地球温暖化を防止するとともに、他の環境問題の解決にも貢献し、かつ家計の節約にも結びつけることを目的としています。

#### **環境基準 (かんきょうきじゅん)**

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準のことで、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音をどの程度以下に保つべきかを定めた基準であり、行政上の政策目標です。

#### **環境ホルモン (内分泌攪乱物質) (かんきょうほるもん ないぶんびつかくらんぶつ)**

環境中の化学物質で、動物の生体内に取り



込まれた場合、正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質の総称です。生殖機能の阻害、悪性腫瘍の原因となるなどの悪影響を及ぼす可能性がある」と指摘されています。

### 環境マネジメントシステム（かんきょうまねじめんとしすてむ）

（EMS：Environment Management System）（エンヴァイロメント マネジメント システム）

組織が自ら環境方針を設定して、計画を立案（Plan）し、それを実行（Do）して、点検・評価（Check）を行い、見直し（Action）を行うという一連の取り組みにより、継続的に環境への負荷の低減を図っていく仕組みのことです。

### 帰化植物（きかしよくぶつ）

外国から来て、野生として定着した植物のことです。

### 協働（きょうどう）

（Collaboration Partnership）（コラボレーション パートナーシップ）

日本の地方自治の分野で、まちづくりの取り組みに不可欠なものとして唱えられている概念のひとつです。市（行政）だけでなく、市民、事業者などが、相互にお互いの不足を補い合い、ともに協力して課題解決に向けた取り組みをすることをいいます。

### 京都議定書（きょうとぎていしよ）

平成9年に京都で開催された国連気候変動枠組条約第3回締結国会議（COP3）で採択されたもので、先進国に温室効果ガスを削減する数値目標の達成（日本は2008年～2012年の平均で1990年比6%の削減）を義務づけており、国際的に協調して目標を達成する仕組みも導入しています。

### クールビズ

冷房時の室温を28度で快適に過ごせるよう、衣服を軽装化することで、空調設備によるエネルギー使用量を減らし、二酸化炭素の排出を抑制します。

### グリーンツーリズム

農山漁村地域において、自然・文化や農林漁業とのふれあいや人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動のことです。

### 原生林（げんせいりん）

まったく天然のままで、人類の手が加えられたことがない森林を指します。

### 光化学スモッグ（こうかがくすもっぐ）

大気中の窒素酸化物や炭化水素が、太陽からの強い紫外線を受けて、光化学反応を起こし、オキシダントと総称されるオゾン、アルデヒド類等になり、これらの物質からできたスモッグのことです。

日差しが強く、気温が高く、風の弱い日中に発生しやすく、粘膜への刺激、呼吸器への影響といった人への影響のほか、農作物などの植物にも影響を与えます。

### 国定公園（こくていこうえん）

国立公園に準じる景勝地として自然公園法に基づいて環境大臣が指定し、都道府県が管理する公園で、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健休養等の場として役立てるとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的としています。

### **【 サ行 】**

### 再生可能エネルギー固定買取制度（さいせいかのうえねるぎーこていかいとりせいど）

再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が一定価格で買い取ることを国が約束する制度のことをいいます。電力会社が買い取る費用を電気の利用者から賦課金として集め、再生可能エネルギーの普及を図っています。

### 里地・里山（さとち・さとやま）

原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く薪炭林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域です。人の手が入ることで、環境が形成・維持されてきましたが、二次的な自然と同様に、管理が行われなくなり、荒廃が進んで居ることが問題となっています。

### 産業廃棄物（さんぎょうはいきぶつ）

事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、廃棄物処理法で規定された、燃え殻・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類その他政令で定めるものの20種類で、排出する事業所が責任をもって処理することになっています。

### 酸性雨（さんせいう）

化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが、大気中に取り込まれて生じる酸性の雨（通常pHが5.6以下のものを指す）のことです。酸性雨は、河川や湖沼、土壌を酸性化して生態系に悪影響を与えるほか、コンクリートを溶かしたり、金属に錆を発生させたりして建造物や文化財に被害を与えます。

### 資源循環（しげんじゅんかん）

廃棄物の発生を抑制して、廃棄物となる物も資源として再使用、再利用することで、新たな資源の受け入れを抑え、環境に配慮した経済社会を築いていくことが求められます。

### 社叢林（しゃそうりん）

神社において社殿や神社境内を囲うように密生している林を指します。

### 循環型社会（じゅんかんがたしゃかい）

廃棄物等の発生を抑制し（ごみをなるべく出さず）、廃棄物等のうち有益なものは資源として活用し（ごみをできるだけ資源として使い）、適正な廃棄物の処理（使えないごみはきちんと処分）を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会のことです。

### 薪炭林（しんたんりん）

薪（たきぎ）や炭の原料となる木材を採取するための森林で、里山に多く分布しています。主な樹種は、クヌギ、コナラ、カシ類です。

### 3R（スリーアール）

リデュース（Reduce：廃棄物の発生抑制）・リユース（Reuse：製品・部品の再使用）・リサイクル（Recycle：再生資源の利用）という

3R（スリーアール）の取り組みのことで、3Rを進めることで循環型社会を形成していくことが重要です。

### 生態系（せいたいけい）

ある空間に生息・生育する生物群集と、それを取り巻く気候的、土地的、人為的な環境を合わせたひとつのまとまりのことで、生態系の保全のため、特定の種の生息条件を保全することに留まらず、生態系全体として保全していくことが重要です。

### 生物多様性（せいぶつたようせい）

生きものの豊かな個性とのつながりを指します。生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしています。

### 潜在自然植生（せんざいしぜんしょくせい）

ある土地から一切の人為的作用を停止したときに考えられる、その時点でその土地が支え得る最も発達した植生のことを指します。身近な森や草原は、多くの場合、さまざまな人為的干渉の下で成立している代償植生です。

### **【 夕行 】**

### ダイオキシン類（だいおきしんるい）

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称です。燃焼過程や化学物質の合成過程で意図せずに生成される化学物質で、急性毒性、発ガン性等の毒性があります。

### 単独処理浄化槽（たんどくしよりじょうかそう）

トイレの汚水のみを高い能力で浄化する浄化槽です。風呂場や台所から排出される生活雑排水が河川や海の水質汚濁の原因となる割合が増えたため、平成13年4月1日から製造・販売が禁止されています。

### 地球温暖化問題（ちきゅうおんだんかもんだい）

二酸化炭素、フロン、メタンなどの温室効果ガスの増加により、地球の気温が高まる現

象のことで、自然や生活環境に各種の影響（海面の上昇、農林業への被害など）が生じることが予測されています。化石燃料の使用量の削減等により、二酸化炭素の排出量削減を図っていく必要があります。

#### **窒素酸化物 (NOx) (ちっそさんかぶつ)**

空気中や燃料中の窒素分の燃焼などによって生成されて、酸性雨や光化学スモッグの原因となる物質のことで、主な発生源は自動車、工場の燃焼施設、事業所や家庭の暖房器具など広範囲にわたります。

#### **中水 (ちゅうすい)**

上水（水道）と下水の間であることに由来する言葉で、生活排水や産業排水を処理して循環利用するもので、雑用水とも呼ばれます。具体的には水洗トイレの用水、公園の噴水など人体と直接、接しない目的や場所で用いられます。

生活水準の向上や経済活動の進展による都市部での水不足や、下水道付加の軽減、水資源の有効利用、水道・下水道料金の節約などを目的に行われています。

#### **長伐期林 (ちょうばつきりん)**

伐採年齢を、通常（40～60年）の倍（80～100年）に延ばすことで、下層植生と表土を安定させる森林のことで、大径材（太い木）が生産されることから、高収入が得られると同時に、森林の生態系が長期にわたり安定的に維持されるという特徴を持っています。

#### **低公害車 (ていこうがいしゃ)**

窒素酸化物 (NOx) や粒子状物質 (PM) 等の大気汚染物質の排出が少なく、環境にやさしい自動車のことをいいます。

従来は、電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車の4種類が低公害車とされてきたが、近年、ガソリン自動車やLPガス自動車等の排出ガス性能も大きく改善しており、従来の低公害車と同等の排出ガス性能を持つものも出てきています。

#### **低炭素社会 (ていたんそしゃかい)**

現状の産業構造やライフスタイルを見直すことで、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を低く抑える社会のことで、石油やガソリンなどの化石燃料使用量の削減や高効率エネルギーの開発、エネルギー消費の削減、資源の有効利用などによって実現を目指しています。

#### **デマンド型乗合タクシー (でまんどがたのりあいたくしー)**

バス並みの安価な料金で、利用者の希望時間帯、乗車場所などの要望（デマンド）に合わせて、目的地まで送迎するサービスで、定時・定路線バス運行と異なり、予約に応じて運行します。一般的に、バスの運行が困難な地域等で運行しています。

#### **土壌汚染 (どじょうおせん)**

有害な物質が土壌に浸透して土壌や地下水が汚染された状態のことをいいます。

#### **【 ナ行 】**

#### **ナラ枯れ (ならがれ)**

ナラ枯れと呼ばれるコナラ等のナラ類の枯死の大部分は、「ナラ菌」が起こす伝染病によるものです。枯れたナラ類の中で増えた「ナラ菌」を、「カシノナガキクイムシ」が健康なナラ類に媒介します。

#### **二次的自然 (にじてきしぜん)**

水田やため池、雑木林など、人が手を入れることによって管理・維持されてきた自然環境のことで、近年は、高齢化の進行や産業構造の変化により、それらの管理が行われなくなり、植物の遷移が進んだことで、二次的自然に特有の身近な動植物が生息・生育環境が減少していることが問題となっています。

#### **ヌートリア**

アメリカ大陸原産の大きなネズミです。水辺で生活し、良く泳ぎます。雑食性で、特定外来生物に指定されており、農業被害や在来種への影響が危惧されています。

## 【 ハ行 】

### バイオマス

生物資源 (bio) の量 (mass) を表す概念で、「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」と定義されています。

エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材、海藻、生ごみ、紙、動物の死骸・糞尿などがあり、これらを燃焼することなどにより放出された CO<sub>2</sub> は、光合成により大気中から吸収した CO<sub>2</sub> であり、大気中に新たな CO<sub>2</sub> を増加させない資源とされています。

### 灰色低地土壌 (はいいろていちどじょう)

河川の働きによって低地に発達した土壌で、主に水田で使われています。川の近くなど地下水の影響により鉄が水に溶ける形になり灰色になります。

### ハイブリッドカー

エンジンと電気モーターといった異なる複数の動力源を搭載した自動車のことです。それぞれの利点を組み合わせることで、低燃費と低公害を実現しています。

### パリ協定 (ぱりきょうてい)

平成 27 年にパリで開催された国連気候変動枠組み条約第 21 回締結国会議 (COP21) で、京都議定書以来の新たな法的枠組みとして採択されたものです。産業革命前からの気温上昇を 2.0 度未満に抑えるとともに、1.5 度未満に収まるよう努力することや、5 年ごとの排出量削減目標の見直し・提出、気候変動の影響により損失と被害が発生してしまった国への救済のための仕組みづくりも盛り込まれています。

### PM2.5 (微小粒子状物質) (ピーエムにいいてんご) (びしょうりゅうしじょうぶつしつ)

大気中に浮遊している 2.5 μm (1 μm は 1mm の千分の 1) 以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質 (SPM : 10 μm 以下の粒子) よりも小さな粒子です。PM2.5 は非常に小さいため (髪の毛の太さの 1/30 程度)、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

### BOD (生物化学的酸素要求量) (ビーオーディー) (せいぶつかがくてきさんそようきゅうりょう)

(BOD : Biochemical Oxygen Demand) (バイオケミカル オキシジェン デマンド)

河川等の水質汚濁の一般指標として用いられ、水中の有機物質が、一定時間、一定温度のもとで微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量のことで、数値が大きくなるほど汚濁しています。

### ビオトープ

本来は、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉のようですが、特に開発事業などによって生態系や環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに生物の生息・生育環境を整備した場所を指して言う場合もあります。

### 複層林 (ふくそうりん)

数回に分けて植林することで、年齢の異なる木が育っている森林のことです。一斉に伐採するのではなく、少しずつ伐採し、伐採したところに新たに苗木を植えることで、森林の公益的機能の維持や地球温暖化防止にも貢献します。

### 浮遊粒子状物質 (ふゆうりゅうしじょうぶつしつ)

(SPM : Suspended Particulate Matter) (サスペンディッド パーティキュレイト マター)

浮遊粉塵のうち、その粒径が 10 μm 以下のものをいい、燃料や廃棄物の燃焼で発生したものや、砂塵、森林火災の煙、火山灰などがあります。大気中に長時間滞留して、肺や器官に沈着するなど、呼吸器に影響を与えます。

### ポリ塩化ビフェニル (ぼりえんかびふえにる) (PCB : Polychlorinated Biphenyl) (ポリクロロビフェニル)

絶縁性、不燃性等の特質を有する主に油状の物質で、かつてトランス、コンデンサー等の電気機器などに幅広く用いられてきましたが、その毒性が問題となり、昭和 47 年以降、製造や使用が禁止されています。また、平成 13 年以降、事業者に対して適正処理などを義

務づけています。

## 【 マ行 】

### 松枯れ（まづがれ）

松枯れと呼ばれる松の枯死の大部分は、「マツノザイセンチュウ」という線虫が起こす伝染病によるものです。枯れたマツの中で増えた線虫を、「マツノマダラカミキリ」が健康な松に媒介します。

### 未利用・再生可能エネルギー（みりよう・さいせいかのうえねるぎー）

工場排熱、地下鉄や地下街の冷暖房排熱、外気温との温度差がある河川や下水、雪氷熱など、エネルギー源として有効に利用できる可能性があるにもかかわらず、これまで利用されてこなかったエネルギーを未利用エネルギーといいます。

また、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などの一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーを再生可能エネルギーといいます。

## 【 ラ行 】

### レッドデータブック／レッドリスト

国際自然保護連合（IUCN）が世界各国の専門家の協力によって作成した絶滅のおそれのある種のリストや、生態、圧迫要因等を取りまとめた資料集をいいます。

わが国においても環境省が専門家の協力を得て、発刊しています。

奈良県においても県内各地域の自然特性を明らかにし、県民に郷土愛の高揚や自然保護思想の普及啓発を図るため、作成されています。



# 桜井市環境基本計画

自然と歴史と人が共生する悠久のふるさと さくらい  
～豊かな自然と歴史と安全な暮らしを未来につなぐ～

---

発行・編集

桜井市環境部環境総務課

〒633-0052

奈良県桜井市大字浅古 485 番地の 1

TEL (0744) 45-2001

FAX (0744) 45-2002

E-mail [greenpark1@city.sakurai.lg.jp](mailto:greenpark1@city.sakurai.lg.jp)

HP アドレス <http://www.city.sakurai.lg.jp>

発行年月

平成 29 年 3 月

---

# 桜井市環境基本計画

平成 29 年 3 月発行

編集・発行



桜井市